

# (仮称) 江坂計画 環境影響評価提案書

令和4年(2022年)7月

住友不動産株式会社  
株式会社長谷工コーポレーション

## 目 次

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1- 1
2. 事業者の環境に対する取組方針	2- 1
3. 事業の名称、目的及び内容	3- 1
3. 1 事業の名称	3- 1
3. 2 事業の目的	3- 1
3. 3 事業の内容	3- 1
3. 3. 1 事業の種類	3- 1
3. 3. 2 事業の規模	3- 1
3. 3. 3 事業の実施場所	3- 1
3. 3. 4 事業計画の概要	3- 3
3. 3. 5 工事計画	3-13
3. 3. 6 環境影響要因の概要	3-15
3. 3. 7 周辺環境に配慮した事業計画検討の概要	3-15
4. 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況	4- 1
4. 1 地域の範囲	4- 1
4. 2 地域の概況	4- 2
4. 2. 1 社会条件	4- 2
4. 2. 2 自然条件	4-58
4. 2. 3 環境の概況	4-63
4. 2. 4 周辺事業の有無	4-95
5. 当該事業における環境に対する取組方針	5- 1
6. 当該事業における環境取組内容	6- 1
6. 1 工事中	6- 1
6. 1. 1 地球温暖化対策・省エネルギー	6- 1
6. 1. 2 排ガス・騒音等の抑制	6- 1
6. 1. 3 工事中の排水等の対策	6- 1
6. 1. 4 廃棄物等の抑制	6- 1
6. 1. 5 景観	6- 1
6. 1. 6 交通安全	6- 1
6. 2 施設の存在、供用時	6- 1
6. 2. 1 地球温暖化対策・省エネルギー	6- 1
6. 2. 2 ヒートアイランド対策	6- 1
6. 2. 3 廃棄物等の抑制	6- 1
6. 2. 4 景観	6- 1

6. 2. 5	交通安全	6- 1
6. 2. 6	防災	6- 1
7.	環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7- 1
7. 1	環境影響評価の項目	7- 1
7. 1. 1	環境影響要因の細区分の抽出	7- 1
7. 1. 2	環境要素の細区分の抽出	7- 1
7. 1. 3	調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由	7- 3
7. 2	調査、予測及び評価の方法	7- 4
7. 2. 1	調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7- 4
7. 2. 2	評価の方法	7-13
8.	その他の事項	8- 1

1. 事業者の名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称：住友不動産株式会社

代表者氏名： 代表取締役 小林 正人

主たる事務所の所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

事業者の名称：株式会社長谷工コーポレーション

代表者氏名： 代表取締役 池上 一夫

主たる事務所の所在地：東京都港区芝二丁目 32 番 1 号

## 2. 事業者の環境に対する取組方針

## 2. 事業者の環境に対する取組方針

住友不動産株式会社の環境に関する基本方針は、以下に示すとおりである。



### 住友不動産グループ 環境基本方針

対象：住友不動産グループ全社

制定日：2022年4月

住友不動産グループは、『より良い社会資産を創造し、それを後世に残していく』という基本使命のもと、事業活動を通じた環境課題の解決に向け、環境経営に取り組んでまいります。

#### **1. 体制**

ESG推進を所管する企画本部長を責任者とし、環境経営を推進してまいります。重要課題については、社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」に諮るほか、必要に応じて取締役会に報告し、取締役会による監督を行います。

#### **2. 関連法令の遵守**

環境関連の法規制を遵守します。

#### **3. 目標設定およびモニタリング**

環境負荷の低減に資する目標を設定し、より一層の省エネ活動に取り組めます。また目標に対する進捗状況をモニタリングし、取組みの継続的な改善に努めます。

#### **4. 環境教育・啓発**

環境教育を通じ、従業員の環境保全意識の向上を図ります。また、社外のステークホルダーと協働して、環境負荷の低減に資する取組みを推進してまいります。

株式会社長谷工コーポレーションの環境に関する基本方針は、以下に示すとおりである。

## 長谷工グループ環境基本方針

長谷工グループは企業理念の「都市と人間の最適な生活環境を創造し、社会に貢献する」と、環境や社会に配慮した事業プロセスの実現をめざすCSR 方針のもと、地球環境の保全につとめ、持続可能な社会の実現に貢献します。

### 1. (基本施策)

長谷工グループの事業活動と関係する重要性の高い環境課題について、お客様、お取引先、関係する様々なステークホルダーとともに解決に向けた取り組みを進めます。

- ・ 資源の有効利用、廃棄物削減の更なる推進による、資源循環の実現
- ・ CO<sub>2</sub>の排出を抑制し、低炭素社会へ貢献
- ・ 汚染予防、自然と生態系に配慮した取り組みによる、生物多様性の保全

### 2. (法令遵守とコミュニケーション)

環境に関する法規、協定、自主基準を順守し、長谷工グループで働く従業員に定期的な環境教育を行います。また、環境に関連する活動の情報開示を進め、社内外のステークホルダーとのコミュニケーションを積極的に行います。

### 3. (マネジメント)

上記の活動を推進していくための目的と目標の設定を含めた管理の仕組みを確立・運用し、継続的な改善を行います。

2020年7月9日



### 3. 事業の名称、目的及び内容

### 3. 事業の名称、目的及び内容

#### 3. 1 事業の名称

(仮称) 江坂計画

#### 3. 2 事業の目的

ゴルフ練習場跡地 (32,061.40 m<sup>2</sup>) において、周辺環境に配慮した快適な住宅環境の形成を目指し、住宅等を建設することを目的とする。

#### 3. 3 事業の内容

##### 3. 3. 1 事業の種類

事業の種類は「住宅団地の建設」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」(平成10年吹田市条例第7号)第2条に規定する要件に該当する。

##### 3. 3. 2 事業の規模

敷地面積 32,061.40 m<sup>2</sup>

建物高さ 29.9m (最高高さ)

住宅戸数 632戸

##### 3. 3. 3 事業の実施場所

吹田市南吹田4丁目4500番22外6筆(図3-1参照)

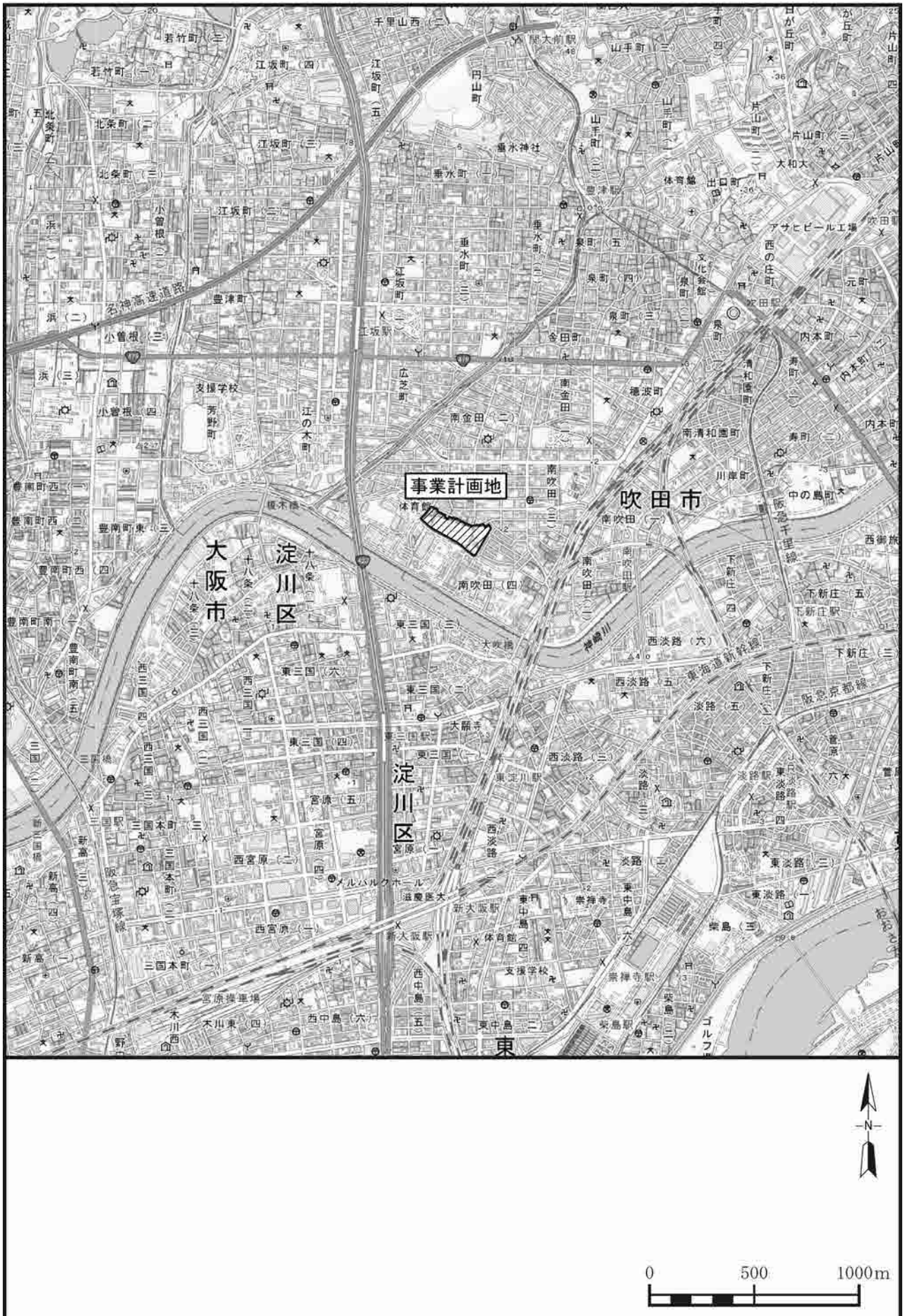


図 3-1 事業計画地の位置

### 3. 3. 4 事業計画の概要

本事業は、ゴルフ練習場跡地において、集合住宅、提供公園及び小規模な商業施設等を建設する計画である。

#### (1) 土地利用及び施設計画

事業計画地内の現況の土地利用状況及び将来の土地利用計画は、表 3-1(1)、(2)、図 3-2 及び図 3-3 に示すとおりである。

事業計画地はゴルフ練習場と付帯施設が存在していたが、現状は更地である。

本事業では、この区域に集合住宅、提供公園及び小規模な商業施設を建設する計画である。施設配置は図 3-3 に、施設概要は表 3-2 に示すとおりである。

なお、各施設の平面、立面、断面は図 3-4(1)から図 3-7(2)に示すとおりである。

表 3-1(1) 土地利用状況（現況）

土地利用区分	現 況		備 考
	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	
更地	32,061.40	100.0	

表 3-1(2) 土地利用計画（将来）

土地利用区分	将 来		備 考
	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	
集合住宅用地	24,674.13	77.0	西地区 374 戸 東地区 258 戸
被越境地	3.72	0.01	西地区
道路拡張用地	636.98	2.0	
開発道路用地	3,033.83	9.5	
下水道用地	440.16	1.4	
提供公園用地	1,928.92	6.0	
寄付用地	1,343.64	4.2	
合計 (事業計画地)	32,061.40	100.0	

注) 各利用区分の面積は小数点第三位、比率は小数点第二位(被越境地を除く)を四捨五入していることから、合計値とは合致していない。

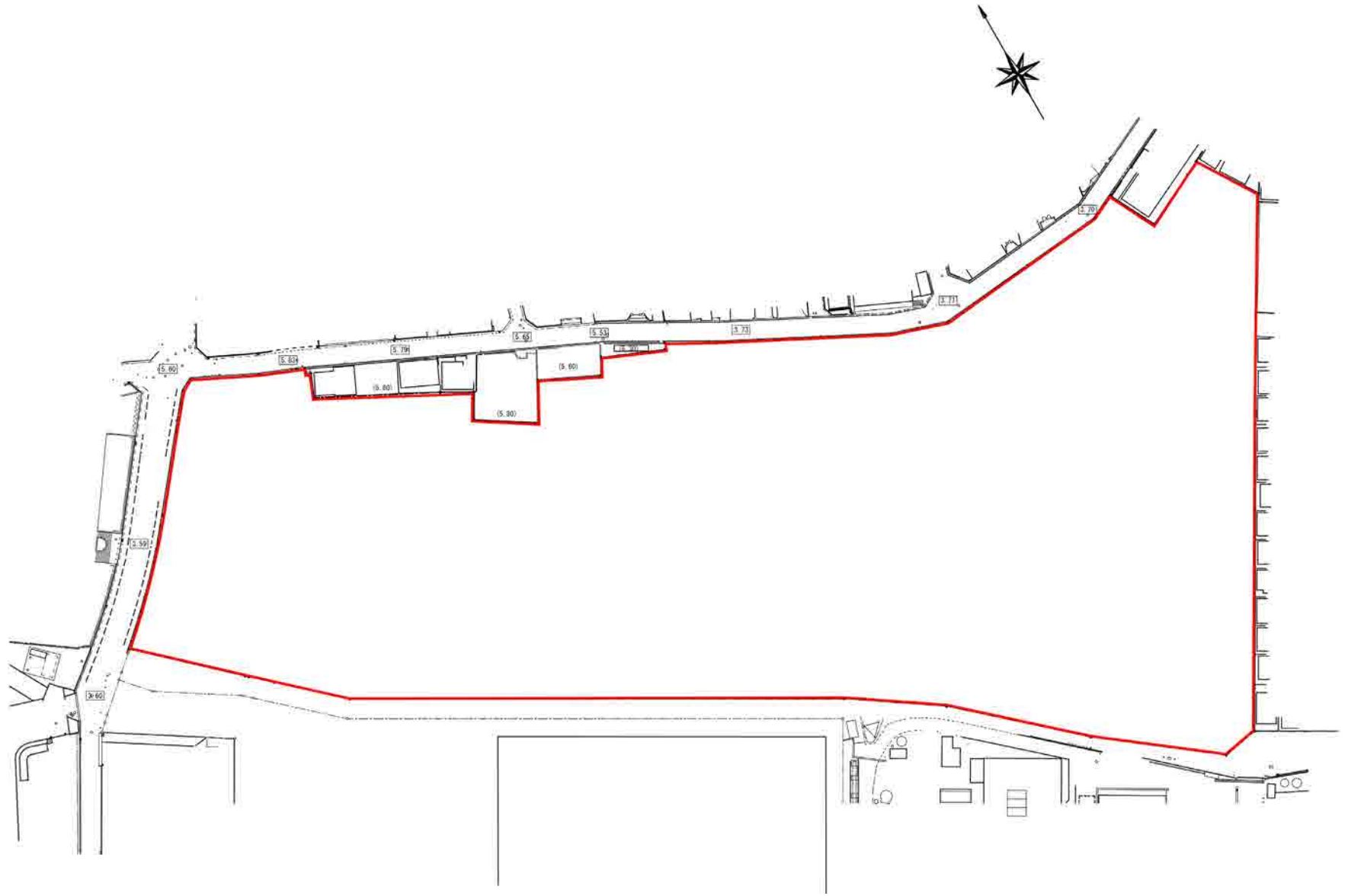


图 3-2 土地利用現況図



※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

図 3-3 平面全体図

表 3-2 施設概要

	集合住宅（西地区）	集合住宅（東地区）
主要用途	共同住宅・店舗	共同住宅・店舗
建築敷地面積	14,666.71 m <sup>2</sup>	10,007.42 m <sup>2</sup>
建物構造	R C 造	R C 造
建築面積	6,830.64 m <sup>2</sup>	4,673.74 m <sup>2</sup>
延べ床面積	39,018.72 m <sup>2</sup>	26,419.04 m <sup>2</sup>
建物高さ	10F	10F
	29.9 m	29.9 m
計画戸数	374 戸	258 戸
駐車場台数	281 台	194 台
駐輪場台数 (バイク含む)	561 台	387 台
その他	店舗面積：約150m <sup>2</sup>	店舗面積：約230m <sup>2</sup>

※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。



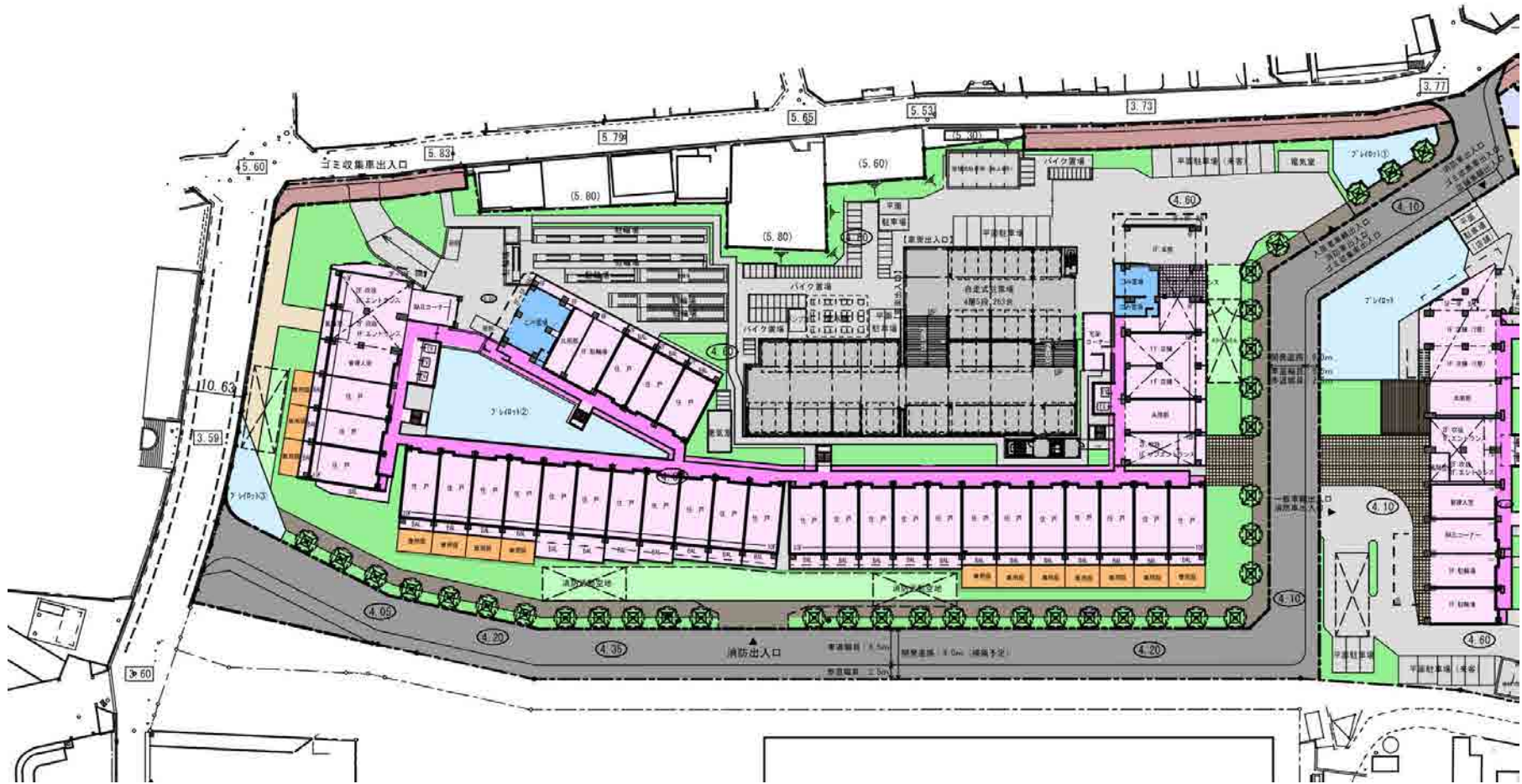
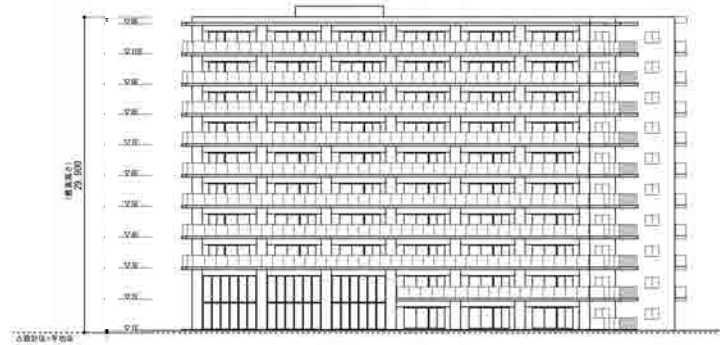


図 3-4(1) 西地区平面図





西立面图



東立面图



南立面图



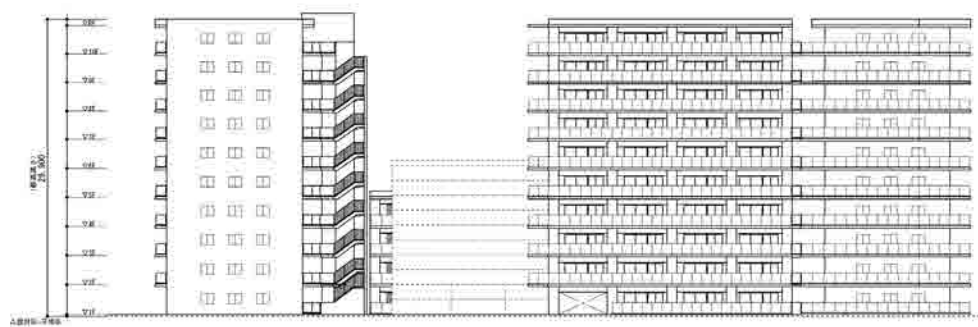
北立面图

※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

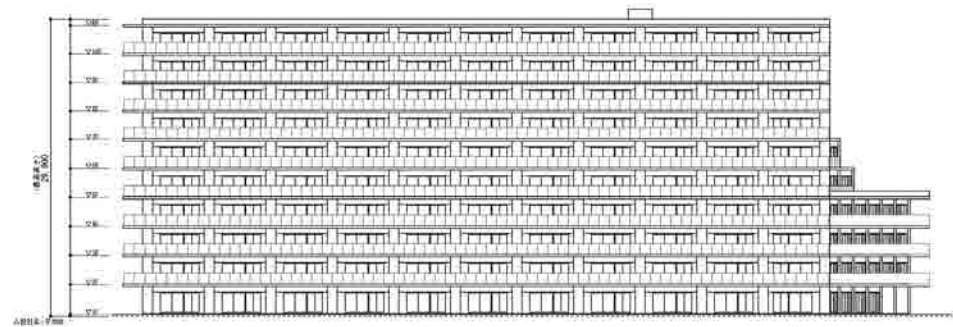
图 3-4(2) 西地区立面图



図 3-5 東地区平面図



南立面图



東立面图



北立面图



西立面图

图 3-6 東地区 立面图



(2) 緑化計画

事業計画地内の開発道路沿いに高木を配置し、十分な緑陰を確保する。

緑化計画の策定にあたっては、周辺環境に配慮しながら、地域在来の植生も考慮し、多様性豊かな緑地環境の形成を目指す。

(3) 交通計画

事業計画地からの入場・退場車両の主要な通行ルートは、図 3-7 に示すとおりである。また、西地区、東地区からの車両出入口は、事業計画地内開発道路に設置する計画である。

(4) 道路整備計画

本事業との関連において、一部の道路や交差点について市や関係機関と協議を行う予定である。

(5) 給水計画

給水は、吹田市水道事業者から供給を受ける計画である。

(6) ガス・電気供給計画

ガスは大阪ガス株式会社から、電気は、関西電力株式会社から供給を受ける計画である。

(7) 排水計画

生活排水、雨水排水とも、すべて公共下水道へ放流する。なお、集合住宅においては、雨水貯留槽を設置する計画である。

(8) 地下水利用計画

地下水揚水は行わない計画である。

(9) 廃棄物処理計画

建設廃棄物については可能な限り再資源化する計画とすることにより廃棄物の処分量の減少に努める。処理が困難なものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する。また、建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに利用する等、残土の発生を抑制する。

供用後の一般廃棄物は、吹田市分別収集計画に従い、収集に係る分別の区分に分別し、吹田市の一般廃棄物収集運搬委託業者に収集運搬を委託する計画である。産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する計画である。

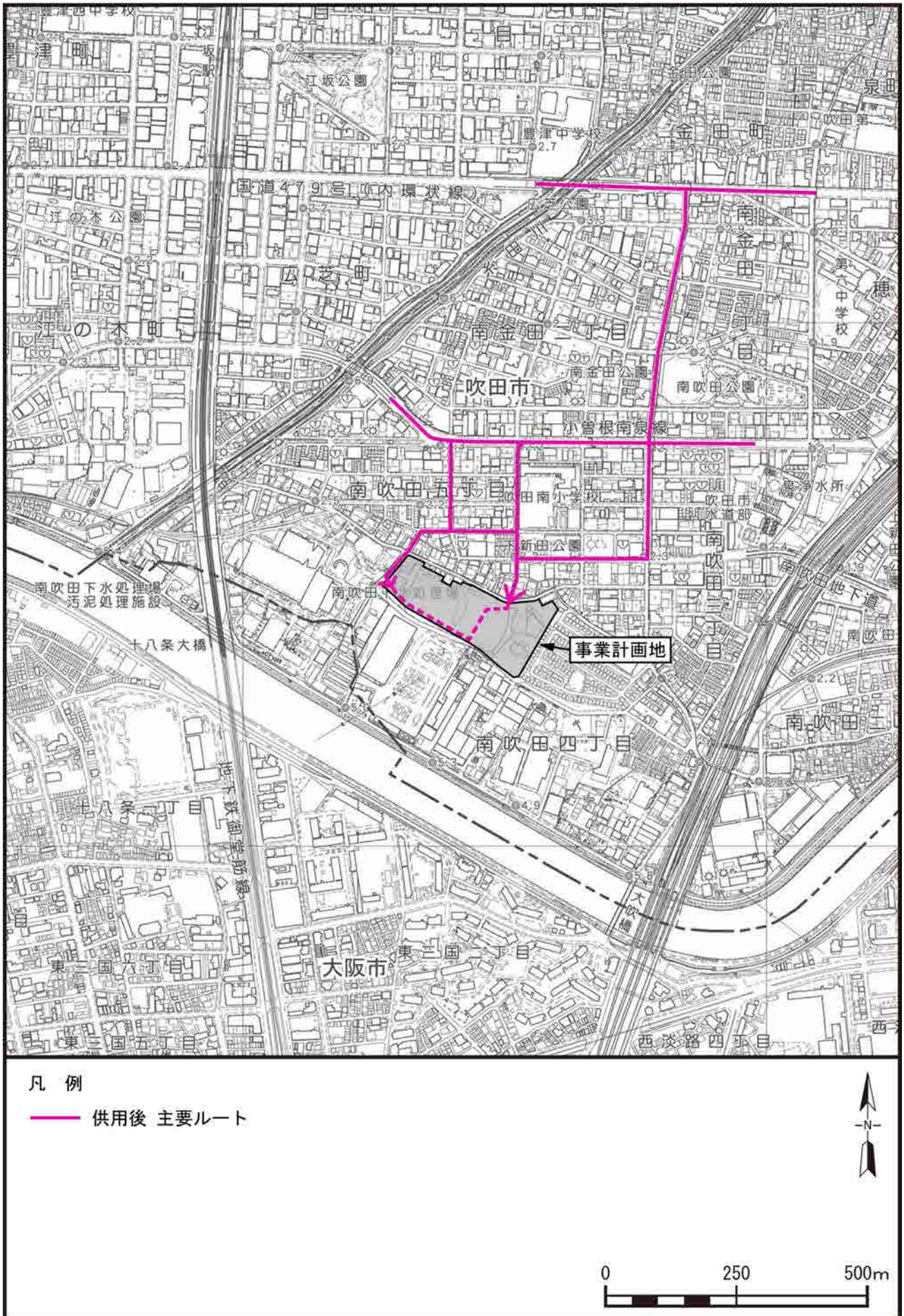


図 3-7 交通計画図（供用後）

### 3. 3. 5 工事計画

#### (1) 工事工程の概要

本事業における工事工程は表 3-3 に示すとおりである。

最初に開発工事（12 か月）を行った後、許認可申請期間 2 か月をおいて、西地区、東地区の建築工事（27 か月）を行う。

全体の工期は約 3 年 5 か月を予定している。

表 3-3 工事計画表

		1 年目				2 年目				3 年目				4 年目			
開発工事		■															
建 築 工 事	西地区 東地区					■											

#### (2) 工事用車両

工事用車両の主要走行ルートは図 3-8 に示すルートを想定している。

工事用車両の走行時間帯は、原則として 8 時から 18 時までの間を予定しているが、大型車両の入場については、8 時半以降とする。また、歩行者等の安全を考慮し、出入口前に誘導員を配置する計画である。



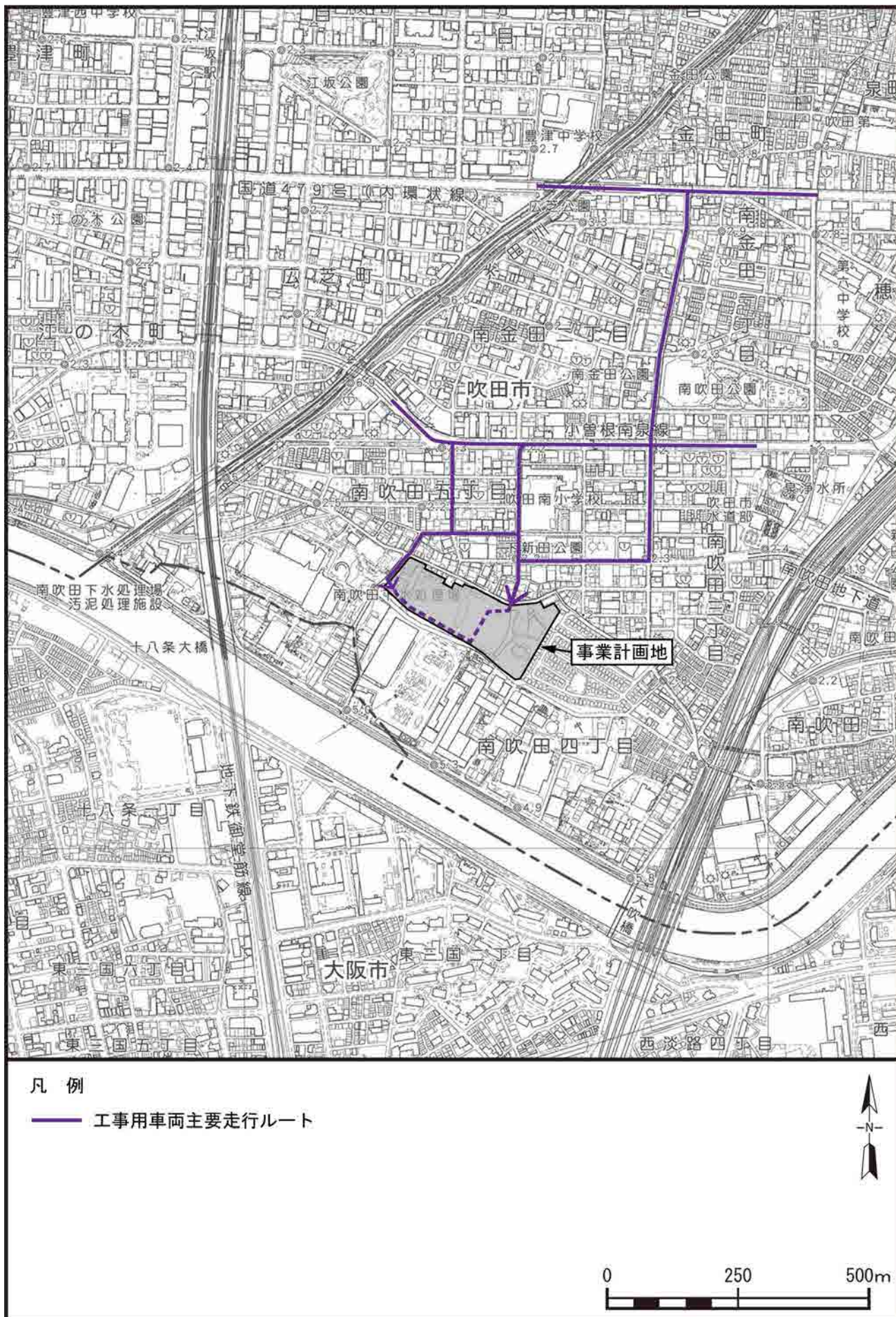


図 3-8 工事用車両主要走行ルート図

### 3. 3. 6 環境影響要因の概要

本事業は、ゴルフ練習場跡地に集合住宅、提供公園及び小規模な商業施設等を建設するものである。

本事業の計画内容から、環境に影響を及ぼす要因（以下「環境影響要因」という。）となる行為の区分としては、「工事」、「存在」及び「供用」であり、それぞれの環境影響要因としては、以下に示す事項が考えられる（詳細は「7.（1）環境影響評価の項目」に記載）。

#### （1）工事

- ・建設機械の稼働（開発工事、建築工事に伴う建設機械の稼働）
- ・工事用車両の走行（資材運搬や工事関係者の通勤車両等の走行）
- ・工事の影響（工事の実施による廃棄物等の発生）

#### （2）存在

- ・緑の回復育成（新たな緑地の整備）
- ・建築物等の存在（新たな建築物等の出現）

#### （3）供用

- ・人口の増加（人口の増加による廃棄物の発生、エネルギー使用の増加）
- ・冷暖房施設等の稼働（住宅、店舗等、施設の供用による設備の稼働）
- ・施設関連車両の走行（商品等運搬車両、廃棄物収集車両の走行、施設への入退場）
  - ・駐車場の利用（事業計画地内での車両の走行（自家用車含む））

### 3. 3. 7 周辺環境に配慮した事業計画検討の概要

- ・事業計画地北側の道路沿いには住宅が接していることから、計画地内の開発道路の北側接続部は既存道路位置に合わせるなど周辺の交通安全に配慮したものとする。
- ・提供公園については、周辺からアクセスしやすい事業計画地の北東部に配置する。
- ・地域貢献の一環として、事業計画地の一部用地を吹田市に寄付する。
- ・事業計画地内の開発道路の両側に歩道を配置（片側は敷地内道路）する。
- ・駐車場台数の緩和措置の利用により、住戸の75%の駐車場台数とし、プレイロットなどの面積を増やす。



## 4. 環境影響評価を実施しようとする 地域の範囲及びその概況

#### 4. 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

##### 4.1 地域の範囲

環境影響評価を実施する地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とする。

このような観点から、本事業による環境影響評価を実施する地域の範囲は、原則として、事業計画地から概ね 100m 以内とし、図 4-1 に示す事業計画地と周辺の南吹田 4 丁目及び 5 丁目の範囲とする。



図 4-1 事業計画地から 100m の範囲

4. 2 地域の概況  
 4. 2. 1 社会条件  
 (1) 人口

吹田市の平成 29 年から令和 3 年の人口、世帯数及び人口密度は、表 4-1(1)に示すとおりである。令和 3 年の人口総数は 378,485 人、世帯数は 178,479 世帯、人口密度は 10,487 人/km<sup>2</sup>となっている。

平成 29 年から令和 3 年の経年的な傾向をみると、人口総数及び人口密度、世帯数で若干増加傾向を示している。

また、事業計画地の周辺の町丁別の令和 3 年の人口、世帯数及び人口密度は、表 4-1(2)に示すとおりである。

表 4-1(1) 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

各年 9 月 30 日現在

年	項目	人口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		総数	男	女		
平成 29 年		370,365	177,756	192,609	169,790	10,262
平成 30 年		371,753	178,293	193,460	171,500	10,301
令和 元年		372,948	178,672	194,276	173,280	10,334
令和 2 年		375,522	179,877	195,645	175,466	10,405
令和 3 年		378,485	181,016	197,469	178,479	10,487

注) 1. 外国人を含む住民基本台帳の人数である。  
 2. 市域面積は、36.09 km<sup>2</sup>である。

資料：総務室・市民課

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版 (2021 年)」 (吹田市、令和 4 年 (2022 年) 3 月)

表 4-1(2) 町丁別の人口、世帯数及び人口密度 (令和 3 年)

令和 3 年 (2021 年) 9 月 30 日現在

町丁別	項目	人口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		総数	男	女		
南吹田 1 丁目		471	257	214	273	3,899
南吹田 2 丁目		640	314	326	286	3,245
南吹田 3 丁目		1,050	529	521	589	5,912
南吹田 4 丁目		1,092	549	543	424	3,461
南吹田 5 丁目		2,650	1,375	1,275	1,345	8,959

注) 1. 面積は、住民表示に基づく面積である。  
 2. 住民基本台帳に基づく数値である。  
 3. 寮関係の世帯数は寮生個々を 1 世帯としている。

資料：総務室・市民課

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版 (2021 年)」 (吹田市、令和 4 年 (2022 年) 3 月)

(2) 土地利用

① 「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用計画によると、吹田市全域が市街化区域として計画されている。

② 土地利用の状況

吹田市の土地利用の状況は、表4-2に示すとおりである。市街地として利用されている面積は全体の65.0%であり、学校、鉄軌道・道路、公共施設などの人工施設地を加えると全体の82.8%を占めている。

表4-2 吹田市の土地利用状況

令和3年（2021年）3月31日現在

分類		面積 (ha)	比率 (%)
市街地	一般市街地	2,007.9	55.7
	商業業務地	207.2	5.7
	官公署	12.2	0.3
	工場地	118.2	3.3
普通緑地	公園・緑地	311.2	8.7
	遊園地・運動場	110.9	3.1
	学校	282.1	7.8
	公開庭園・社寺敷地	12.5	0.3
	墓地	0.8	0.0
農地	田	11.0	0.3
	畑	47.1	1.3
山林		18.4	0.5
水面		64.5	1.8
荒無地・低湿地		26.3	0.7
公共施設		67.4	1.9
鉄軌道敷・道路		293.3	8.1
その他空地		18.0	0.5
総数		3,609.0	100.0

注) 1. 項目及び面積は、都市計画基礎調査（令和2年度（2020年度））の分類及び数値である。

2. 面積はおおむね0.5ha以上のまとまりのあるものを測定している。

3. 四捨五入のため、合計が一致しないところがある。

資料：都市計画室

出典：「吹田市統計書 令和3年版（2021年）」（吹田市、令和4年（2022年）3月）

③ 「都市計画法」に基づく用途地域等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4-3 に示すとおりである。住居系地域は 84.6%、商業系地域は 7.8%、工業系地域は 7.6% となっている。

事業計画地及びその周辺地域の用途地域の指定状況は、図 4-2 に示すとおりである。事業計画地は準工業地域及び第一種住居地域に指定されている。

表 4-3 吹田市の用途地域の指定面積

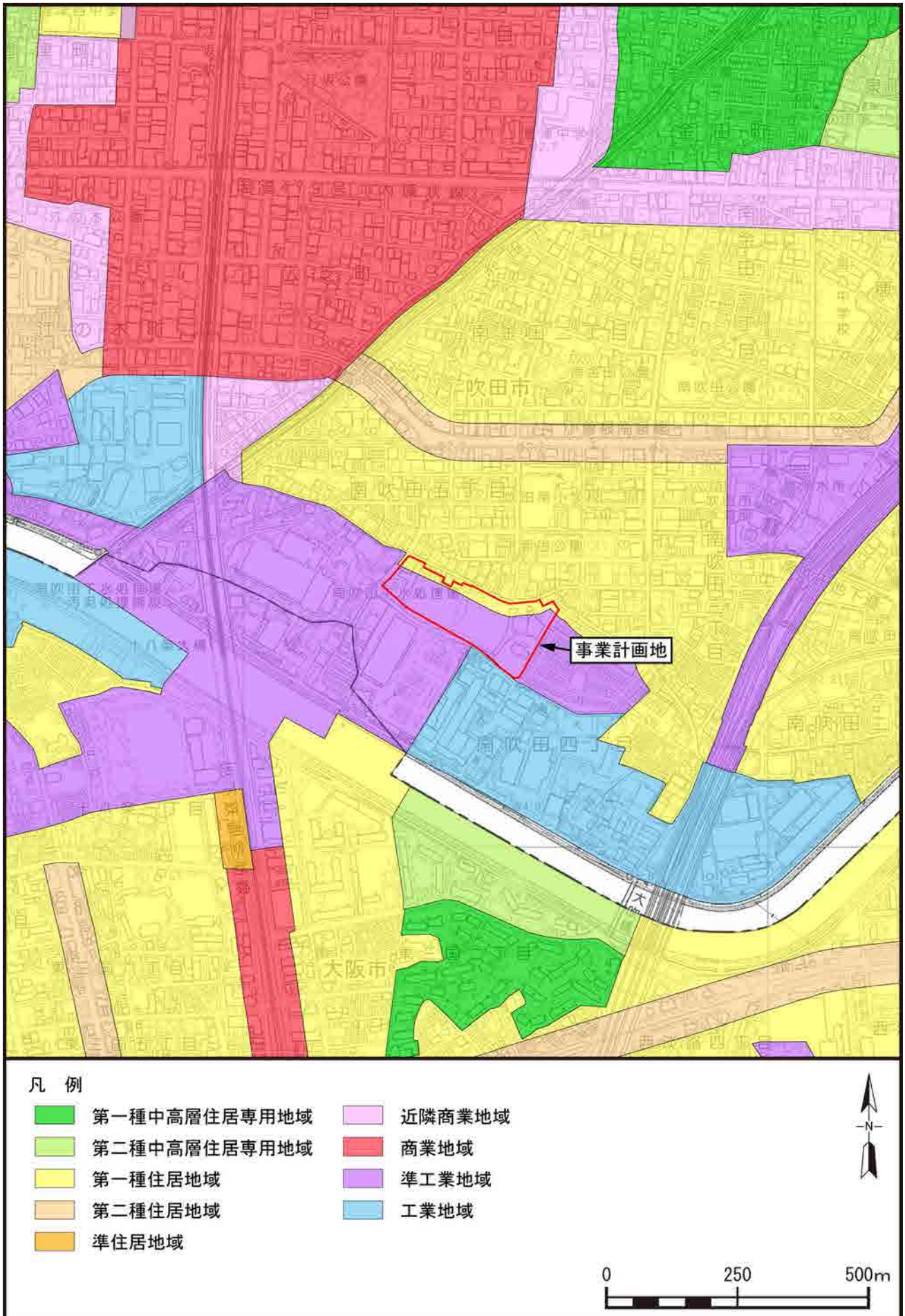
令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在

分 類	面積 (ha)	比率 (%)
第 1 種低層住居専用地域	473	13.8
第 2 種低層住居専用地域	7	0.2
第 1 種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第 2 種中高層住居専用地域	553	16.1
第 1 種住居地域	430	12.6
第 2 種住居地域	286	8.4
準住居地域	24	0.7
田園住居地域	—	—
近隣商業地域	161	4.7
商業地域	107	3.1
準工業地域	184	5.4
工業地域	77	2.2
工業専用地域	—	—
総 数	3,425	100.0

注) 面積については、最終変更（平成 25 年（2013 年）8 月 12 日告示）の数値です。

資料：都市計画室

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版（2021 年）」（吹田市、令和 4 年（2022 年）3 月）



出典：〔「大阪府地図情報提供システム」（大阪府ホームページ、令和2年3月）〕をもとに作成  
 図 4-2 事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況

### (3) 産業

#### ① 産業別従業者数

吹田市の平成 28 年の産業別従業者数は、表 4-4 に示すとおりであり、産業分類別事業所数及び従業者数の総数はそれぞれ 11,526 所、144,593 人で、産業別では卸売業、小売業が事業所数で 3,236 所（28.1%）、従業員数も 36,510 人（25.3%）と最も多くなっている。

表 4-4 吹田市の産業大分類別事業所数及び従業員数（平成 28 年）

平成 28 年（2016 年）6 月 1 日現在

産業大分類	事業所数 (所)	従業者数 (人)
全産業	11,526	144,593
農林漁業	5	38
鉱業，採石業，砂利採取業	—	—
建設業	824	7,621
製造業	441	6,968
電気・ガス・熱供給・水道業	7	114
情報通信業	189	2,960
運輸業，郵便業	222	5,715
卸売業，小売業	3,236	36,510
金融業，保険業	140	2,308
不動産業，物品賃貸業	1,234	5,165
学術研究，専門・技術サービス業	526	6,120
宿泊業，飲食サービス業	1,354	13,219
生活関連サービス業，娯楽業	978	7,772
教育，学習支援業	487	14,805
医療，福祉	1,263	25,603
複合サービス事業	42	669
サービス業（他に分類されないもの）	578	9,006
公務（他に分類されるものを除く）	—	—

注) 1. 「—」は該当数字がないことを示す。

2. 平成 28 年経済センサス-活動調査では国・地方公共団体に属する事業所は調査の対象から除かれている。

資料：総務室（総務省統計局 経済センサス-活動調査）

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版（2021 年）」（吹田市、令和 4 年（2022 年）3 月）

「平成 28 年経済センサス-活動調査」（総務省統計局ホームページ）



② 農業

吹田市の専業・兼業別農家数の推移は、表 4-5 に示すとおりである。

令和 2 年の農家の総数は 52 戸であり、構成比をみると専業農家が 1.9%、兼業農家が 98.1%となっている。また、平成 12 年からの傾向をみると、農家の総戸数は 128 戸から 52 戸に、専業農家数は 22 戸から 1 戸に、兼業農家数が 106 戸から 51 戸と減少している。

表 4-5 吹田市における専業・兼業別農家数

各年 2 月 1 日現在

項 目		年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
農 家 数	総 数 (戸)		128	96	80	69	52	
	構 成 比 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	専 業 (戸)		22	20	18	20	1	
	構 成 比 (%)		17.2	20.8	22.5	29.0	1.9	
	兼 業	総 数 (戸)		106	76	62	49	51
		構 成 比 (%)		82.8	79.2	77.5	71.0	98.1
第 1 種 兼 業 (戸)			3	1	—	1	13	
構 成 比 (%)			2.3	1.1	—	1.4	25.0	
第 2 種 兼 業 (戸)			103	75	62	48	38	
	構 成 比 (%)		80.5	78.1	77.5	69.6	73.1	

- 注) 1. 農家とは、経営耕地面積が 10 a 以上（昭和 60 年以前は 5 a 以上）の農業を営む世帯又は、経営耕地面積が 10 a 未満（昭和 60 年以前は 5 a 未満）であっても、調査期日の前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上（昭和 60 年は 10 万円以上）あった世帯である。  
 2. 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人もいない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人以上いる農家である。  
 3. 第 1 種兼業とは、農業所得を主とする兼業農家であり、第 2 種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家である。  
 4. 平成 12 年（2000 年）・平成 17 年（2005 年）・平成 22 年（2010 年）・平成 27 年（2015 年）の数値は、経営耕地面積が 30 a 以上、または農産物販売金額が 50 万円以上の販売農家の数値である。

資料：総務室（農林業センサス及び世界農林業センサス）

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版（2021 年）」（吹田市、令和 4 年（2022 年）3 月）



③ 工業

吹田市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額の推移は、表 4-6 に示すとおりである。令和 2 年の事業所数は 122 所、従業員数は 4,941 人、製造品出荷額は 2,671 億円となっている。また、平成 28 年から令和 2 年の傾向をみると、事業所数、製造品出荷額は減少、従業員数は増減を繰り返している。

表 4-6 吹田市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額（従業員 4 人以上）

平成 28 年は 10 月 1 日現在  
平成 29 年から令和 2 年は 6 月 1 日現在

年 \ 項目	事業所数 (所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)
平成 28 年	172	4,961	29,252,957
平成 29 年	132	4,858	28,178,242
平成 30 年	129	4,631	27,367,291
令和 元年	123	4,725	27,130,896
令和 2 年	122	4,941	26,712,165

注) 1. 平成 27 年度から平成 28 年度は、工業統計調査は実施されていない。

2. 平成 28 年度については、経済センサス-活動調査より抜粋している。

資料：総務室（経済産業省 工業統計調査

平成 28 年は、総務省統計局 経済センサス-活動調査）

出典：「吹田市統計書 令和3年版（2021年）」（吹田市、令和4年（2022年）3月）

④ 商業

吹田市の事業所数、常時従業員数及び年間販売額の推移は、表 4-7 に示すとおりである。平成 28 年の事業所数は 2,445 所、常時従業員数は 28,448 人、年間販売額は 1 兆 9,198 億円となっている。

また、平成 26 年から平成 28 年の傾向をみると、事業所数、常時従業員数及び年間販売数ともに増加している。

表 4-7 吹田市の卸売・小売業の（小分類）・従業者規模別事業所数等（飲食店除く）

年 \ 項目	事業所数 (所)	常時従業員数 (人)	年間販売額 (万円)
平成 9 年	3,589	36,421	221,748,728
平成 14 年	3,479	39,113	180,514,453
平成 19 年	3,080	34,841	216,041,845
平成 26 年	2,111	23,436	151,751,432
平成 28 年	2,445	28,448	191,987,500

注) 1. 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改訂及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年以前の調査の数値とは接続しない。

2. 平成 9 年から平成 19 年は各年 6 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在の数値である。

資料：総務室（経済産業省 商業統計調査、商業統計調査大阪府結果表）

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版（2021 年）」（吹田市、令和 4 年（2022 年）3 月）

(4) 交通

① 道路

事業計画地周辺における主要地方道以上の交通量は表 4-8 に、道路網及び交通量調査地点の位置は図 4-3 に示すとおりである。

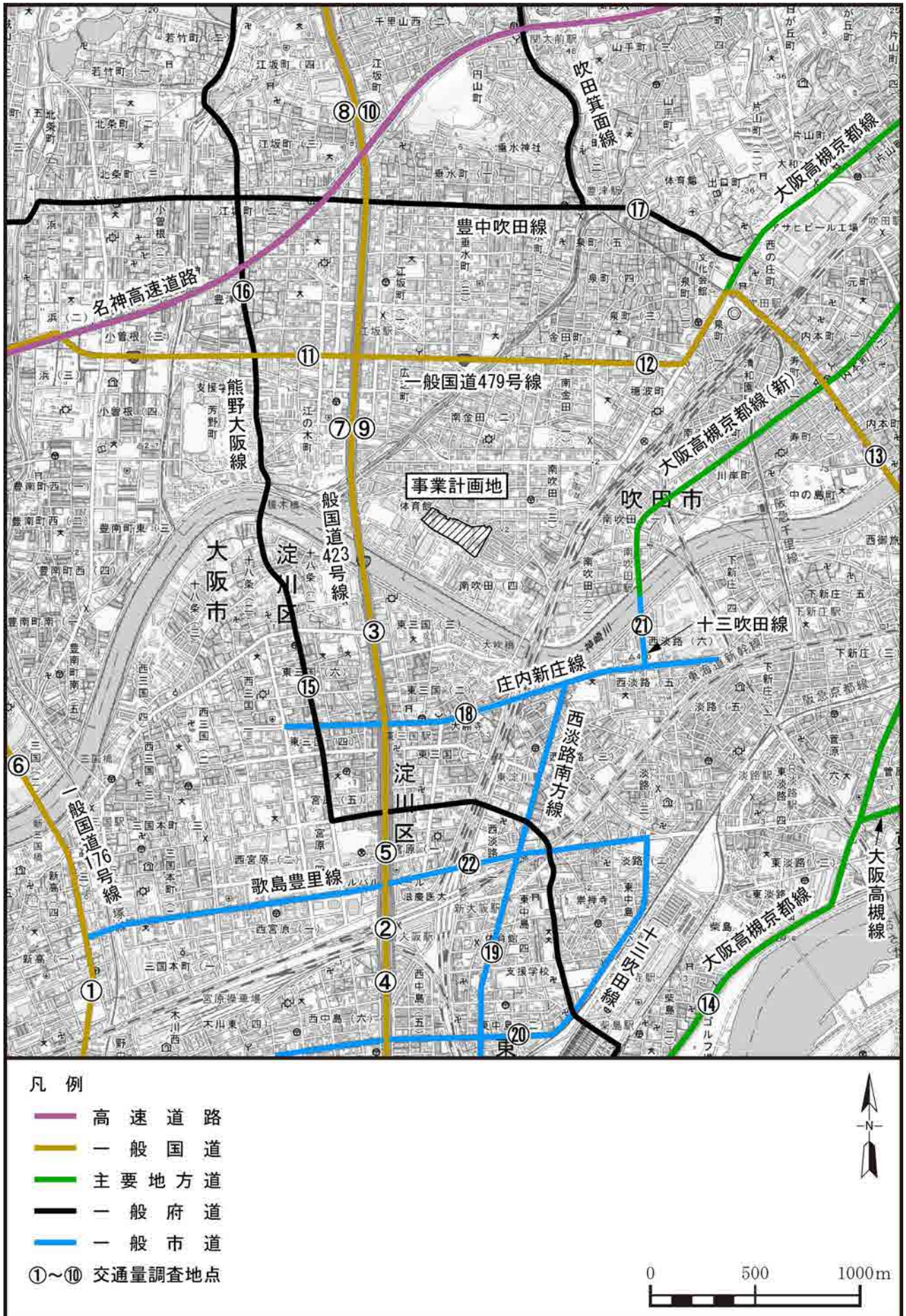
事業計画地周辺の主要道路としては、事業計画地の西側を一般国道 423 号線が通り、事業計画地の北側を一般国道 479 号線が通っている。

事業計画地周辺における平日 12 時間の自動車交通量は、一般国道 423 号線の吹田市南吹田 5 丁目で 63,154 台、一般国道 479 号線の吹田市江の木町で 21,127 台となっている。

表 4-8 事業計画地周辺における交通量

図中番号	路線名	観測地点	平日 12 時間 (7~19 時) 交通量 (台)			平日 24 時間 交通量 (台)
			小型車	大型車	合計	
1	一般国道 176 号	大阪市淀川区新高 1 丁目	18,973	2,088	21,061	29,399
2	一般国道 423 号	大阪市淀川区東三国 6 丁目	14,674	1,731	16,405	23,210
3	一般国道 423 号	—	81,464	6,038	87,502	121,628
4	一般国道 423 号	—	13,566	1,374	14,940	20,169
5	一般国道 423 号	—	13,566	1,374	14,940	20,169
6	一般国道 176 号	豊中	18,821	1,464	20,285	28,358
7	一般国道 423 号	吹田市南吹田 5 丁目	58,506	4,648	63,154	99,014
8	一般国道 423 号	吹田市江坂町 3 丁目	55,131	5,212	60,343	91,853
9	一般国道 423 号	吹田市広芝町	15,948	1,394	17,342	23,932
10	一般国道 423 号	吹田市江坂町 4 丁目	18,299	1,198	19,497	27,579
11	一般国道 479 号	吹田市江の木町	18,785	2,342	21,127	31,209
12	一般国道 479 号	吹田市穂波町	17,247	2,221	19,468	26,671
13	一般国道 479 号	吹田市寿町 2 丁目	23,070	3,537	26,607	36,667
14	大阪高槻京都線	大阪市東淀川区柴島 3 丁目	25,350	4,721	30,071	44,411
15	熊野大阪線	大阪市淀川区十八条 2 丁目	7,047	949	7,996	10,022
16	熊野大阪線	吹田市豊津町	3,064	145	3,209	4,108
17	豊中吹田線	吹田市出口町	6,586	312	6,898	9,133
18	庄内新庄線	大阪市淀川区東三国 2 丁目	6,794	1,368	8,162	10,611
19	西淡路南方線	大阪市東淀川区東中島 4 丁目	8,616	951	9,567	12,628
20	十三吹田線	大阪市東淀川区東中島 1 丁目	7,181	629	7,810	10,231
21	十三吹田線	—	4,214	1,345	5,559	7,171
22	歌島豊里線	大阪市淀川区西宮原 2 丁目	14,114	1,376	15,490	20,912

出典：「平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省道路局ホームページ、令和 3 年 6 月）より作成



出典：〔「平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省道路局ホームページ、令和 3 年 6 月）〕等をもとに作成  
 図 4-3 事業計画地周辺における道路網及び交通量調査地点位置



② 鉄道

事業計画地周辺における鉄道の乗降者人員は表 4-9 に、鉄道網は図 4-4 に示すとおりである。

事業計画地周辺の鉄道としては、事業計画地の西側にOsaka Metro御堂筋線が南北に、東側にJR東海道本線、JRおおさか東線が南北に通っている。

事業計画地最寄りの江坂駅では、1日当たりの乗車が37,886人、降車が38,064人、南吹田駅では、乗車が2,351人となっている。

表 4-9 鉄道の乗降者人員

路線名		駅名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
阪急電鉄	京都本線	崇 禅 寺	3,010	3,021
		淡 路	11,562	11,668
	千里線	柴 島	2,277	2,336
		淡 路	7,688	7,528
		下 新 庄	4,083	4,005
		吹 田	7,422	7,376
		豊 津	6,702	6,652
	関 大 前	16,895	16,724	
宝塚本線	三 国	13,086	13,208	
JR	東海道本線	吹 田	18,080	-
		東 淀 川	6,453	-
		新 大 阪	46,284	-
	おおさか東線	南 吹 田	2,351	-
		J R 淡 路	6,425	-
Osaka Metro 御堂筋線	江 坂	37,886	38,064	
	東 三 国	16,113	15,879	
	新 大 阪	53,632	52,985	

- 注) 1. 阪急電鉄は交通量調査による。  
 2. JRは各年度中の1日平均である。  
 3. Osaka Metroは交通量調査による1日の乗降人員である。

出典：「令和3年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和4年3月）

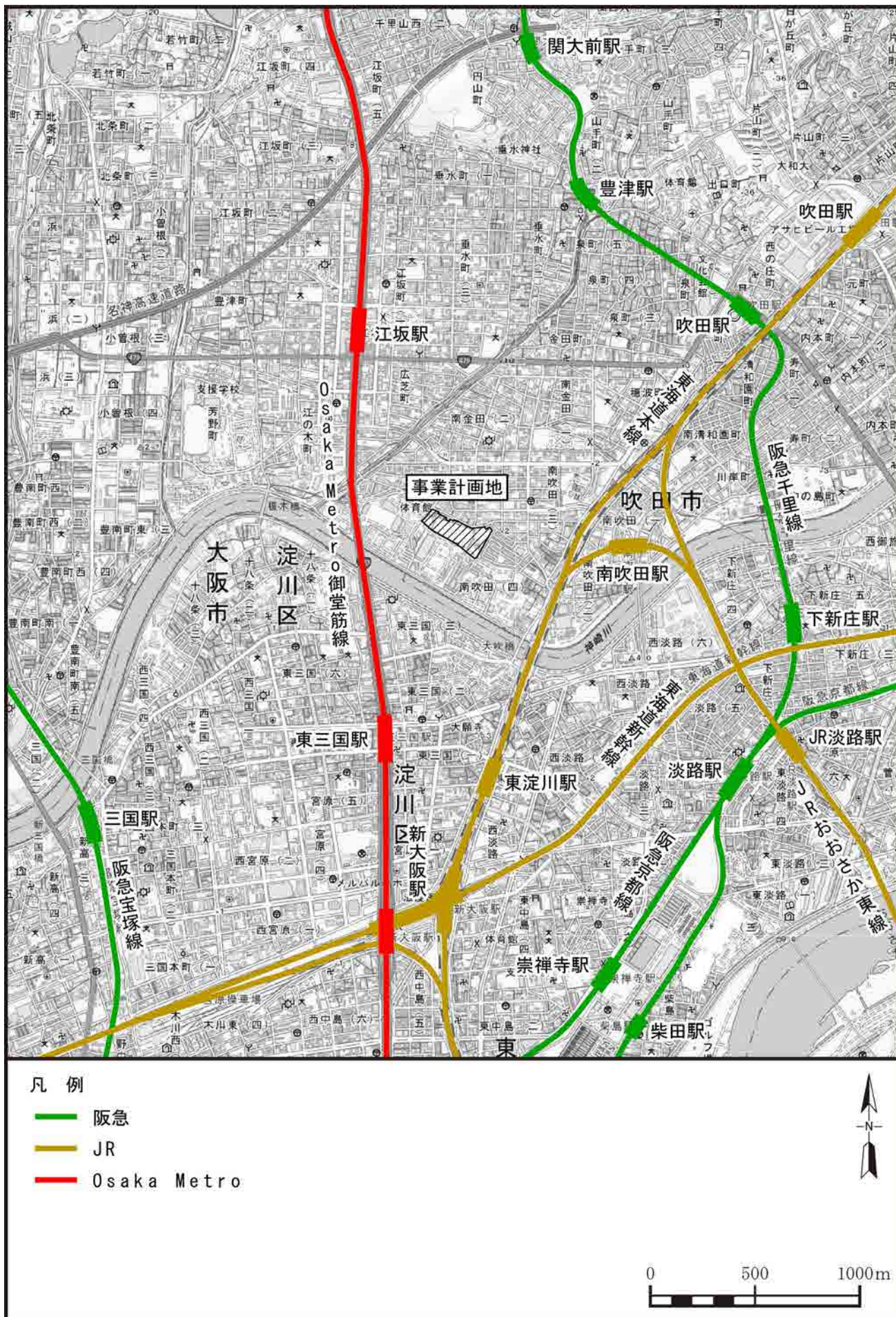


図 4-4 事業計画地周辺における鉄道網

(5) 水利用

① 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4-10 に示すとおりである。

令和 2 年度の給水世帯数は 177,145 世帯、給水人口は 376,478 人、普及率は 99.9%、年間総配水量は 42,137,465m<sup>3</sup>、1 人 1 日平均配水量は 307L である。

また、平成 28 年度からの傾向をみると、給水世帯数及び給水人口は増加傾向がみられるが、年間総配水量はほぼ横ばい、1 人 1 日平均配水量は減少傾向にある。

表 4-10 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給水世帯数 (世帯)	168,817	170,237	171,842	174,215	177,145
給水人口 (人)	369,040	369,590	370,537	373,515	376,478
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	41,763,521	41,663,190	41,758,437	41,411,787	42,137,465
1 人 1 日平均 配水量 (L)	310	309	309	303	307

資料：水道部企画室

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版 (2021 年)」(吹田市、令和 4 年 (2022 年) 3 月)

② 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4-11 に示すとおりである。

令和 2 年度の都市計画決定面積は 3,582ha、処理面積は 3,500ha (普及率 97.7%)、処理人口は 376,695 人 (普及率 99.9%) である。平成 28 年度からの傾向をみると、処理人口は増加傾向にあったが、令和 2 年度に減少している。

表 4-11 吹田市の下水道の普及状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
都市計画決定 面積 (ha)	3,582	3,582	3,582	3,582	3,582
処理面積 (ha)	3,494	3,498	3,500	3,500	3,500
普及率 (%)	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7
処理人口 (人)	369,218	369,798	370,756	373,736	376,695
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

資料：下水道経営室

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版 (2021 年)」(吹田市、令和 4 年 (2022 年) 3 月)

③ 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表 4-12 に示すとおりである。

平成 29 年度の井戸設置事業所数は 25 か所、井戸本数は 53 本であり、採取量については、工業用が 336m<sup>3</sup>/日、上水用が 14,866m<sup>3</sup>/日、その他が 3,468m<sup>3</sup>/日となっている。平成 25 年度からの傾向をみると、井戸設置事業所数、井戸本数、工業用の採取量はほぼ横ばい、上水用の採取量については平成 28 年から減少傾向である。

表 4-12 吹田市域における地下水採取量

単位：m<sup>3</sup>/日

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
井戸設置事業所数		25( 2)	24( 3)	24( 3)	24( 3)	25( 4)
井 戸 本 数		54( 4)	54( 8)	51( 9)	51( 7)	53( 9)
採 取 量	工 業 用	295	305	339	354	336
	上 水 用	16,527	17,379	17,644	16,248	14,866
	そ の 他	4,317	4,123	3,529	3,435	3,468
計		21,139	21,807	21,512	20,037	18,670

注) 1. 日採取量は 365 日の平均値

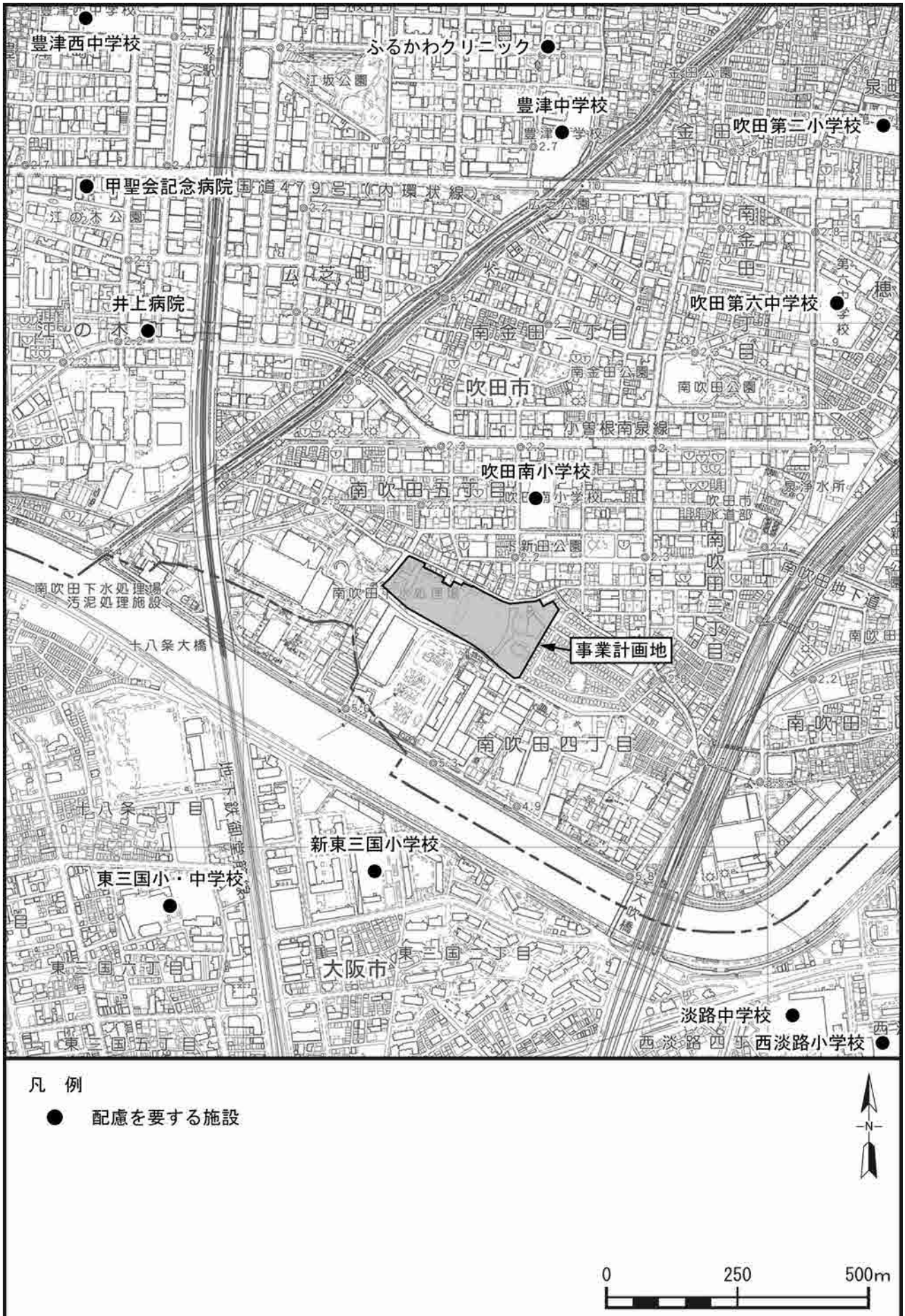
2. ( ) は休止中の事業所又は井戸本数

出典：「吹田市地下水採取量データ」(吹田市環境保全指導課資料)

(6) 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院、幼稚園及び保育所等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は図 4-5 に示すとおりである。





出典：〔「都市計画情報サイト」（吹田市ホームページ、令和2年3月）〕等をもとに作成  
 図 4-5 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

(7) 関係法令による規制等

① 環境基本法に基づく環境基準

国においては「環境基本法」第 16 条に基づき、大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、騒音及び土壌の汚染について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。その概要は、以下に示すとおりである。

a. 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について、表 4-13 に示すとおり定められている。

表 4-13 大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二 酸 化 い お う	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適応しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号(最終改正:平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 73 号))

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号(最終改正:平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 74 号))

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号(最終改正:平成 30 年 11 月 19 日 環境庁告示第 100 号))

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

b. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 4-14(1)に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）は表 4-14（2）にそれぞれ示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（ただし、ふっ素及びほう素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びPCB等の27項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、水域類型ごとに基準値が定められており、吹田市内における対象水域とその水域類型は表 4-15 に示すとおりである。

なお、事業計画地の南側には、B類型の神崎川が位置している。

表 4-14(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,9-ジオキサソ	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適応しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 5. 測定方法は省略。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号(最終改正:平成31年3月20日 環境省告示第46号))

表 4-14(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級・水産1級・ 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級・水産2級及 びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級・工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

注) 1. 基準値は、日間平均値とする。  
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3. 浮遊物質については、各類型ごとに定める水質目標値のほか、景観保全等の観点から「ゴミ等の浮遊がみとめられないこと」とする。  
 4. 利用目的の適応性の欄における用語の意義は下記のとおりである。  
 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度



イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号(最終改正:令和3年10月7日 環境省告示第62号))

表 4-15 吹田市内における対象水域とその水域類型

	水域	範囲	BOD等 5項目類型	水生生物の保全に 関する項目類型
環境基準	安威川	吹田市域	B	生物 B
	神崎川	吹田市域	B	生物 B
環境目標	山田川	全域	D	—
	味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
	糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
	高川	全域	D	—
	正雀川	全域	E	—

出典：「水質環境基準水域類型の指定」（昭和48年3月16日大阪府告示第390号）

「河川・水路の水質について」（吹田市ホームページ）

c. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4-16 に示すとおり、全ての地下水を対象に、カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びP C B等の 28 項目について定められている。

表 4-16 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,9-ジオキサン	0.05mg/L以下
<p>注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。                  2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。                  3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。                  4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。                  5. 測定方法は省略。</p>			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号(最終改正:令和3年10月7日 環境省告示第63号))

d. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 4-17 に示すとおりである。また、大阪府では地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が表 4-18 に示すとおり行われている。

事業計画地周辺は、B 類型もしくは C 類型に指定されている。

表 4-17 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 環大企第 257 号）によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）。
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15 メートル
- ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」

（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号（最終改正：平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号））

表 4-18 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A A	吹田市内該当なし
A	都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域（関西国際空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。）
C	都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」  
 （平成 11 年 3 月 大阪府公告第 29 号）

e. 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 4-19 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛及び六価クロム等の 29 項目について定められている。

表 4-19 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1Lにつき 0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること
六価クロム	検液 1Lにつき 0.05mg以下であること
砒素	検液 1Lにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき 15mg未満であること
総水銀	検液 1Lにつき 0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kgにつき 125mg未満であること
ジクロロメタン	検液 1Lにつき 0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液 1Lにつき 0.002mg以下であること
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1Lにつき 0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき 0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1 mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき 0.002mg以下であること
チウラム	検液 1Lにつき 0.006mg以下であること
シマジン	検液 1Lにつき 0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液 1Lにつき 0.02mg以下であること
ベンゼン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること
セレン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること
ふっ素	検液 1Lにつき 0.8mg以下であること
ほう素	検液 1Lにつき 1 mg以下であること
1,9-ジオキサン	検液 1Lにつき 0.05mg以下であること
注) 1.カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3mgとする。	
2.「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3.有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号(最終改正:令和 2 年 4 月 2 日 環境省告示第 44 号))



② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号(最終改正:平成 26 年 6 月 18 日 法律第 72 号)) 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が表 4-20 に示すとおり設定されている。

表 4-20 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
<p>備考</p> <p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合。簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>	

- 注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」  
 (平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号(最終改正:平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号))

### ③ 環境保全に係る条例等

吹田市では、市民、事業者及び行政のすべての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田を目指すことを目的に「吹田市環境基本条例」（平成9年3月31日 条例第5号）を平成9年4月1日から施行している。

また、「吹田市環境基本条例」の理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として、「吹田市環境の保全等に関する条例」（平成9年3月31日 条例第6号(最終改正:平成28年12月28日 条例第34号))を平成9年4月1日から施行している。また、平成10年8月には、「吹田市環境基本条例」に基づき「吹田市環境基本計画」を策定し、その後、平成21年3月に「吹田市第2次環境基本計画」、平成26年3月に「吹田市第2次環境基本計画-改訂版-」、令和2年2月に「吹田市第3次環境基本計画」を策定している。

大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年3月23日 大阪府条例第5号(最終改正:平成25年3月27日 大阪府条例第47号))が平成6年3月に制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日 条例第6号(最終改正:令和3年3月29日 大阪府条例第25号))が平成6年3月に制定されている。

a. 大気汚染

(a) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号(最終改正:平成 29 年 6 月 2 日 法律第 45 号)）では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質として定めており、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、事業者の事業活動に伴って生じる大気汚染等の防止に関する事項について公害防止協定を当該事業場と締結することができることなどが定められている。

(b) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(c) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成 7 年 10 月 2 日 環境庁告示第 64 号(最終改正:平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 65 号)）により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度を超えていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 35 年 6 月 25 日 法律第 105 号(最終改正:令和元年 6 月 14 日 法律第 37 号)）の規定による措置をとるべきことを要請することができるとしている。

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日 法律第 70 号(最終改正:令和元年 5 月 24 日 法律第 14 号)）（以下「自動車NO<sub>x</sub>法」という。）では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域（対象地域）として定めている。さらに、大都市地域における窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）による大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、粒子状物質（PM）による浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況も低いことから、平成 13 年 6 月に「自動車NO<sub>x</sub>法」が改正され、「自動車から排出される窒素酸化物及

び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）（平成4年6月3日 法律第70号（最終改正：令和元年5月24日法律第14号））が制定された。自動車NO<sub>x</sub>・PM法では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減計画、車種規制、事業者排出抑制対策が行われている。吹田市はその対象地域に該当している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、大阪府内の37市町の対策地域を発地又は着地として、「対象自動車（トラックやバス等）」で荷物の積み下ろし、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、「車種規制適合車又は経過措置対象車」を使用しなければならないと定められており、いわゆる流入車規制が行われている。

## b. 水質汚濁

### (a) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号（最終改正：平成29年6月2日 法律第45号））では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日 法律第110号（最終改正：平成27年10月2日 法律第78号））では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の1日当たりの最大量が50m<sup>3</sup>以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

### (b) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

c. 騒音

(a) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年6月10日 法律第98号(最終改正:平成26年6月18日 法律第72号)）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表4-21に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表4-21に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第二種区域及び第三種区域に指定されている。

表4-21 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 〔午前6時から 午前8時まで〕	昼間 〔午前8時から 午後6時まで〕	夕 〔午後6時から 午後9時まで〕	夜間 〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 注) 1. 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。  
 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域  
 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域  
 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域  
 第四種区域：工業地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって、昭和54年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。 4. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号(最終改正:平成27年4月20日 環境省告示第67号)）  
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規制規則」（平成6年10月26日 大阪府規則第81号(最終改正:令和元年8月23日 大阪府規則第32号)）  
 「工場・事業場の規制について（騒音に係る規制基準）」（吹田市ホームページより）

(b) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 4-22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 4-22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。



表 4-22 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法・条例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	85 デシベル	19時 から 翌日 の7時	22時 から 翌日 の6時	10時間 以内	14時間 以内	連続 6日 以内	日曜日 及び 休日	
	2. びょう打機を使用する作業								
	3. さく岩機を使用する作業*								
	4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
	5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
	6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業								
	7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業								
	8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業								
条例	9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザを使用する作業								
	10. コンクリートカッタを使用する作業*								
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

- 注) 1. \*は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」  
 （昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号（最終改正：平成27年4月20日 環境省告示第66号））  
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」  
 （平成6年10月26日 大阪府規則第81号（最終改正：令和元年8月23日 大阪府規則第32号））  
 「特定建設作業の規制について（騒音に係る特定建設作業）」（吹田市ホームページより）

(c) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、市町村長は、自動車騒音が表 4-23 に示す限度を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べる事ができるとしている。

表 4-23 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜 間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕
	1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日 総理府令第15号）  
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」  
（平成6年10月26日 大阪府規則第81号（最終改正：令和元年8月23日 大阪府規則第32号））

(d) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

d. 振動

(a) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和51年6月10日 法律第64号(最終改正:平成26年6月18日 法律第72号)）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表4-24に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について表4-24に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第一種区域及び第二種区域（Ⅰ）に指定されている。

表4-24 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分	昼間 〔午前6時から 午後9時まで〕	夜間 〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
		第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域（Ⅰ）		65 デシベル	60 デシベル	
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第一種区域の境界線から15m以内の地域	65 デシベル	60 デシベル	
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル	

- 注) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。  
 2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。  
     第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域  
     第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域  
     第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域  
 3. 「既設の学校、保育所等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって、昭和54年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。  
 4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適要しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

（昭和51年11月10日 環境庁告示第90号(最終改正:平成27年4月20日 環境省告示第65号)）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成6年10月26日 大阪府規則第81号(最終改正:令和元年8月23日 大阪府規則第32号)）

「工場・事業場の規制について（振動に係る規制基準）」（吹田市ホームページより）

(b) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 4-25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 4-25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4-25 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法 ・ 条 例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	75 デシ ベル	19 時 か ら 翌 日 の 7 時	22 時 か ら 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内		日 曜 日 及 び 休 日
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
	3. 舗装版破碎機を使用する作業*								
	4. ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業*								
5. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業									

- 注) 1.\*は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲80mの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「振動規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号(最終改正:平成 27 年 4 月 20 日 環境省令第 19 号))

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成 6 年 10 月 26 日 大阪府規則第 81 号(最終改正:令和元年 8 月 23 日 大阪府規則第 32 号))

「特定建設作業の規制について（振動に係る特定建設作業）」（吹田市ホームページより）

(c) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 4-26 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 4-26 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前 6 時から 午後 9 時まで〕	夜 間 〔午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで〕
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 区域の区分は、以下に示すとおりである(ただし、工業専用地域、関西国際空港・大阪国際空港・八尾空港の敷地、工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く)。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号(最終改正:平成 27 年 4 月 20 日 環境省令第 19 号))

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成 6 年 10 月 26 日 大阪府規則第 81 号(最終改正:令和元年 8 月 23 日 大阪府規則第 32 号))

e. 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号(最終改正:平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号))では、工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭に対して、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素及びトルエン等 22 物質）が指定され、規制基準が定められている。

規制には、悪臭物質による濃度規制と、人の臭覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することになっている。吹田市では、濃度規制に代えて、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な規制方法である臭気指数規制を平成 21 年 4 月から導入している。

吹田市の臭気規制基準（敷地境界線における基準）は、吹田市内の悪臭苦情が用途地域に関わらずほぼ均一に発生していることから、市内一律の規制基準として、臭気指数「10」を設定している。

f. 土壌汚染

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号(最終改正:平成 29 年 6 月 2 日 法律第 45 号))では、特定有害物質（鉛、砒素等 26 物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることなどを定めている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成 16 年 1 月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。管理有害物質及び基準値は表 4-27 に示すとおりである。



表 4-27 管理有害物質及び基準値

分類		項目	含有量基準 (指定基準) 〔mg/kg〕	溶出量基準 (指定基準) 〔mg/L〕	第二溶出量基準 〔mg/L〕	
管理有害物質 (大阪府生活環境の保全等に関する条例)	揮発性 有機化合物 (第1種 特定有害物質)	クロロエチレン	—	0.002 以下	0.02 以下	
		四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下	
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下	
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下	0.1 以下	
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下	
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下	0.02 以下	
		ジクロロメタン	—	0.02 以下	0.2 以下	
		テトラクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下	
		トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下	
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下	
		重金属等 (第2種 特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下	カドミウム 0.3 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
	シアン化合物		遊離シアン 50 以下	シアンが検出され ないこと	シアン 1 以下	
	水銀及びその化合物		水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下	
	うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと	
	セレン及びその化合物		セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下	
	鉛及びその化合物		鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下	
	砒素及びその化合物		砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下	
	ふっ素及びその化合物		ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下	
	ほう素及びその化合物		ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下	
	農薬等 (第3種 特定有害物質)	シマジン	—	0.003 以下	0.03 以下	
		チオベンカルブ	—	0.02 以下	0.2 以下	
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下	
		P C B	—	検出されないこと	0.003 以下	
		有機りん化合物	—	検出されないこと	1 以下	
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g以下	—	—	

注) mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム)、mg/L (検液 1 リットルにつきミリグラム)、pg-TEQ/g (土壌 1 グラムにつきピコグラム [2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

出典: 「土壌汚染対策法施行規則」

(平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号(最終改正: 令和 2 年 4 月 2 日 環境省令第 14 号))

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成 6 年 10 月 26 日 大阪府規則第 81 号(最終改正: 令和元年 8 月 23 日 大阪府規則第 32 号))

#### g. 地盤沈下

「工業用水法」（昭和31年6月11日 法律第146号(最終改正:平成26年6月13日 法律第69号))では、工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされている。

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月1日 法律第100号(最終改正:平成12年5月31日 法律第91号))では冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では給水人口5,000人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされている。

#### h. 日照阻害

「建築基準法」（昭和25年5月24日 法律第201号(最終改正:令和元年6月14日 法律第37号))では、日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「吹田市建築基準法施行条例」（平成12年3月16日 条例第3号(最終改正:令和元年8月8日 条例第13号))では、その対象区域及び日影時間(冬至日の真太陽時における午前9時から午後3時まで)を指定している。

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さが10mを超える建築物を建築する場合、「都市計画法」（昭和43年6月15日 法律第100号(最終改正:平成30年4月25日 法律第22号))による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の20日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」（吹田市環境部環境政策室ホームページ）では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び日照阻害の防止措置について定められている。

#### i. 電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さ10mを超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の20日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」（吹田市環境部環境政策室ホームページ）では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置について定められている。

#### j. 自然環境（動植物、人と自然とのふれあいの場）

吹田市の自然環境関係法令に基づく地域指定状況は表4-28に示すとおりである。なお、事業計画地及び周辺地域には、「森林法」に基づく保護機能森林区域及び「都市計画法」に基づく風致地区は分布していない。

表 4-28 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

法 令	区 分	区域及び地区
森林法	保険機能森林区域	イザナギ 伊射奈岐神社風致保安林及びその周辺森林 (0.50ha) 垂水神社風致保安林及びその周辺森林 (0.86ha) スサノオノミコト 素盞鳥尊神社保安林及びその周辺森林 (0.48ha)
都市計画法	風致地区	千里山東 (約 47ha) 千里山西 (約 88ha) 服部 (約 9ha)

出典：「風致地区のしおり」（吹田市都市計画部都市計画室、令和3年10月）  
「吹田市森林整備計画書」（大阪府・吹田市、令和4年4月1日変更）

法 令	地域指定	期 間	面 積
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	吹田特定猟具使用禁止区域	令和元年年11月15日から 令和11年11月14日まで	約 3,611ha

出典：「令和3年度鳥獣保護区等位置図」（大阪府、令和3年）

なお、吹田市には、以下に示す法令等に基づく地域の指定はない。

区 分
「自然環境保全法」（昭和47年6月22日 法律第85号(最終改正:平成31年4月26日 法律第20号)）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年3月30日 大阪府条例第2号(最終改正:令和2年3月27日 大阪府条例第30号)）に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
「自然公園法」（昭和32年6月1日 法律第161号(最終改正:令和3年5月6日 法律第29号)）に基づく国立公園及び国定公園の区域
「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号(最終改正:令和4年5月20日 法律第44号)）に基づく緑地保全地区
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年7月31日 法律第103号(最終改正:平成29年5月12日 法律第26号)）に基づく近郊緑地保全区域
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日 法律第88号(最終改正:平成27年3月17日 法律第2号)）に基づく鳥獣保護区

#### k. 景観

吹田市では、「景観法」（平成16年6月18日 法律第110号(最終改正:平成30年5月18日 法律第23号)）に基づき、市内全域が景観計画区域として指定されており、一定規模以上の建築物の建築や外壁の塗り替え、擁壁などの工作物、店舗の看板などの屋外広告物などを計画する際には、吹田市との事前協議や届出が必要である。

また、「吹田市景観まちづくり条例」（平成20年12月26日 条例第24号）に基づき、市長は景観形成地区又は景観配慮区域（以下「重点地区」という。）を指定することができる。

景観形成地区は、特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聞いた上で指定され、建築物のデザインや色彩、敷際のしつらえなど地

域の特性に合わせた基準が定められて、その基準に基づいて誘導・指導が行われている。令和4年（2022年）4月1日現在、景観形成地区として32地区、約119.7haが指定されている。景観配慮地区は、景観上良好な特性を有する地域や景観に特に配慮したまちづくりの必要がある地域を指定するものであり、地区特有の基準を定めることができる。令和4年（2022年）4月1日現在、景観配慮地区として指定された地区はない。なお、重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為は、表4-29に示すとおりである。

また、屋外広告物の表示等については、「吹田市景観まちづくり条例」に基づく届出が必要である。

表4-29 重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為

区分	規模		行為	
建築物 (※1)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域	高さが15mを超え、又は建築面積が600㎡を超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更	
	上記以外の地域	高さが10mを超え、かつ建築面積が300㎡を超えるもの		
工作物 (※2)	建築基準法施行令138条に定める工作物	煙突	高さが6mを超えるもの	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱	高さが15mを超えるもの	
		広告塔、広告板、装飾塔、記念塔	高さが4mを超えるもの	
		高架水槽、サイロ、物見塔	高さが8mを超えるもの	
		擁壁 <sup>(※3)</sup>	高さが2mを超えるもの	
	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの			
	ウォーターシュート、コースター等高架の遊戯施設			
	メリーゴーラウンド、観覧車等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの			
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等	建築基準法施行令第138条第3項に該当するもの		
	高架道路			
	高架鉄道			
横断歩道橋				
橋りょう	幅員が4m以上、かつ延長が10mを超えるもの			
機械式立体駐車場	高さが8mを超えるもの			
土地	500㎡以上のもの		開発行為	
屋外広告物 (※4)	高さが4mを超えるもの		表示又はその内容の変更	
	総表示面積が30㎡を超えるもの			
	上記の建築物或いは工作物の壁面の1/3を超えるもの			

※1 ごみ庫やカーポートなどの別棟の付属建築物も合わせて届出の対象となります。また、モデルルームなど、仮設の建築物も対象となります。

※2 該当するかどうかご不明な場合には開発審査室（建築審査担当）にて「建築確認申請が必要な工作物」であるかどうかをお確かめください。

※3 建築確認申請が不要な宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可又は同法第11条の規定による協議を要する擁壁についても、高さが2mを超える場合は、景観まちづくり条例に規定する届出の対象としていますのでご注意ください。

※4 吹田市屋外広告物条例第12条第1項の許可を要する屋外広告物については、適用しません。

出典：「吹田市景観まちづくり条例の届出手続きマニュアル」（令和4年4月1日改定、吹田市HP）

## 1. 文化財

「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号(最終改正:平成 30 年 6 月 8 日 法律第 42 号))では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、及び周知の埋蔵文化財包蔵地外での発掘の際に遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に届出なくてはならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」（平成 9 年 3 月 31 日 条例第 8 号(最終改正:平成 17 年 3 月 22 日 条例第 5 号))では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことが定められている。

## (8) 環境関連計画等

### ① 第 9 次大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和 47 年の第 1 次公害防止計画の策定以降、第 8 次にわたり計画を策定し、その推進に努めてきた。その間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、平成 24 年 3 月に「第 9 次大阪地域公害防止計画」が策定されている。計画の期間は平成 23 年度から平成 32 年度（2020 年度）であり、令和 4 年 6 月末時点において、以降の更新はされていない。

なお、「第 9 次大阪地域公害防止計画」の概要は、表 4-30 に示すとおりである。

表 4-30 第 9 次大阪地域公害防止計画の概要

項 目	概 要
計 画 策 定 地 域	公害防止計画を策定する地域は、次の大阪府内の 29 市 1 町である。 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
計 画 期 間	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間
計 画 目 標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める。
主 要 な 課 題	本計画における課題は、大阪湾の水質汚濁、河川の水質汚濁、大気汚染、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題（環境大臣の同意を得る課題）は、以下のとおりである。 1. 大阪湾の水質汚濁 大阪湾の COD に係る水質汚濁並びに窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。また、大阪湾内のダイオキシン類及び PCB による底質汚染の防止を図る。 2. 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質汚濁の防止を図る。

出典：「第 9 次大阪地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、大阪府）

## ② 大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府では、平成 8 年に「大阪府環境基本条例」（平成 6 年 3 月 23 日 条例第 5 号(最終改正:平成 25 年 3 月 27 日 条例第 47 号)) に基づく「環境総合計画」を策定し、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたる施策を総合的かつ計画的に推進してきた。しかし、その後も大阪の環境をめぐる状況の大きな変化に加え、地球規模での対応が求められるようになってきた。また、国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号(最終改正:平成 30 年 6 月 13 日 法律第 45 号))、「ダイオキシン類対策特別措置法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新たな環境基本計画の策定などの取組が進んでいた。

これらの状況を踏まえ、大阪府では、行政計画という位置付けにとどまらず、あらゆる主体で取り組む基本的方向を示す新たな計画として、平成 14 年 3 月に「大阪 21 世紀の環境総合計画」を策定し、10 年後の平成 23 年 3 月に「大阪 21 世紀の新環境総合計画」として見直しを行った。

さらに、平成 27 年 6 月には、国の施策等が見直されたのを踏まえ、一部の目標等を見直し、その後も平成 28 年 6 月、平成 30 年 3 月に計画の一部見直しを行っている。「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（平成 30 年 7 月改定、大阪府）の概要は、表 4-31 に示すとおりである。計画の期間は平成 23 年度から平成 32 年度（2020 年度）であり、令和 4 年 6 月末時点において、以降の更新はされていない。



表 4-31 大阪 21 世紀の新環境総合計画

項 目	概 要	
計画の位置付け	豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するものです。また、大阪府の2025年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。	
計画の期間	長期的にわたる期間を見通し、計画の期間は2020年度までの10年間	
計画の対象	<p>◆対象地域 大阪湾を含む大阪府全域</p> <p>◆対象とする環境の範囲 地球温暖化などの地球環境、大気、水、土壌などの環境、生態系、種、遺伝子の多様性の保全・回復などの生物多様性、資源やエネルギーの消費抑制、廃棄物の減量、リサイクルの促進など資源の循環的な利用、騒音、振動、悪臭、熱環境などに係る問題や、潤いと安らぎのある水と緑、景観、歴史的・文化的環境を含む範囲とし、今後、新たな環境問題が生じた場合は、柔軟に対応を検討していくこととします。</p>	
2020年度目標	低炭素・省エネルギー社会の構築	<p>◆温室効果ガス排出量<sup>*</sup>を2005年度比で7%削減する。 ※電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514kg-CO<sub>2</sub>/kwh)を用いて設定</p>
	資源循環型社会の構築	<p>◆資源の循環をさらに促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。</li> <li>・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。</li> </ul> <p>◆リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年府民アンケート34.3%)</li> <li>・資源物(ペットボトルや空き缶、古紙等)を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年府民アンケート89.4%)</li> </ul>
	全てのいのちが共生する社会の構築	<p>◆生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年大阪府府民アンケート16.9%)</p> <p>◆生物多様性の損失を止める行動を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動する府民の割合を倍増する。(2014年大阪府府民アンケート6.0%)</li> <li>・保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。</li> </ul>
	健康で安心して暮らせる社会の構築	<p>◆大気環境をさらに改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。</li> <li>・微小粒子状物質(PM2.5)の環境保全目標を達成する。</li> <li>・光化学オキシダント濃度0.12ppm(注意報発令レベル)未満を目指す。</li> </ul> <p>◆人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BOD(生物化学的酸素要求量)3mg/L以下(環境保全目標のB類型)を満たす河川の割合を8割にする。</li> </ul> <p>◆多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・底層DO(溶存酸素量)5mg/L以上(湾奥部は3mg/L以上)を達成する。</li> <li>・藻場を造成する。(藻場面積400haを目指す)</li> </ul> <p>◆環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。</p>

出典：「大阪 21 世紀の新環境総合計画」(平成 23 年 3 月(改定：平成 30 年 7 月)、大阪府)

③ 吹田市第3次環境基本計画

「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）は、吹田市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担うものとして、目標・施策の大綱などを定めている。

また、「吹田市第4次総合計画」を環境面から補完・具体化する役割を担うものとして、施策などを詳細かつ具体的に示すものであるとともに、進行管理において明らかとなった課題や推進の方向性については、「吹田市第4次総合計画」の更新時などに整合を図るものとされている。

その他、吹田市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において「吹田市第3次環境基本計画」との整合を図るものとされており、その位置づけは図4-6に示すとおりである。また、計画の指標一覧及び施策体系図は図4-7、4-8に示すとおりである。

なお、「吹田市第3次環境基本計画」の期間は、上位計画である「吹田市第4次総合計画」との整合を図り、計画の初年度を令和2年度（2020年度）、最終年度（計画目標年度）を令和10年度（2028年度）としている。また、市をとりまく環境や社会情勢の変化に対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、「吹田市第4次総合計画」の更新時などに必要に応じて見直しを行うとしている。

さらに、吹田市ではより良い環境を目指すために、環境目標を表4-32(1)～(8)に示すとおり定めている。

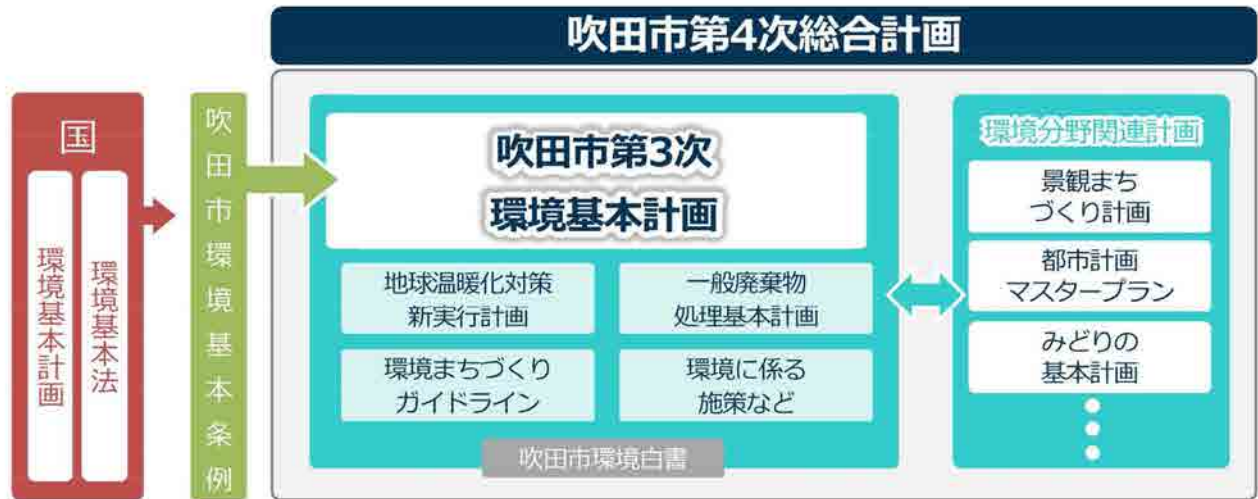


図4-6 吹田市第3次環境基本計画の位置づけ

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

# 吹田市第3次環境基本計画 指標一覧（目標年度| 令和10年度（2028年度））

	目 標	達成指標（※1）	活動指標（※2）
重点戦略	はぐくむ 環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の美化や緑化、環境イベントなどのボランティア活動に参加する市民の割合：21%</li> <li>○ 行政、団体、その他企業などと連携した環境活動を実施している事業者の割合：40%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ エコスクール活動簿の評価（教室での取組）が21点以上の学校数</li> <li>➢ 環境啓発イベント参加者数</li> <li>➢ すいた環境サポーター養成講座修了者数（累計）</li> <li>➢ アジェンダ21すいたの事業者会員数</li> <li>➢ 地域材使用量（累計）</li> </ul>
	まもる 良好な環境をまもる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市域の年間エネルギー消費量：13.1 PJ(ペタジュール)</li> <li>○ 市民1人当たりのごみ排出量（1日）：760 g</li> <li>○ 生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合：50%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市域の太陽光発電システム設備容量（累計）</li> <li>➢ 食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数（累計）</li> <li>➢ 生物多様性保全イベント参加者数</li> </ul>
	そなえる 気候変動による影響にそなえる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に備えている市民の割合：75%</li> <li>○ 居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）に満足している市民の割合：30%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 連合自治会単位での自主防災組織の結成率</li> <li>➢ 雨水排水施設の整備率</li> <li>➢ 透水性舗装面積累計</li> </ul>
分野別目標	エネルギー 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 年間エネルギー消費量 市域：13.1 PJ(ペタジュール)（☆） 家庭部門・市民1人当たり：8.2 GJ(ギガジュール) 業務部門・従業員1人当たり：25.6 GJ(ギガジュール)</li> <li>○ 市域の年間温室効果ガス排出量：1,092 千t-CO<sub>2</sub></li> <li>○ 市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量：2.89 t-CO<sub>2</sub></li> <li>○ 吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量：24 千t-CO<sub>2</sub></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公共施設における再生可能エネルギー導入件数</li> <li>➢ 市域の太陽光発電システム導入件数及び設備容量(累計)（☆）</li> </ul>
	資源循環 資源を大切に する社会システム の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市民1人当たりのごみ排出量（1日）：760 g（☆）</li> <li>◎ リサイクル率：25.6%</li> <li>○ ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合：40%</li> <li>○ 燃焼ごみの年間搬入量：84,390 t</li> <li>○ ごみの年間排出量(家庭系ごみ)：76,995 t</li> <li>○ ごみの年間排出量(事業系ごみ)：27,646 t</li> <li>○ マイバッグ持参率：80%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数（累計）（☆）</li> </ul>
	生活環境 健康で快適な暮らしを支える環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 公害に関する苦情を解決した割合：80%</li> <li>◎ 「環境美化推進団体」の団体数：40 団体</li> <li>◎ 環境目標達成率：100% (二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD)</li> <li>○ 快適な生活環境の確保に満足している市民の割合：40%</li> <li>○ 熱帯夜日数（5年移動平均値）：29 日以下</li> <li>○ 居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）に満足している市民の割合：30%（☆）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 下水処理水の高度処理普及率</li> <li>➢ 環境美化推進重点地区数</li> <li>➢ 雨水浸透箇所数累計（☆）</li> <li>➢ 透水性舗装面積累計（☆）</li> </ul>
	みどり・自然共生 自然の恵みが 実感できる みどり豊かな 社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 吹田市域の緑被率：30%（将来目標）</li> <li>◎ 「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数：60 団体</li> <li>◎ みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合：67%</li> <li>○ 生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合：50%（☆）</li> <li>○ 緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数：120 団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生物多様性保全イベント参加者数（☆）</li> <li>➢ 市域面積に対する緑地面積の割合</li> <li>➢ 市民1人当たりに対する都市公園面積</li> <li>➢ 公園などの面積</li> <li>➢ 希少種の保全数（ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリ）</li> </ul>
	都市環境 快適な都市環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合：70%</li> <li>◎ まちなみが美しいと感じる市民の割合：70%</li> <li>○ 鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合：60%</li> <li>○ コミュニティバス1便当たりの乗車人数：↗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路など整備延長</li> <li>➢ 自転車通行空間の整備延長</li> <li>➢ まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数[面積]</li> <li>➢ 景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数[面積]</li> </ul>

※1 目標達成状況を示す指標

※2 達成指標の実現に向けた具体的な行動の指標

※ ◎は、代表指標（各分野を代表する達成指標）

※ ☆は、重点戦略と重複する指標（各戦略の目標が分野横断的なものであるため、分野別目標の指標と重複するものがあります。）

図 4-7 吹田市第3次環境基本計画の基本理念

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）





図 4-8 吹田市第3次環境基本計画の基本理念

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

表 4-32(1) 吹田市の目標値

○大気汚染

項 目	目 標 値	対象地域
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域。
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	

- 注) 1. 二酸化窒素の目標値については、上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。  
 2. ダイオキシン類に係る目標値は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○悪 臭

目 標 値	対 象 地 域
大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。	車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域。

表 4-32(2) 吹田市の目標値

○水

① 健康項目

項 目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.02 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	

- 注) 1. 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。  
 3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 4-32(3) 吹田市の目標値

② 生活環境項目

ア BOD等5項目

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
	利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下
	浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	2mg/L以上
	大腸菌数	20 CFU /100mL 以下	300 CFU /100mL 以下	1,000 CFU /100mL 以下	—	—	—
対象水域		対象水域及びその水域類型は別表のとおりとする。					

注) 目標値は日間平均値とする。

イ 水生生物の保全に関する項目

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 目標値は年間平均値とする。



表 4-32(4) 吹田市の目標値

(別表) 対象水域とその水域類型

水域名	範 囲	該当類型	
		BOD等 5項目類型	水生生物 項目類型
山田川	全 域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高 川	全 域	D	—
正雀川	全 域	E	—
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

- 注) 1. 現状において既に目標値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。  
 2. 農業用利水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(ため池もこれに準ずる)。  
 3. 利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。  
 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。  
 (2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。  
 (3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。  
 (4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。  
 (5) 環境保全：市民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度。

③ ため池

項 目	目 標 値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	8 mg/L以下
浮遊物質 (SS)	50 mg/L以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L以下
全窒素 (T-N)	1 mg/L以下
全りん (T-P)	0.1mg/L以下

④ 特殊項目

項 目	目 標 値	対 象 水 域
フェノール類	0.01 mg/L以下	安威川下流・神崎川
銅	0.05 mg/L以下	
亜鉛	0.1 mg/L以下	
溶解性鉄	1.0 mg/L以下	
溶解性マンガン	1.0 mg/L以下	
全クロム	1.0 mg/L以下	
アンモニア性窒素	1.0 mg/L以下	
陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L以下	
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと	

表 4-32(5) 吹田市の目標値

○地下水

項 目	目 標 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下

- 注) 1. 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。  
 3. ダイオキシン類に係る目標値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○地盤沈下

目 標	対 象 地 域
地盤沈下を進行させないこと。	市 内 全 域

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

表 4-32 (6) 吹田市の目標値

○土壌汚染

項 目	目 標 値	対象地域
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	市内全域
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機りん	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。	

- 注) 1. 検液とは土壌（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。  
 2. 汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌を除く。  
 3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 4. ダイオキシン類にあつては、目標値が達成されている場合であつて、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

表 4-32(7) 吹田市の目標値

○環境騒音

<道路に面しない地域>

地域の 類型	目 標 値		対 象 地 域
	昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕	
A	55dB以下	45dB以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB以下	45dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB以下	50dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

<道路に面する地域>

地 域 の 区 分	目 標 値	
	昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

目 標 値	
昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
70dB以下	65dB以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。	

上表の目標値を達成した幹線交通を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の目標値を達成するように努める。

- 注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- (1) 道路法（昭和27年 法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道（市道にあつては、4車線以上の区間に限る。）
  - (2) (1)に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年 法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年 建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
  - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

時間の区分については、当面環境基準に定める時間の区分のとおりとする。

この時間の区分で目標値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあつては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあつては午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での目標値を達成するように努める。

- 注) 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(LAeq)によるものとする。
2. この目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 4-32 (8) 吹田市の目標値

○航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	57dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	62dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 評価は、時間帯補正等価騒音レベル(Lden)による。

○新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70dB以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75dB以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 「地形類型のあてはめをする地域」とは新幹線鉄道の軌道中心線から300m以内の地域をいう。

○鉄軌道騒音（新幹線鉄道騒音を除く）

目標値	対象地域
80dB以下	鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域

注) 1. この目標値は暫定目標値とする。  
2. 測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日 環境庁告示第46号）に定めるところによる。

○建設作業騒音

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

○振 動

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

○低周波空気振動

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

④ 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）

吹田市では、「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号（最終改正：平成30年6月27日 法律第67号））に基づき、市域における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成9年3月に策定した「いきいき吹田みどりの基本計画」を平成23年3月に改正し、「吹田市第2次みどりの基本計画」を策定している。さらに、計画策定から5年が経過したことから、みどりの量の増減や施策などの進捗状況を把握・評価し、平成28年8月に「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」を策定している。「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める基本方針は「みどりを継承する」、「みどりを生み出す」、「みどりを活かす」、「市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という4つの分類で整理したみどりの課題に対応するため、表4-33に示すとおり設定されている。

表4-33 第2次みどりの基本計画（改訂版）の基本方針

基本方針	
基本方針1 みどりを継承する	<b>今ある民有地のみどりを次世代へ継承する</b> 集合住宅や戸建住宅などで育まれてきたみどり、丘陵・斜面のみどり、農地・ため池など、今ある民有地のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。
	<b>今ある公共のみどりを次世代へ継承する</b> 吹田市のシンボルである万博記念公園や千里緑地などの大規模な公園・緑地、日常的に利用される身近な公園・緑地、道路のみどり、河川・水路など、今ある公共のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。
基本方針2 みどりを生み出す	<b>地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す</b> 商業地・業務地のような密集した市街地や住宅地など、それぞれの地域の特性を踏まえ、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースの活用、道路残地の活用、住宅地における生垣緑化など、スペースの有効活用やみどりを多く体感できるような創意工夫などにより、地域に応じたみどりを生み出していきます。
	<b>地域に応じたみどりの拠点をつくる</b> 地域の特性を踏まえ、まとまったみどりが乏しい地域には、公園・緑地を整備するなど、地域に応じたみどりの拠点を確保していきます。
基本方針3 みどりを活かす	<b>生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める</b> 今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどりと、中小河川や道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が生息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。
	<b>今ある公園・緑地を充実する</b> 今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などの再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。
	<b>人と地域を育む場としてみどりを活かす</b> 身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりと自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催のほか、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。
基本方針4 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	<b>市民参画・協働を支える仕組みをつくる</b> 効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。
	<b>市民参画・協働による取組を進める</b> みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参画・協働の取組を進めていきます。

出典：「第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年、吹田市）

⑤ 吹田市景観まちづくり計画

吹田市では、潤いがあり地域の特色ある景観づくりを総合的・計画的に推進するために、平成5年(1993年)に「吹田市都市景観形成基本計画」を策定し、安全性・利便性などとともに、美しさや快適さに配慮したまちづくりの取組を進めてきた。

そして、平成16年(2004年)の景観法制定を受けて、平成19年(2007年)に、地域らしさと潤いある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、市民、事業者、専門家及び行政の協働による取組により、次代につなぐ良好な景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして「吹田市景観まちづくり計画」を策定した。この計画策定から10年以上が経過し、上位関連計画の策定、見直しなどが進められる中、今後の吹田のまちづくりへの対応や各種計画、施策などとの整合を図っていく必要があることから、計画の理念や考え方は継承しつつ、吹田市の景観まちづくりのより一層の推進を図るために令和4年(2022年)4月に「吹田市景観まちづくり計画-2022-」として改訂された。

「吹田市景観まちづくり計画-2022-」に示されている基本目標及び基本方針は、表4-34に示すとおりである。

表 4-34 吹田市景観まちづくり計画-2022-における基本目標及び基本方針

<p><b>A. 地形を活かした「潤いのある景観」をまもり、はぐくむ</b></p> <p>市南部から北部にかけて河川、平野、丘陵と移り変わっていく本市の地形上の特性を活かした、緑豊かで、潤いのある景観をまもり、はぐくむとともに、身近な場所においても緑化を進めるなど、潤いのある景観をつくり、はぐくみます。</p> <p>[基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑の保全と育成を進めます。</li><li>・ 潤いのある水辺景観の育成を進めます。</li><li>・ 共生の景観保全・整備を進めます。</li></ul>
<p><b>B. 市民がまちを住みこなすことによる「生きる景観」をまもり、はぐくむ</b></p> <p>市民が主体的に周辺の景観に対して考え、自らまちに働きかける能動的な住み方をするにより、いきいきと生きていることが実感できる、魅力ある「生きる景観」をまもり、はぐくみます。</p> <p>[基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 良好な住環境の保全・育成を進めます。</li><li>・ 歴史的な景観の保全・整備を進めます。</li><li>・ いきいきとした暮らしの舞台となる景観づくりを進めます。</li></ul>
<p><b>C. 景観の特性を尊重した「調和と個性のある景観」をつくり、はぐくむ</b></p> <p>本市の景観をより魅力あるものにするために、景域ごとの景観の特性を尊重し、調和の中にも個性がある景観をつくり、はぐくみます。</p> <p>[基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域に調和するまちづくりを進めます。</li><li>・ シンボルとなる景観を創造します。</li><li>・ 特徴ある景観の活用・演出を進めます。</li></ul>

出典：「吹田市景観まちづくり計画-2022-」（令和4年、吹田市）



#### 4. 2. 2 自然条件

##### (1) 気象

吹田市は内陸部に位置するが、瀬戸内海式気候に属し大阪湾からの海風の影響を受け、比較的温暖な気候となっている。

吹田市西消防署（垂水町3丁目25番16号）において観測された令和3年の気象の状況は、表4-35に示すとおりである。年平均気温は17.5℃、平均湿度は64.4%、平均風速は2.0m/s、年間降水量は1,756.5mmとなっている。

また、吹田市内の各所における風配図の状況は、図4-9に示すとおりである。

表 4-35 事業計画地周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

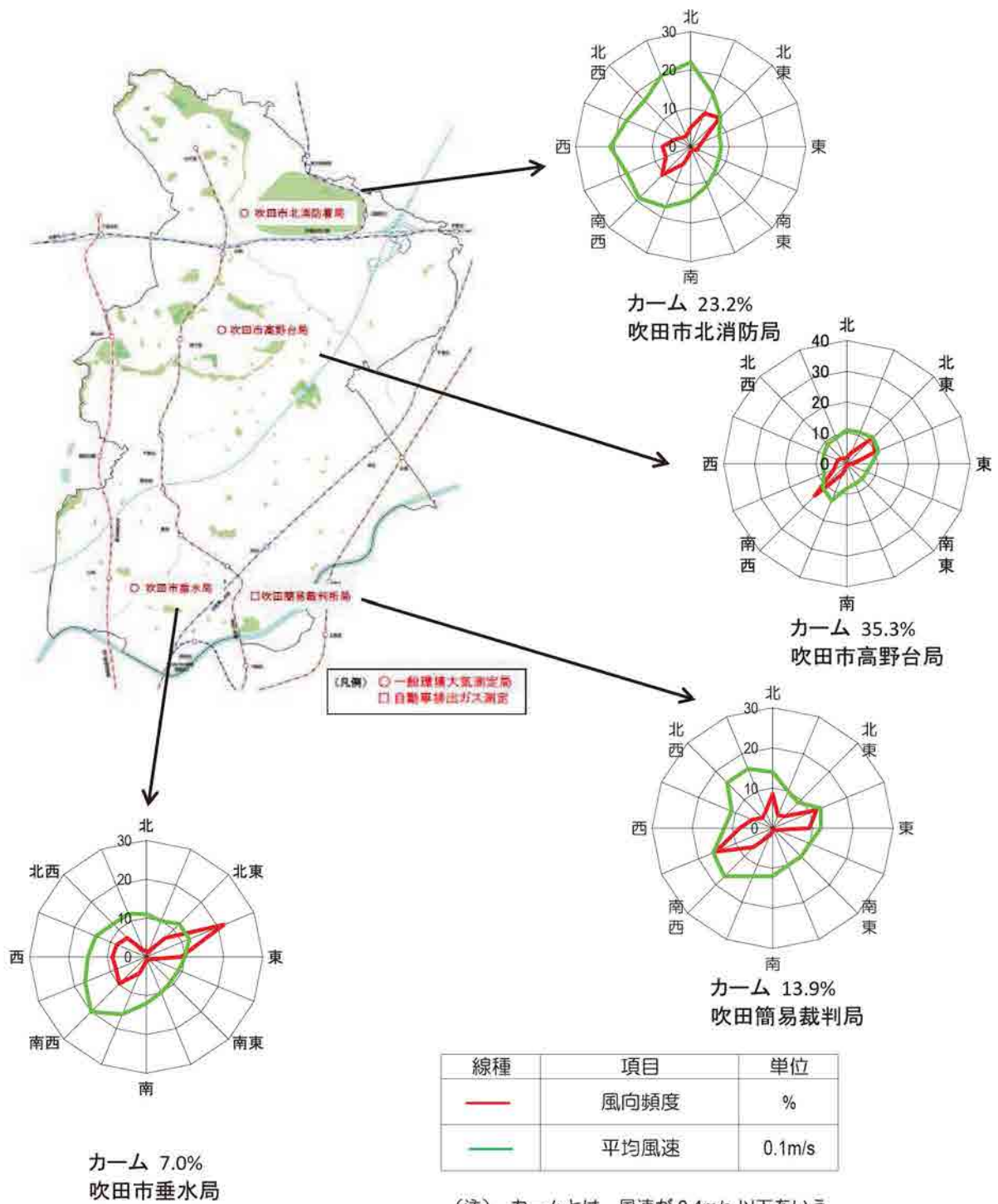
区分		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
気温 (℃)	平均	5.8	8.5	12.1	15.4	19.8	24.2	28.1	28.1	25.0	20.4	13.9	8.5	17.5
	最高	18.1	21.4	22.8	28.0	30.0	34.5	37.4	39.0	32.8	32.4	24.7	17.5	39.0
	最低	△3.4	△1.2	3.6	5.3	9.9	17.6	21.0	21.4	19.9	9.3	3.9	△0.5	△3.4
平均湿度 (%)		61.7	56.3	61.3	56.4	67.1	65.5	70.3	72.5	71.1	63.8	62.2	64.8	64.4
平均風速 (m/s)		2.0	2.1	2.0	2.1	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.6	1.7	1.9	2.0
降水量 (mm)		62.0	47.5	125.0	222.5	273.5	111.5	222.0	320.5	177.0	52.0	82.0	61.0	1,756.5

注) 1. 観測地点：西消防署の屋上

2. 天気日数は各日午前9:00に観測し、降水日数は1日積算0.5mm以上の雨量を観測した日数です。

出典：「吹田市統計書 令和3年版（2021年）」（吹田市、令和4年（2022年）3月）

令和2年度（2020年度） 風配図



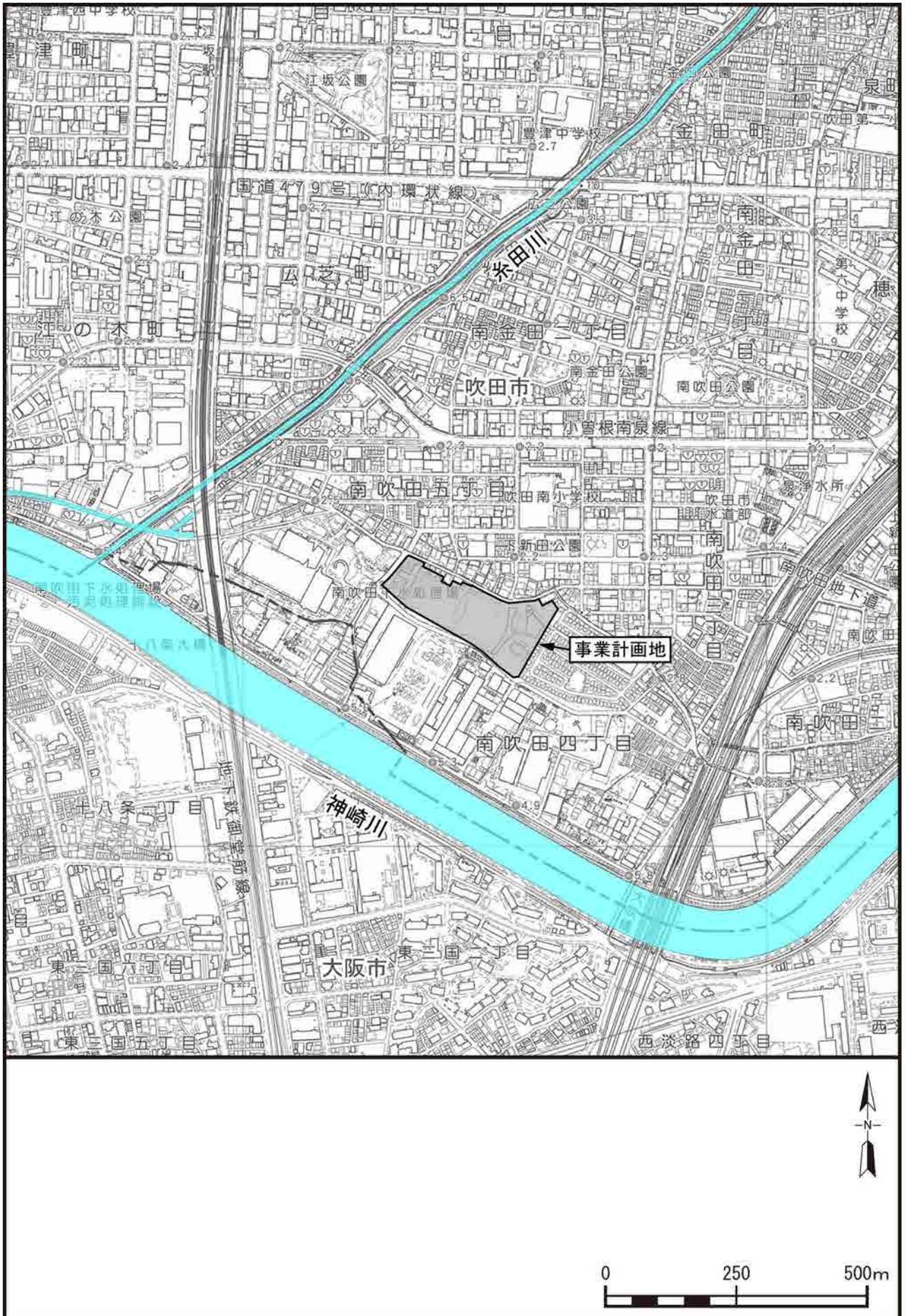
出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

図 4-9 吹田市内における風配図

(2) 水象

事業計画地周辺における河川等の分布状況は図 4-10 に示すとおりである。事業計画地の南側には北西方向に神崎川が、西側を南西方向に糸田川が流れている。





出典：〔「都市計画情報すいた」(吹田市ホームページ、令和2年3月)〕等をもとに作成  
 図 4-10 事業計画地周辺における河川等の状況

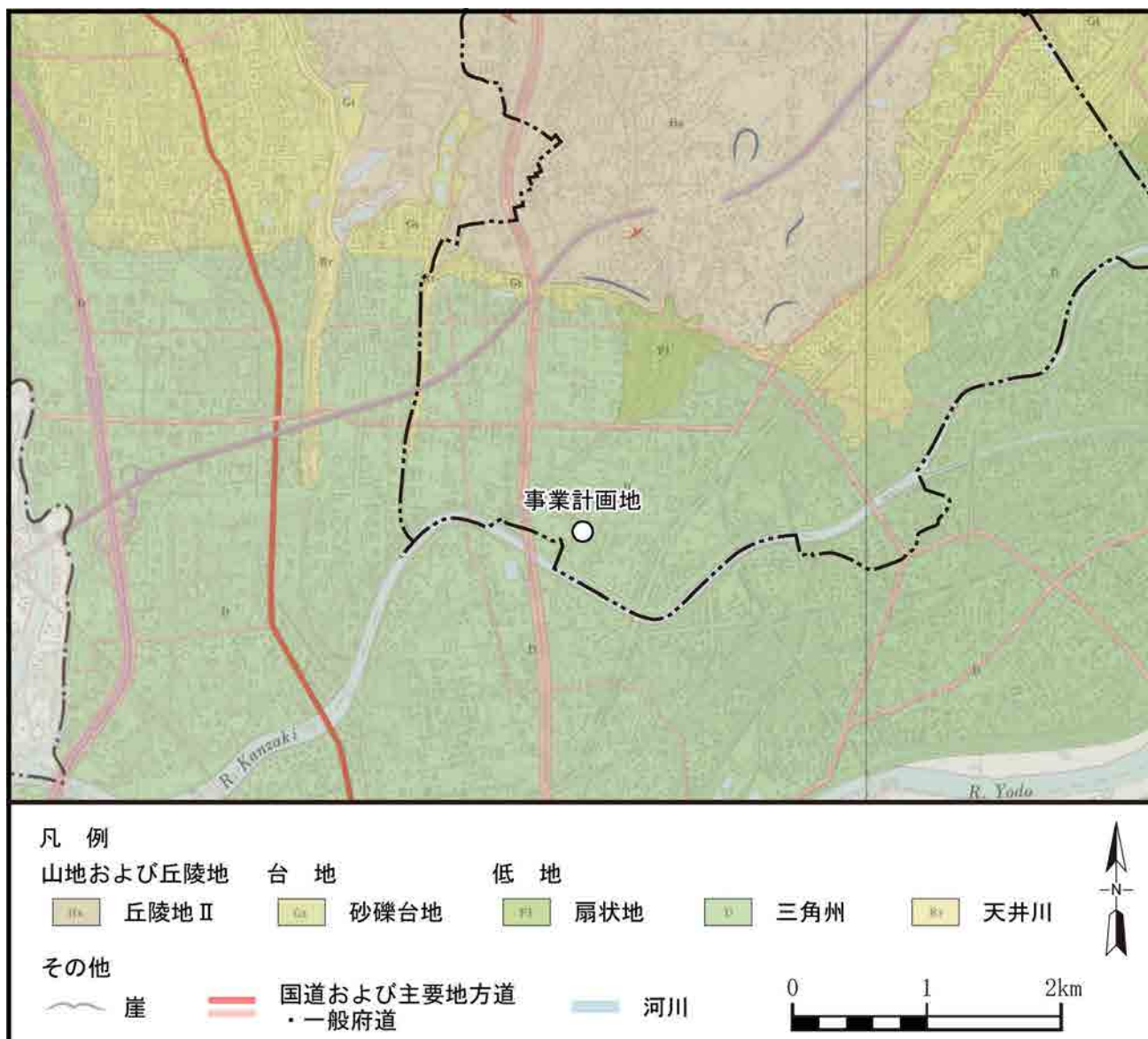


(3) 地象

① 地形

吹田市の地形は大きく丘陵地、台地、低地などに分類され、丘陵地は標高約 20m～100mのなだらかな地形であり、全体的に南東部に向かって低くなっている。事業計画地は吹田市の南部に位置しており、低地の三角州に区分されている。

事業計画地周辺における地形の状況は図 4-11 に示すとおりである。



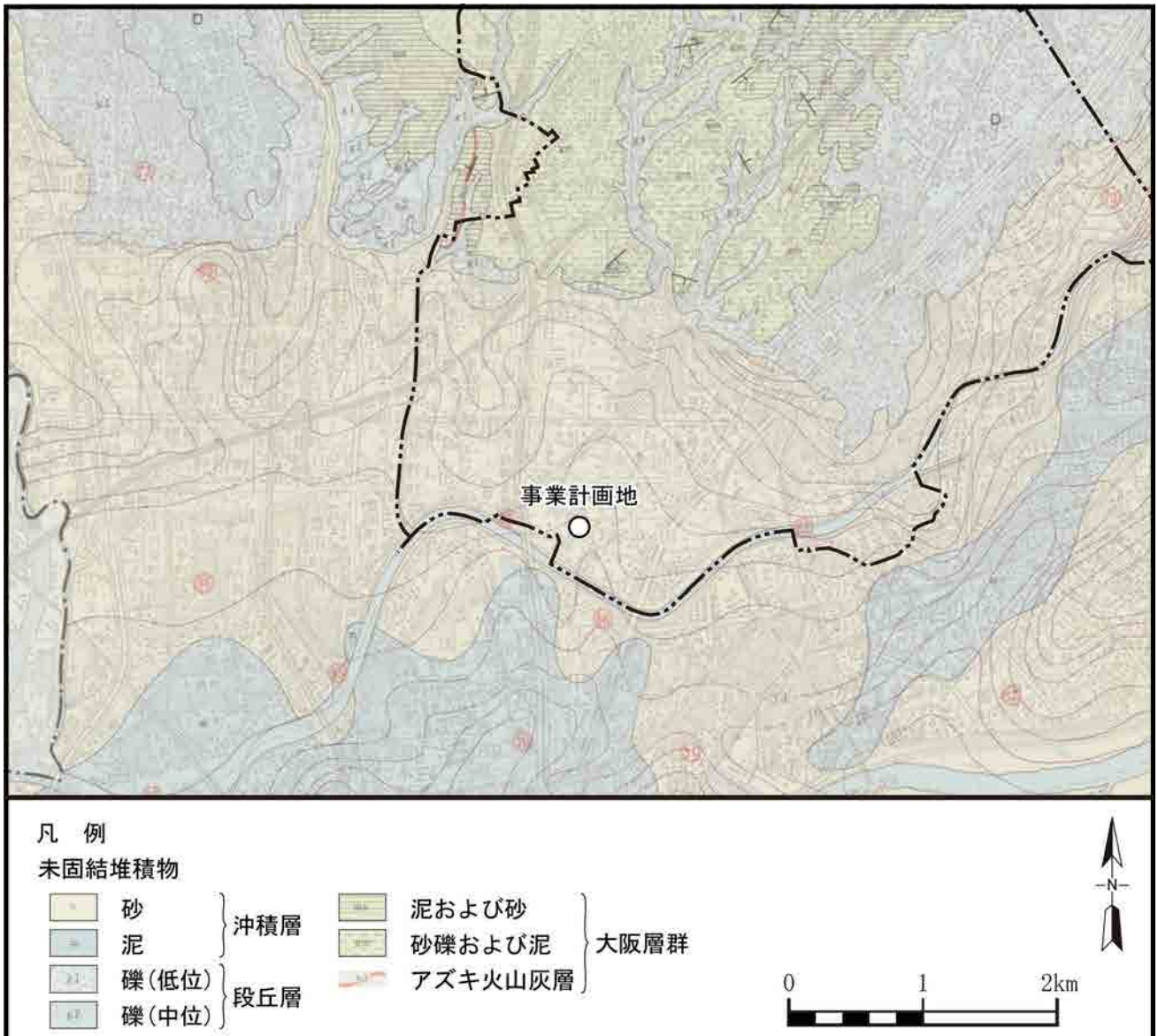
出典：〔「土地分類図（大阪府）」（国土庁土地局、昭和 51 年）〕をもとに作成

図 4-11 事業計画地周辺における地形の状況

② 地質

吹田市の地質は全体として、大阪層群が緩やかに東に向けて傾斜している。この地層は大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称であり、約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰からできている。事業計画地周辺の地質は大阪層群の泥および砂で構成されている。

事業計画地周辺における表層地質の状況は図 4-12 に示すとおりである。



出典：〔「土地分類図（大阪府）」（国土庁土地局、昭和 51 年）〕をもとに作成  
 図 4-12 事業計画地周辺における表層地質の状況

#### 4. 2. 3 環境の概況

##### (1) 大気汚染

吹田市では、一般環境における大気汚染の現況を把握し、対策を推進するため、吹田市北消防署局、吹田市垂水局、吹田市川園局で常時監視を行っている。なお、大気環境測定局の配置が見直された結果、吹田市川園局は平成 30 年 8 月で測定を終了し、吹田市高野台に移設された。同月から吹田市高野台局として測定を開始し、併せて、移動観測車が平成 30 年 9 月に廃止された。また、沿道環境については、幹線道路における自動車排出ガスの影響を把握するため、国道 479 号（大阪内環状線）沿道の吹田簡易裁判所局で常時監視を行っている。

各測定局における測定項目は表 4-36 に、測定局の位置は図 4-13 に示すとおりである。

表 4-36 吹田市内における大気汚染監視状況

測定項目	一般環境大気測定局			自動車 排出ガス 測定局
	吹田市 垂水局	吹田市 北消防署局	吹田市 高野台局	吹田簡易 裁判所局
二酸化硫黄		○	○	○
窒素酸化物 (二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)		○		○
光化学オキシダント	○	○	○	
一酸化炭素				○
炭化水素 (非メタン炭化水素・全炭化水素)		○		○
有害大気汚染物質		○		○
ダイオキシン類		○		○
気象	風向・風速	○	○	○
	温度・湿度	○	○	
	日射量		○	

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

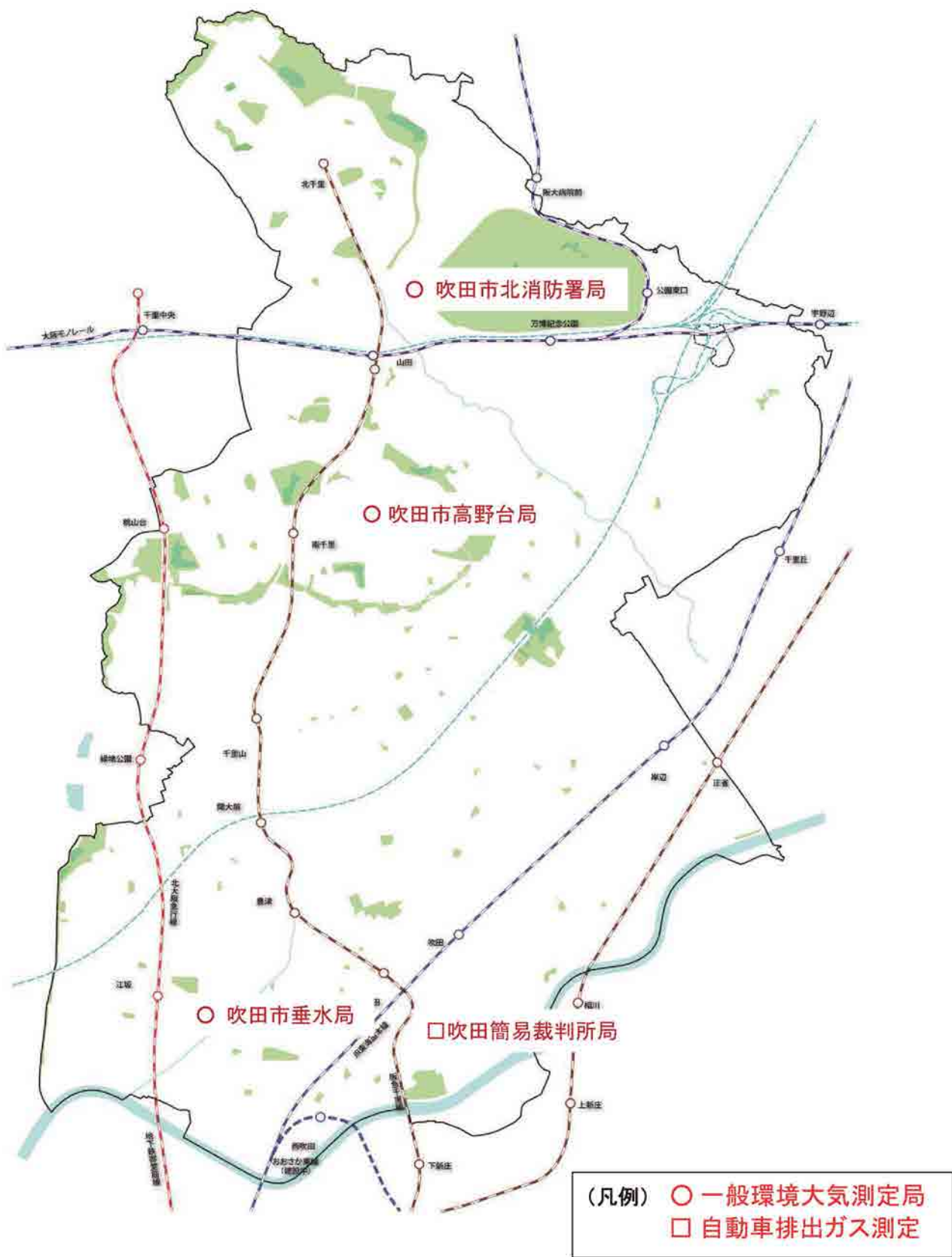


図 4-13 大気汚染測定局位置



① 大気汚染常時測定局の測定結果

a. 窒素酸化物

吹田市内の常時監視局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化及び令和2年度の年間測定結果は、表4-37、38に示すとおりである。

平成28年度～令和2年度の年平均値は0.01～0.019ppmであり、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局とも近年、横ばいで推移している。

令和2年度の測定結果では、日平均値が0.06ppmを超えた日数は全ての局で0日であり、また日平均値の年間98%値は0.026～0.036ppmとなっており、環境基準、吹田市環境基本計画で設定されている目標値（以下、吹田市の目標値）ともに達成している。

表4-37 二酸化窒素年平均値の経年変化（平成28年度～令和2年度）

単位：ppm

測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吹田市垂水局	0.015	0.016	0.015	0.013	0.012
吹田市北消防署局	0.012	0.014	0.011	0.01	0.01
吹田市川園局	0.016	0.016	※0.013	—	—
吹田簡易裁判所局	0.019	0.019	0.018	0.016	0.015
吹田市高野台局	—	—	※0.013	0.012	0.011

※平成30年度の川園局及び高野台局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

表4-38 二酸化窒素測定結果（令和2年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	国の環境基準を達成できなかった日数 <sup>(注)</sup>
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	日
吹田市垂水局	362	8,643	0.012	0.051	0	1	0.032	0
吹田市北消防署局	362	8,630	0.01	0.052	0	0	0.026	0
吹田簡易裁判所局	362	8,636	0.015	0.047	0	1	0.036	0
吹田市高野台局	363	8,643	0.011	0.042	0	0	0.030	0

注) 国の二酸化窒素にかかる環境基準では、年間の日平均値のうち、低い方から98%に相当する日平均値（「日平均値の年間98%値」という。）で評価することとされており、この値が0.06ppm以下の場合環境基準を達成したとされる。

なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

また、吹田市内の常時監視局における一酸化窒素及び窒素酸化物の令和2年度の年間測定結果は、表4-39に示すとおりである。

一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値はそれぞれ0.002～0.008ppm、0.012～0.023ppmであり、窒素酸化物のうちの二酸化窒素の割合は65.4～86.1%となっている。

表4-39 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果（令和2年度）

測定局	有効測定日数 日	測定時間 時間	一酸化窒素			窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )		
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	年平均値のNO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub>
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
吹田市垂水局	352	8,643	0.002	0.072	0.013	0.014	0.135	84.2
吹田市北消防署局	365	8,630	0.003	0.084	0.011	0.012	0.113	79.4
吹田簡易裁判所局	362	8,636	0.008	0.188	0.03	0.023	0.216	65.4
吹田市高野台局	363	8,643	0.002	0.095	0.014	0.013	0.141	86.1

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

#### b. 二酸化硫黄

吹田市内の常時監視局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化及び令和2年度の年間測定結果は、表4-40、41に示すとおりである。

平成28年度～令和2年度の年平均値は0.001～0.005ppmであり、ほぼ横ばい傾向を示している。

令和2年度の測定結果では、日平均値が0.04ppmを超えた日数は0日であり、1時間値が0.1ppmを超えた時間数も0時間となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また日平均値の2%除外値は最高で0.007ppmであり、長期的評価でも環境基準を達成している。また、吹田市の目標値と比較しても全局で達成している。

表4-40 二酸化硫黄年平均値の経年変化（平成28年度～令和2年度）

単位：ppm

測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吹田市垂水局	—	—	—	—	—
吹田市北消防署局	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
吹田市川園局	0.004	0.005	*0.005	—	—
吹田簡易裁判所局	0.004	0.002	0.001	0.001	0.001
吹田市高野台局	—	—	*0.003	0.004	0.004

\*平成30年度の川園局及び高野台局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

表 4-41 二酸化硫黄測定結果（令和 2 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	時間	ppm		日
吹田市北消防署局	362	8,639	0.001	0.01	0	0	0.003	無	0
吹田簡易裁判所局	353	8,514	0.001	0.008	0	0	0.003	無	0
吹田市高野台局	360	8,638	0.004	0.021	0	0	0.007	無	0

注) 二酸化硫黄による大気汚染の状態を目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた1時間値(0.1ppm以下)又は日平均値(0.04ppm以下)に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値(年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

出典: 「すいたの環境 令和3年版(2021年版)」(吹田市、令和3年(2021年)12月)

### c. 浮遊粒子状物質

吹田市内の常時監視局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化及び令和2年度の年間測定結果は、表4-42、43に示すとおりである。

平成28年度～令和2年度の年平均値は0.014～0.018mg/m<sup>3</sup>である。一般環境大気測定局の吹田市垂水局、吹田市北消防署局では、増減はあるものの、令和2年度は平成28年度より低い値となっている。自動車排出ガス測定局の吹田簡易裁判所局では、平成29年度に前年を上回る値になっているが、平成28年度から令和2年度は減少傾向を示している。

令和2年度の測定結果では、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を超えた時間数は吹田簡易裁判所局で1時間となっており短期的評価で環境基準を達成していない。また日平均値の2%除外値の最高値は0.037mg/m<sup>3</sup>となっており、長期的評価では環境基準を達成している。

また、吹田市の目標値については全局で達成している。

表 4-42 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化（平成 28 年度～令和 2 年度）

単位: mg/m<sup>3</sup>

測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吹田市垂水局	0.017	0.018	0.016	0.015	0.015
吹田市北消防署局	0.015	0.014	0.017	0.015	0.014
吹田市川園局	0.018	0.017	*0.019	—	—
吹田簡易裁判所局	0.017	0.018	0.016	0.015	0.015
吹田市高野台局	—	—	*0.013	0.014	0.015

\*平成30年度の川園局及び高野台局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典: 「すいたの環境 令和3年版(2021年版)」(吹田市、令和3年(2021年)12月)

表 4-43 浮遊粒子状物質測定結果（令和 2 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
	日	時間	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	日	時間	mg/m <sup>3</sup>		日
吹田市垂水局	362	8,689	0.015	0.105	0	0	0.037	無	0
吹田市北消防署局	360	8,659	0.014	0.104	0	0	0.036	無	0
吹田簡易裁判所局	360	8,635	0.015	0.224	0	1	0.037	無	0
吹田市高野台局	362	8,692	0.015	0.117	0	0	0.035	無	0

注) 浮遊粒子状物質による大気汚染の状態を目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた 1 時間値 (0.20mg/m<sup>3</sup>以下) 又は日平均値 (0.10mg/m<sup>3</sup>以下) に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2%除外値 (年間の日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値) が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えず、かつ日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が 2 日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

出典：「すいたの環境 令和 3 年版 (2021 年版)」 (吹田市、令和 3 年 (2021 年) 12 月)

#### d. 微小粒子状物質

吹田市内の常時監視局における微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化及び令和 2 年度の年間測定結果は、表 4-44、45 に示すとおりである。

平成 28 年度～令和 2 年度の年平均値は 10.9～15.4 μg/m<sup>3</sup>であり、増減はあるものの経年的には減少傾向を示している。

令和 2 年度の測定結果では、吹田市北消防署局では、日平均値が 35 μg/m<sup>3</sup>を超えた日が 3 日、年平均値は 11.2 μg/m<sup>3</sup>、吹田簡易裁判所局では、日平均値が 35 μg/m<sup>3</sup>を超えた日が 5 日、年平均値は 14.3 μg/m<sup>3</sup>となっており、環境基準及び吹田市の目標値を達成していない。

表 4-44 微小粒子状物質年平均値の経年変化 (平成 28 年度～令和 2 年度)

単位：μg/m<sup>3</sup>

測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吹田市北消防署局	10.9	12.4	12.3	11.5	11.2
吹田簡易裁判所局	14.3	15.4	15.1	13.5	14.3

出典：「すいたの環境 令和 3 年版 (2021 年版)」 (吹田市、令和 3 年 (2021 年) 12 月)

表 4-45 微小粒子状物質測定結果（令和 2 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	日
吹田市北消防署局	362	8,670	11.2	29.1	3	0.8	0
吹田簡易裁判所局	361	8,685	14.3	31.1	5	1.4	0

注) 微小粒子状物質に係る環境基準は、「1年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること」である。

- (1) 短期的評価 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを環境基準 ( $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下) と比較して評価する。
- (2) 長期的評価 年平均値を環境基準 ( $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下) と比較して評価する。

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

e. 一酸化炭素

主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局で測定を行っている。一酸化炭素の年平均値の経年変化及び令和2年度の測定結果は、表4-46、47に示すとおりである。

平成28年度～令和2年度の年平均値は0.3～0.4ppmであり、ほぼ横ばいの傾向を示している。

令和2年度の測定結果では、日平均値が10ppmを超えた日数は0日であり、8時間値が20ppmを超えた回数も0回となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また日平均値の2%除外値は0.6ppmであり、長期的評価でも環境基準を達成している。また、吹田市の目標値についても達成している。

表 4-46 一酸化炭素年平均値の経年変化（平成28年度～令和2年度）

単位：ppm

測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吹田簡易裁判所局	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

表 4-47 一酸化炭素測定結果（令和 2 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が10ppmを超えた日数	8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	時間	回	ppm	日	
吹田簡易裁判所局	364	8,681	0.4	2.6	0	0	0.6	無	0

注) 一酸化炭素による大気汚染の状態を目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた 8 時間値（20ppm以下）又は日平均値（10ppm以下）に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が 10ppmを超えず、かつ日平均値が 10ppmを超える日が 2 日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

f. 光化学オキシダント

(a) 光化学オキシダント

吹田市内の常時監視局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化及び令和 2 年度の年間測定結果は、表 4-48、49 に示すとおりである。

平成 28 年度～令和 2 年度の年平均値は 0.034～0.038ppmであり、ほぼ横ばい傾向を示している。

令和 2 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値が 0.06ppmを超えた時間数が吹田市垂水局で 379 時間、吹田市北消防署局で 389 時間、吹田市高野台局で 370 時間であり、環境基準、吹田市の目標値ともに達成していない。

表 4-48 光化学オキシダント年平均値の経年変化（平成 28 年度～令和 2 年度）

単位：ppm

測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吹田市垂水局	0.035	0.036	0.035	0.035	0.035
吹田市北消防署局	0.035	0.035	0.036	0.038	0.035
吹田市川園局	0.034	0.034	※0.040	—	—
吹田市高野台局	—	—	※0.030	0.034	0.034

※平成 30 年度の川園局及び高野台局の有効測定日は 250 日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

表 4-49 光化学オキシダント測定結果（令和 2 年度）

測定局	昼間測定 日 数	昼間測定 時 間	昼間の1時間値 の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間1時間 値の最高値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm
吹田市 垂水局	365	5,421	0.035	83	379	2	3	0.123
吹田市 北消防署局	365	5,415	0.035	80	389	2	4	0.124
吹田市 高野台局	365	5,418	0.034	79	370	2	2	0.125

注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

2. 環境目標値は、昼間の1時間値が、0.06ppm以下であること。

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

(b) 非メタン炭化水素

吹田市内の常時監視局における午前6～9時の非メタン炭化水素濃度の年平均値の経年変化及び令和2年度の年間測定結果は、表4-50、51に示すとおりである。

平成28年度～令和2年度の年平均値は0.09～0.23ppmCであり、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局の方が高く推移している。

令和2年度の測定結果では、午前6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを越えた日数が、吹田市北消防署局で12日、吹田簡易裁判所局で75日、午前6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを越えた日数が、吹田市北消防署局で0日であるが、吹田簡易裁判所局で22日となっており、吹田市の目標を達成していない。

表 4-50 非メタン炭化水素年平均値（午前6～9時）の経年変化  
（平成28年度～令和2年度）

単位：ppmC

測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吹田市北消防署局	0.11	0.12	0.10	0.10	0.09
吹田簡易裁判所局	0.23	0.19	0.18	0.17	0.15

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）



表 4-51 非メタン炭化水素測定結果（令和 2 年度）

測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを越えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを越えた日数とその割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	日	%	日	%
吹田市北消防署局	8,589	0.08	0.09	362	12	3.3	0	0.0
吹田簡易裁判所局	8,420	0.13	0.15	355	75	21.1	22	6.2

注) 指針値及び吹田市目標値：非メタン炭化水素濃度の午前 6 時～9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。ただし、3 時間のうち 1 時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

#### g. 有害大気汚染物質

「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）によると、令和 2 年度は吹田市北消防署局と吹田簡易裁判所局において、有害大気汚染物質の 21 物質の測定が行われている。このうち、吹田市の目標値が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全局で環境基準及び吹田市の目標値（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、国の指針値が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物についても全局で指針値を達成している。

#### h. ダイオキシン類

「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）によると、吹田市内の吹田市北消防署局、吹田簡易裁判所局において大気中のダイオキシン類の測定が行われており、全局で環境基準及び吹田市の目標を達成している。

#### ② 発生源の状況

「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）によると、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、ばい煙等の発生施設の状況は表 4-52、53 に示すとおりである。

表 4-52 大気汚染防止法に基づく工場・事業場数及び施設数（令和 2 年度）

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性有機化合物	工場・事業場実数
工場数	15(78)	1(2)	0(0)	0(0)	16
事業場数	108(365)	0(0)	0(0)	1(3)	108
計	123(443)	1(2)	0(0)	1(3)	124

注) ( ) 内は施設数

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

表 4-53 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場数及び施設数（令和 2 年度）

	ばいじん	有害物質	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	工場・事業場実数
工場数	2(9)	7(24)	6(96)	9(41)	0(0)	13
事業場数	1(1)	6(9)	32(99)	0(0)	0(0)	38
計	3(10)	13(33)	38(195)	9(41)	0(0)	51

注) ( ) 内は施設数

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

### ③ 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-54 に示すとおりであり、令和 2 年度は苦情受付件数が 35 件、処理件数が 30 件となっている。

表 4-54 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 28 年度	27	25
平成 29 年度	33	24
平成 30 年度	43	38
令和元年度	36	30
令和 2 年度	35	30

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 4 年（2022 年）3 月）

「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

(2) 水質汚濁

吹田市では、市内の河川、水路及びため池の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査が行われている。調査地点の位置は図 4-14、15 に示すとおりである。

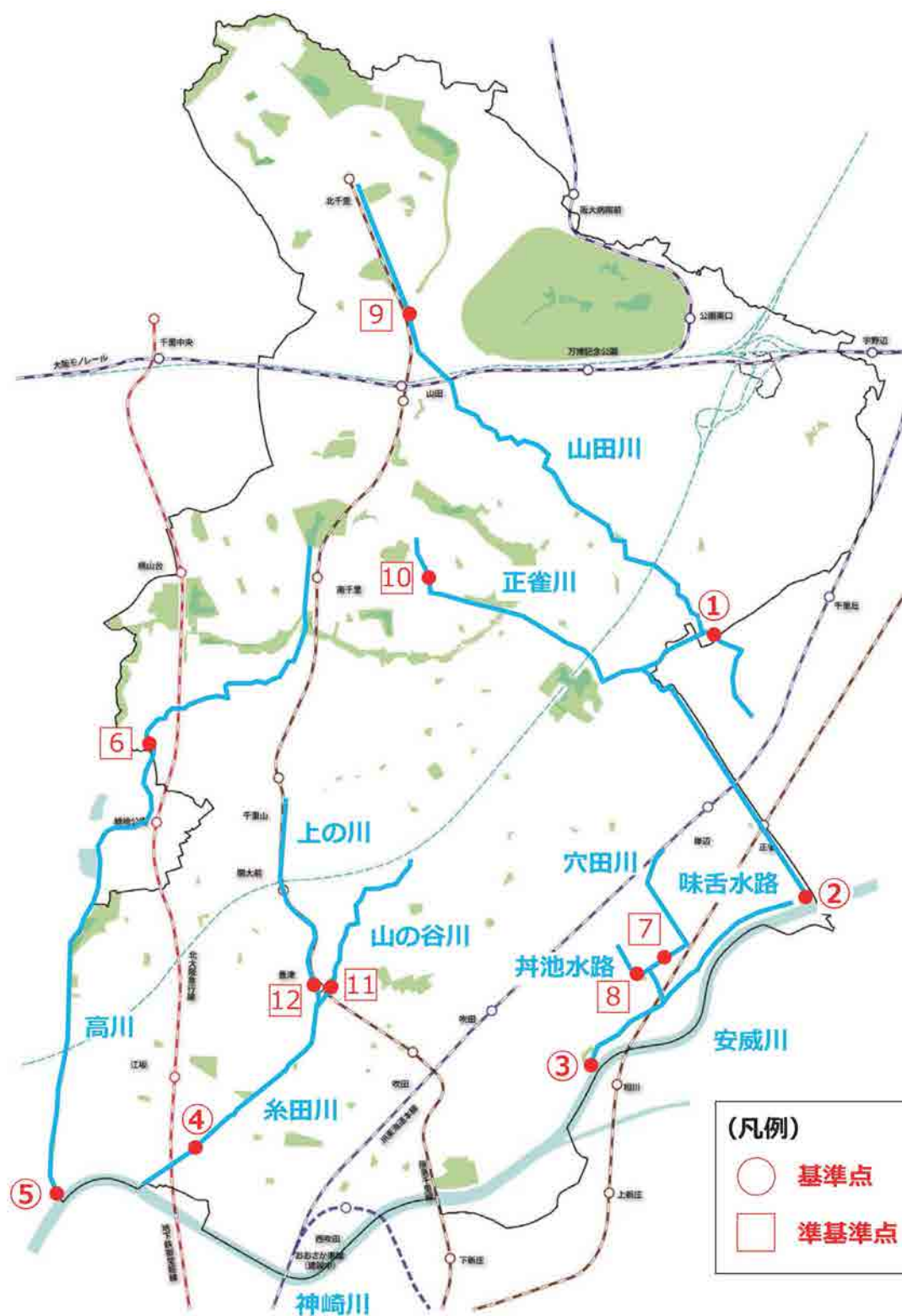


図 4-14 河川・水路等の水質調査地点

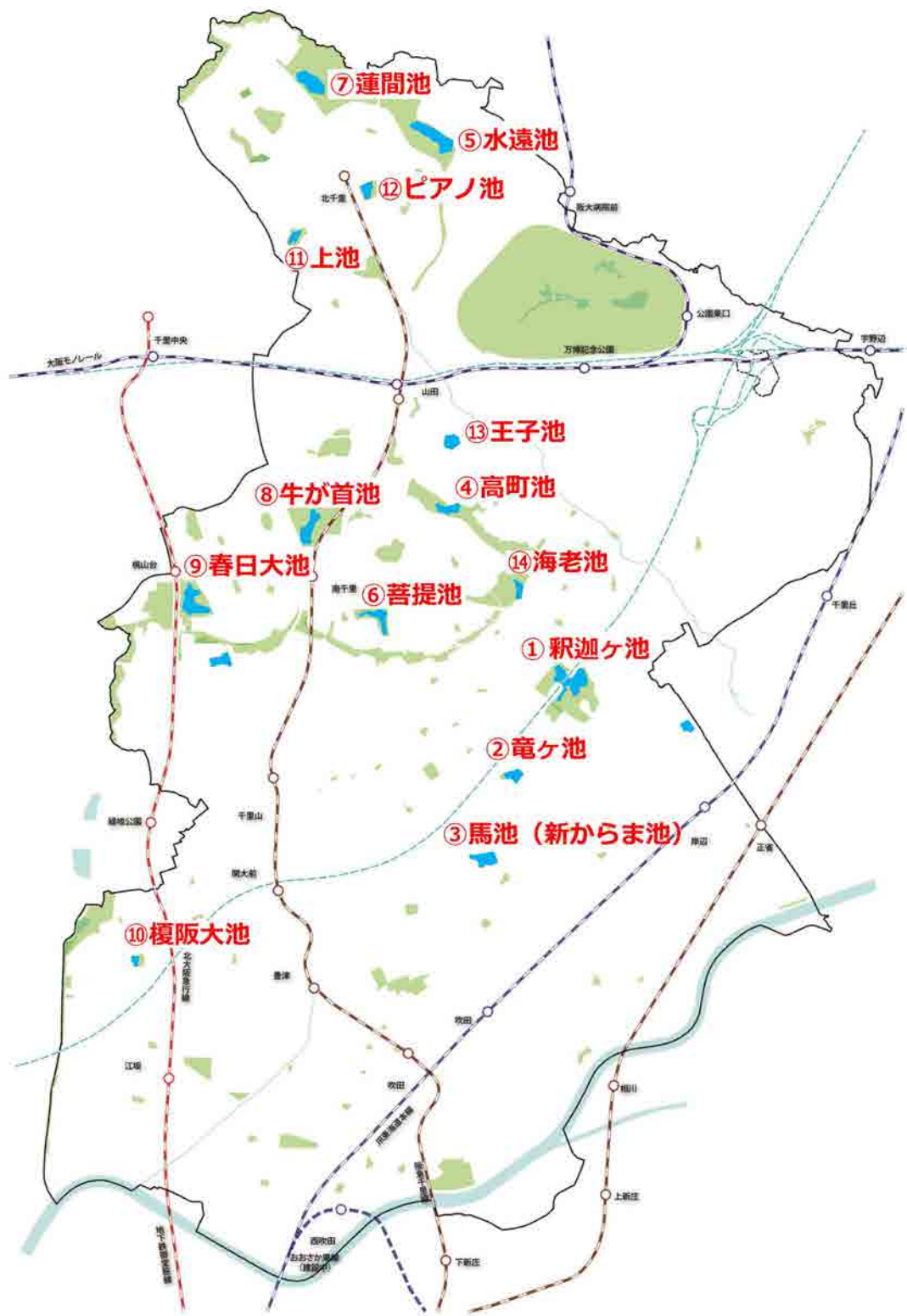


図 4-15 ため池の水質調査地点

① 公共用水域の測定結果

a. 人の健康に係る項目

人の健康項目については、全ての調査地点において吹田市の環境目標値を達成している。

b. 生活環境に係る項目

河川・水路における環境目標の達成率の推移は表 4-55 に示すとおりである。

令和 2 年度の達成状況は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、溶存酸素量の達成率は 100% であるが、水素イオン濃度の達成率は 25.0% となっている。

表 4-55 河川・水路における環境目標達成率の推移

単位：%

年度	項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	測定地点数
平成 28 年度		35.4	91.7	100	100	12
平成 29 年度		31.3	95.8	100	100	12
平成 30 年度		31.3	100	100	100	12
令和元年度		20.8	97.9	100	100	12
令和 2 年度		25.0	100	100	100	12

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

c. 特殊項目

吹田市環境基本計画では、安威川及び神崎川において環境目標を達成することとしており、その他の河川については環境目標を設定していないが、基準点 5 地点で調査が行われている。

「令和 2 年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和 4 年 3 月）によると、令和 2 年度の吹田市域及びその周辺水域における特殊項目の調査結果は、表 4-56(1) に示すとおりであり、吹田市の環境目標を達成している。

また、その他の河川についての調査結果は表 4-56(2) に示すとおりであり、吹田市の環境目標を達成している。

表 4-56(1) 安威川下流及び神崎川における特殊項目の測定結果

単位：mg/L

項目	地点名	安威川 (新京阪橋)	神崎川 (新三国橋)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質		N. D	N. D	0.01mg/L以下
フェノール類		<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
銅		<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
溶解性鉄		<0.10	<0.10	1.0mg/L以下
溶解性マンガン		0.05	0.04	1.0mg/L以下
全クロム		<0.03	<0.03	1.0mg/L以下
陰イオン界面活性剤		0.01	0.02	0.5mg/L以下
亜硝酸性窒素		0.15	0.10	1.0mg/L以下
硝酸性窒素		3.2	2.0	—
アンモニア性窒素		0.82	0.91	—
りん酸性りん		0.22	0.17	—

注) 1. 測定結果は年間平均値である。

2. 神崎川については吹田市内の調査地点がないため、吹田市に隣接する大阪市内の神崎川（新三国）の測定値を参考として記載している。

出典：「令和2年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和4年3月）

表 4-56(2) 基準点5地点における特殊項目の測定結果

単位：mg/L

項目	地点名	山田川 (市域境界)	正雀川 (流末)	味舌水路 (流末)	糸田川 (流末)	高川 (流末)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.01mg/L以下
フェノール類		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
銅		<0.005	<0.005	0.006	0.007	<0.005	0.05mg/L以下
溶解性鉄		0.11	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	1.0mg/L以下
溶解性マンガン		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	1.0mg/L以下
全クロム		<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.0mg/L以下
陰イオン界面活性剤		0.04	0.13	0.02	0.07	0.04	0.5mg/L以下
亜硝酸性窒素		<0.04	<0.04	0.19	<0.04	0.06	1.0mg/L以下
硝酸性窒素		0.17	7.9	1.70	1.3	0.05	—
アンモニア性窒素		<0.04	0.35	0.06	0.10	<0.04	—
りん酸性りん		0.010	0.15	0.12	0.015	0.019	—

注) 測定結果は年間平均値である。

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

② ため池の現況

a. 人の健康に係る項目

人の健康項目については、全てのため池で吹田市の環境目標値を達成している。

b. 生活環境に係る項目

ため池における環境目標の達成率の推移は表 4-57 に示すとおりである。

令和2年度の達成状況は、水素イオン濃度が65.5%、化学的酸素要求量が70.9%、浮遊物質量が98.2%、溶存酸素量が92.7%、全窒素が90.9%、全りんが94.5%となっている。

表 4-57 ため池における環境目標達成率の推移

単位：%

年度 \ 項目	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
平成 28 年度	76.8	73.2	96.4	96.4	92.9	92.9
平成 29 年度	74.5	65.5	94.5	98.2	92.7	90.9
平成 30 年度	83.3	81.5	98.1	90.7	92.6	92.6
令和元年度	66.7	53.7	96.3	96.3	77.8	90.7
令和2年度	65.5	70.9	98.2	92.7	90.9	94.5

出典：「すいたの環境 令和3年版（2021年版）」（吹田市、令和3年（2021年）12月）

③ 地下水の現況

吹田市では、地下水質の状況を把握するために、市内 10 か所の井戸で概況調査が行われているが、「令和2年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和4年3月）によると、令和2年度の調査結果は全ての井戸で吹田市の目標値を達成している。

④ 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は表 4-58 に示すとおりである。



表 4-58 特定（届出）工場・事業場数

業 種		瀬戸内海 環境保全 特別措置法	水質汚濁 防 止 法	大 阪 府 生活環境の 保 全 等 に 関する条例	計	規制対象 工場・事 業 場 数
製 造 業	食料品製造業	3	1	1	5	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		2	2
	化学工業		3	1	4	3
	皮革業		1		1	
	窯業・土石製品製造業					
	非鉄金属製造業		2( 1)		2	1
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般		1		1	1
	小 計	4	10( 1)	2	16	11
そ の 他	洗たく業		11( 6)		11	6
	自動式車両洗浄施設		29(26)		29	
	旅館業	1( 1)	1( 1)		2	
	試験・研究機関		18( 8)		18	16
	し尿処理施設	1( 1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6( 2)		6	6
	その他	1	6( 3)		7	5
小 計	3( 2)	73(46)		76	36	
指定地域特定施設		3( 2)		3		
合 計	7( 2)	86(49)	2	95	47	

注) 1. 指定地域特定施設とは処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽をいう。

2. ( ) は分流式下水道接続事業所数で内数。

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

### ⑤ 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-59 に示すとおりであり、令和 2 年度は苦情受付件数が 1 件、処理件数が 0 件となっている。

表 4-59 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 28 年度	4	3
平成 29 年度	2	1
平成 30 年度	1	0
令和元年度	2	1
令和 2 年度	1	0

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 4 年（2022 年）3 月）

「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

(3) 騒音

① 環境騒音

吹田市では、一般環境騒音の現況を把握するため、用途地域の面積比により調査地点数を算出し、市内 50 地点で調査を実施している。

平成 28 年度から令和 2 年度にかけて実施された調査結果に対する吹田市の環境目標値との適合状況は、表 4-60 に示すとおりである。

地域の類型別にみると、A 地域は 32 地点中、昼間は 29 地点、夜間は 30 地点、1 日では 29 地点が適合している。B 地域は 11 地点中、昼間、夜間、1 日ともに 9 地点が適合している。C 地域は 7 地点中、昼間は全地点、夜間は 6 地点、1 日では 6 地点が適合している。

表 4-60 地域類型別環境目標適合状況

地域の類型	用途地域	調査地点数	適合していた調査地点数					
			昼間 6:00～ 22:00	適合率 (%)	夜間 22:00～ 6:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住居専用地域	25	22	88	23	92	22	88
	小計	32	29	91	30	94	29	91
B	第1種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第2種住居地域	1	0	0	0	0	0	0
	小計	11	9	82	9	82	9	82
C	近隣商業地域	2	2	100	1	50	1	50
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	7	7	100	6	86	6	86
合計		50	45	90	45	90	44	88

注) 平成 30 年度から調査方法を見直し、5 年間で 1 回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度未調査分は前年度までのデータを用いている。

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

## ② 道路交通騒音

吹田市では、道路交通騒音の現況を把握するため、名神高速道路、国道 423 号（新御堂筋）、中国縦貫自動車道、府道大阪中央環状線、近畿自動車道の幹線道路の 19 路線 32 地点で調査を実施している。

令和 2 年度における吹田市の環境目標値の適合状況は表 4-61 に示すとおりである。

表 4-61 時間帯別の環境目標値適合状況

道路の種類	調査路線数	調査地点数	適合していた調査地点数		
			昼間 6:00～ 22:00	夜間 22:00～ 6:00	一日
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	1	0	0
国道	2	8	5	3	3
府道	12	15	15	15	15
市道	2	2	2	2	2
計	19	32	29	26	26

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

## ③ 発生源の状況

「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）によると、令和 2 年度の吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が 249 か所、府条例対象が 310 か所となっている。

### （d）公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-62 に示すとおりであり、令和 2 年度は苦情受付件数が 126 件、処理件数が 87 件となっている。

表 4-62 騒音に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 28 年度	107	58
平成 29 年度	126	85
平成 30 年度	128	81
令和元年度	103	53
令和 2 年度	126	87

注）受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 4 年（2022 年）3 月）  
「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

#### (4) 振動

##### ① 発生源の状況

「すいたの環境 令和3年版(2021年版)」(吹田市、令和3年(2021年)12月)によると、令和2年度の吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定(届出)工場・事業場数は、振動規制法対象が90か所、府条例対象が14か所となっている。

##### ② 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表4-63に示すとおりであり、令和2年度は苦情受付件数が25件、処理件数が21件となっている。

表4-63 振動に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成28年度	14	6
平成29年度	17	12
平成30年度	27	16
令和元年度	23	10
令和2年度	25	21

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典: 「吹田市統計書 令和3年版(2021年版)」(吹田市、令和4年(2022年)3月)  
「すいたの環境 令和3年版(2021年版)」(吹田市、令和3年(2021年)12月)

#### (5) 悪臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表4-64に示すとおりであり、令和2年度は苦情受付件数が10件、処理件数が7件となっている。

表4-64 悪臭に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成28年度	13	8
平成29年度	10	6
平成30年度	14	12
令和元年度	5	1
令和2年度	10	7

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典: 「吹田市統計書 令和3年版(2021年版)」(吹田市、令和4年(2022年)3月)  
「すいたの環境 令和3年版(2021年版)」(吹田市、令和3年(2021年)12月)

(6) 地盤沈下

吹田市内では、地盤沈下の状況を把握するための水準測量が行われている。吹田市内に設置された水準点における平成 21 年度から平成 27 年度の水準測量による地盤高さ（東京湾の平均海面からの高さ）は、表 4-65 に示すとおりである。

表 4-65 水準測量による地盤高さ

単位：m

測定地点 (水準点)	年間変動量		
	平成21年度	平成24年度	平成27年度
岸部中3丁目 <sup>1)</sup>	12.4915	12.4861	—
泉町1丁目 <sup>1)</sup>	3.8739	3.8631	—
岸部中1丁目 <sup>2)</sup>	13.6410	13.6424	13.6506
高浜町 <sup>2)</sup>	5.7817	5.7848	5.7932

注) 1. 大阪府が設置・測量している水準点である。平成 25 年度以降、水準測量は実施されていない。

2. 国土地理院が設置・測量している水準点である。

出典：< 1) のデータ > 「吹田市内における水準測量結果」（大阪府事業所指導課資料）

< 2) のデータ > 「水準測量観測成果表」（国土地理院資料）

(7) 日照障害、電波障害

吹田市では、高さ 10 メートルを超える中高層建築物については、日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対し、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともにできる限りその軽減に努めるよう指導している。

中高層建築物の建築に係る事前協議件数の推移は表 4-66 に示すとおりである。

表 4-66 中高層建築物の建築に係る事前協議件数

単位：件

年度 種別	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同住宅	33	44	40	37	37
事務所ビル	2	3	5	6	2
戸建住宅	1	2	0	0	2
その他	12	11	10	12	14

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

## (8) 動植物

### ① 動物

吹田市では、令和2年度（2020年度）から2年かけて市内の自然環境の現況を調査し、令和4年（2022年）3月に「すいたの自然2021」をとりまとめている。

「すいたの自然2021」によると吹田市内において、哺乳類はホンダタヌキ、アライグマ、イタチ属など19種、鳥類はモズ、ハクセキレイ、カルガモなど221種、両生類・爬虫類はニホンアマガエル、ウシガエル、ニホントカゲなど20種、昆虫類はマツムシ、ショウリョウバッタモドキ、クロシデムシなど1,801種が確認されている。

なお、事業計画地及びその周辺は、植生の存在する環境が少なく、「区域別調査」の地区は設定されていない。

### ② 植物

事業計画地及び周辺地域の現存植生は図4-16に示すとおりである。「すいたの自然2021」によると、植物は564種確認されており、事業計画地周辺は植生の存在する環境が少なく、人工的な樹林と草地が小面積点在する全体的に自然度が低い環境である。

なお、環境省「自然環境調査Web-GIS」（環境省自然環境局ホームページ）によると、事業計画地の周辺には、「特定植物群落」や「巨樹・巨木林」は分布していない。

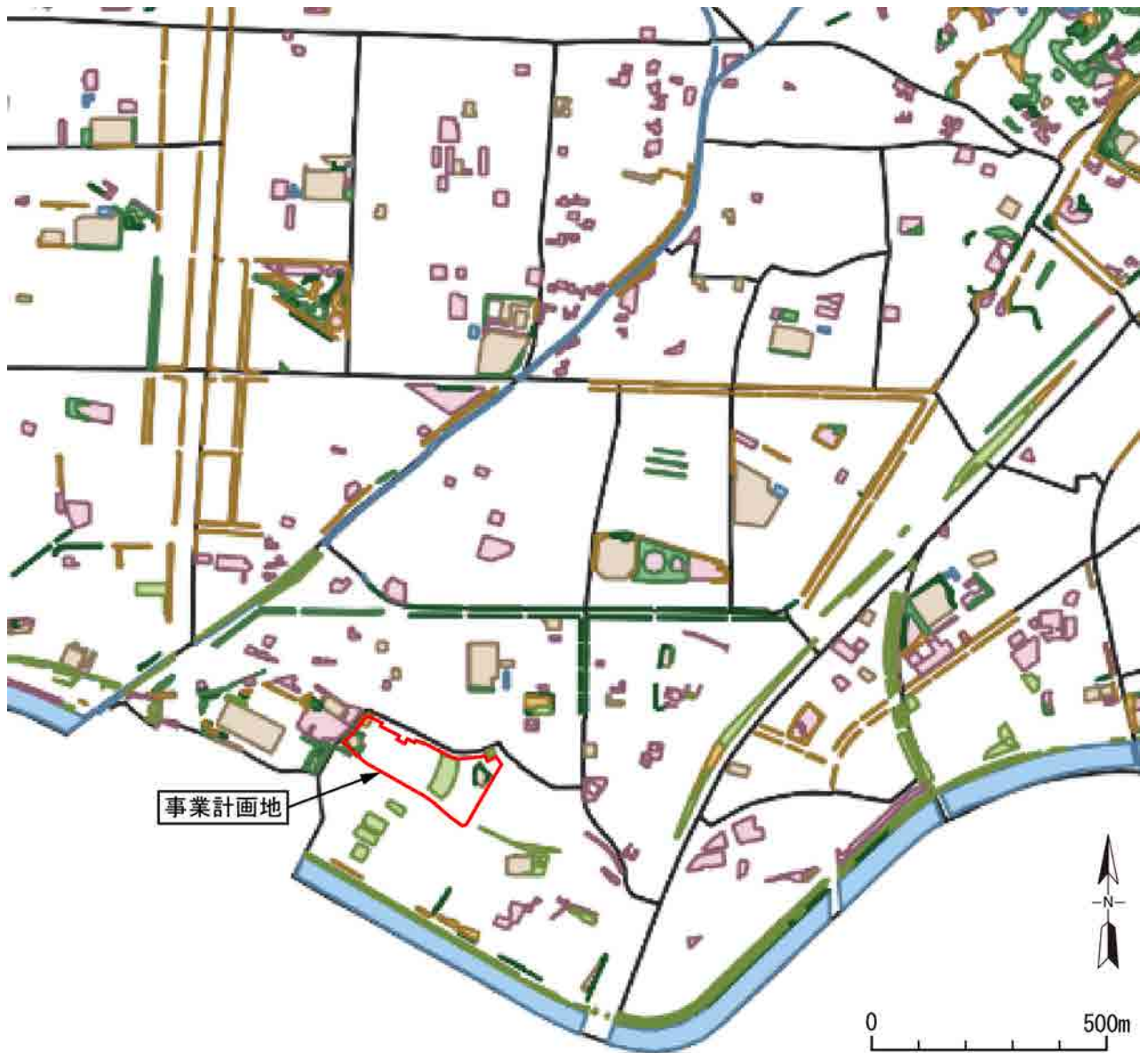


図 4-16 現存植生図



#### (9) 人と自然とのふれあいの場

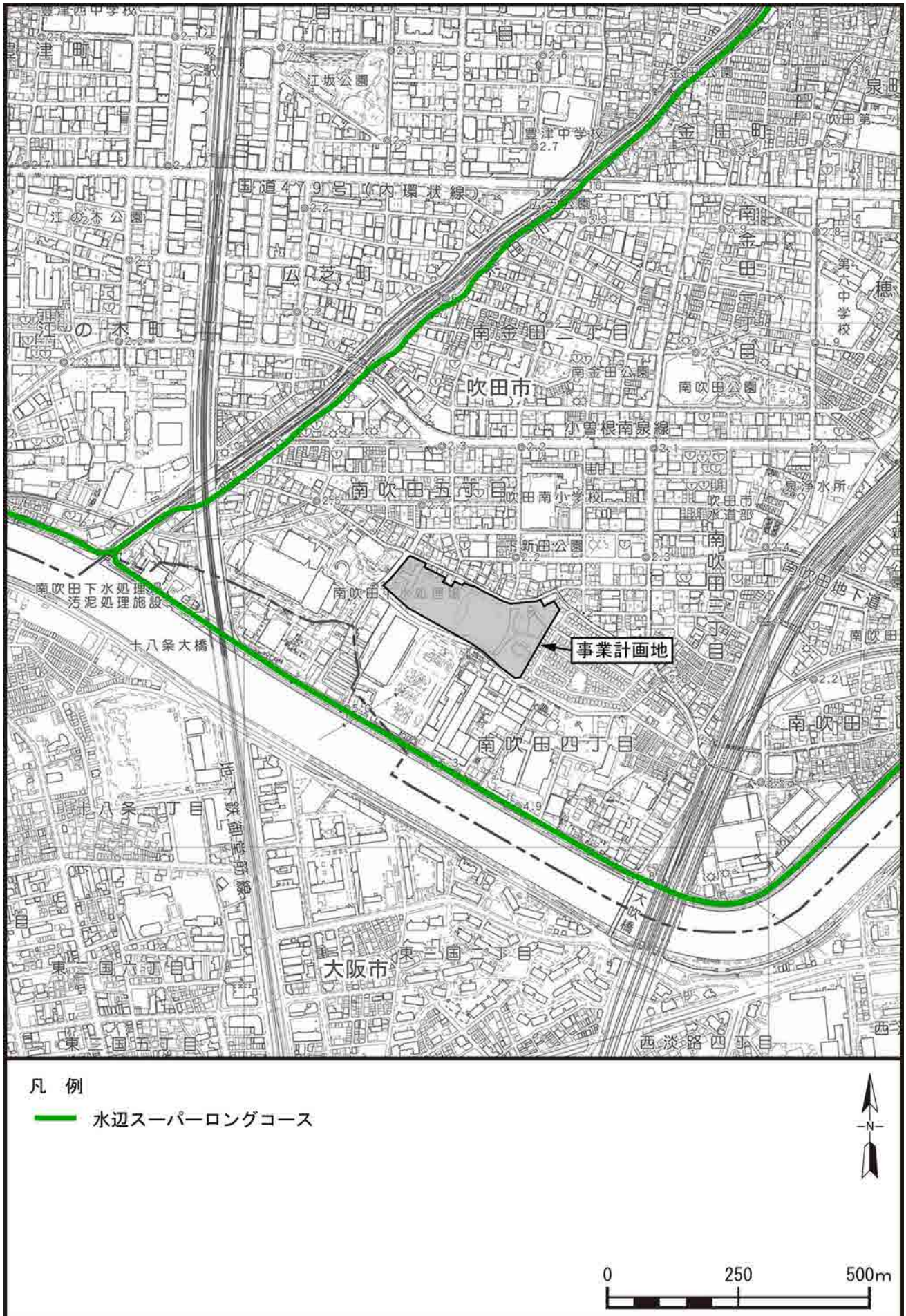
事業計画地周辺の人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 4-17 に示すとおりである。

事業計画地は、吹田市の南部、大阪市との市境界付近にあり、付近に神崎川がながれている。「ぶらっと吹田」コースマップによると、「水辺スーパーロングコース」が事業計画地近くを通過している。

#### (10) 景観

事業計画地は、吹田市の南側の平野部に位置し、「吹田市景観まちづくり計画-2022-」によると、平坦な地形に、面的開発により戸建住宅や集合住宅が立地する景観「南吹田駅界限」に区分されている。

事業計画地周辺は、昭和 45 年（1970 年）の日本万国博覧会（大阪万博）開催以降、周辺の開発にあわせて、工場や倉庫などの立地が進み、一帯の区画整理事業を通して、戸建住宅や集合住宅が立ち並んでいる。また、住宅地に位置する南吹田公園は地域の緑の核として、地域の人たちに親しまれている。



出典：〔「ぶらっと吹田 花と緑、水めぐる遊歩道」(吹田市、平成18年)〕をもとに作成

図4-17 事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況

(11) 文化財

① 指定（登録）文化財

吹田市には、国指定（登録）の文化財が 34 件、大阪府指定の文化財が 10 件、吹田市指定（登録）の文化財が 24 件ある。

事業計画地及び周辺には国、府及び市の指定（登録）文化財は存在しない。

② 埋蔵文化財

事業計画地及びその周辺における埋蔵文化財の状況は、表 4-67 及び図 4-18 に示すとおりである。

事業計画地の西側には五反島遺跡が分布しており、事業計画地の西端部は五反島遺跡にふくまれている。

表 4-67 埋蔵文化財の状況

名称	時代	種類
垂水南遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・生産遺跡
金田遺跡	古墳	集落跡
五反島遺跡B地点	奈良	集落跡
五反島遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・その他 (旧河道跡・堤防)
十八条遺跡B地点	中世・近世	集落跡
十八条遺跡	古墳～中世	集落跡
東三国 6 丁目所在遺跡 B地点	中世・近世	集落跡
東三国 6 丁目所在遺跡	古墳・奈良・平安・中世	集落跡
東三国 2 丁目所在遺跡	中世	集落跡
蒲田街道	近世	その他

出典：「大阪府地図情報システム」（大阪府ホームページ）





出典：「大阪府地図情報システム」（大阪府ホームページ、令和2年3月）より作成  
 図 4-18 事業計画地及びその周辺における文化財の状況

(12) 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は表 4-68 に示すとおりである。

令和 2 年度のごみ全体の排出量は、10.8 万tであり、そのうち家庭系ごみは 7.6 万t、事業系ごみは 3.2 万tである。

平成 28 年度以降は、人口の増加に伴い家庭ごみが増加している一方で、事業系ごみは減少しており、平成 30 年以降は、ごみ全体の排出量も減少している。

表 4-68 ごみ排出量の推移

単位：トン

項目 \ 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ごみ全体	104,631	105,630	108,746	108,545	107,610
家庭系ごみ	68,933	69,932	72,387	73,481	75,870
事業系ごみ	35,698	35,698	36,359	35,063	31,740
人口	369,441	370,365	371,753	372,948	375,522

注) 1. 人口は 9 月 30 日の値

2. ごみ排出量には、集団回収による再生資源の量は含まない。

出典：「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）

(13) 地球環境

「すいたの環境 令和 3 年版（2021 年版）」（吹田市、令和 3 年（2021 年）12 月）によると、吹田市域の温室効果ガスの排出量の推移は図 4-19 に示すとおりである。吹田市域の平成 30 年度（2018 年度）の温室効果ガス排出量は 1,502 千トンとなっており基準年度の平成 25 年度（2013 年度）の 2,232 千トンに比べて 14.9%の減少となっている。

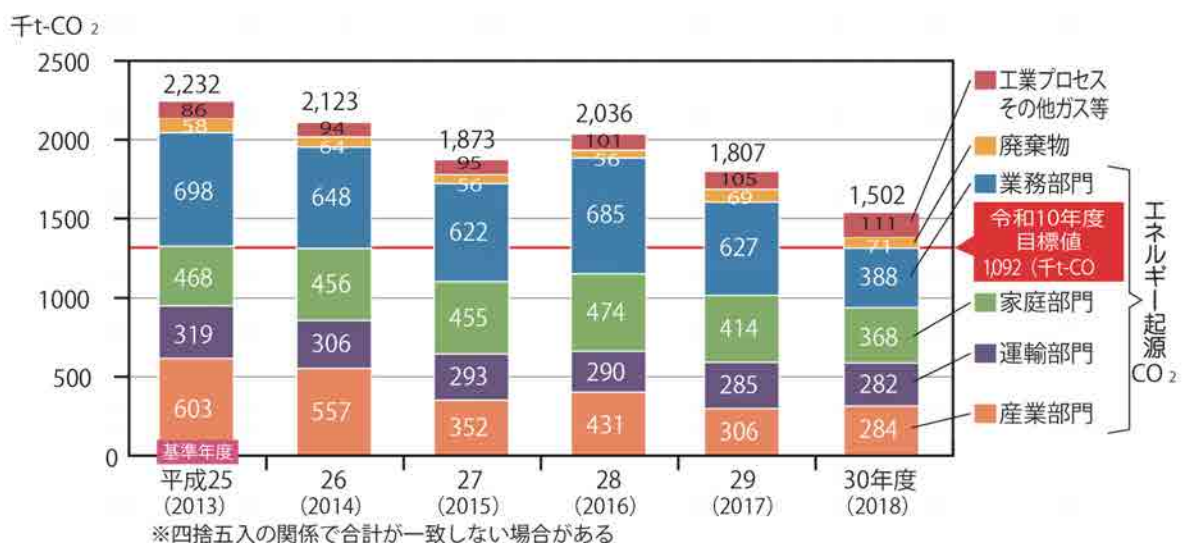


図 4-19 温室効果ガスの推移



#### (14) 防災

吹田市では、災害時の備えとして、地震や水害などの発生時における被害を想定した資料を作成・公開している。

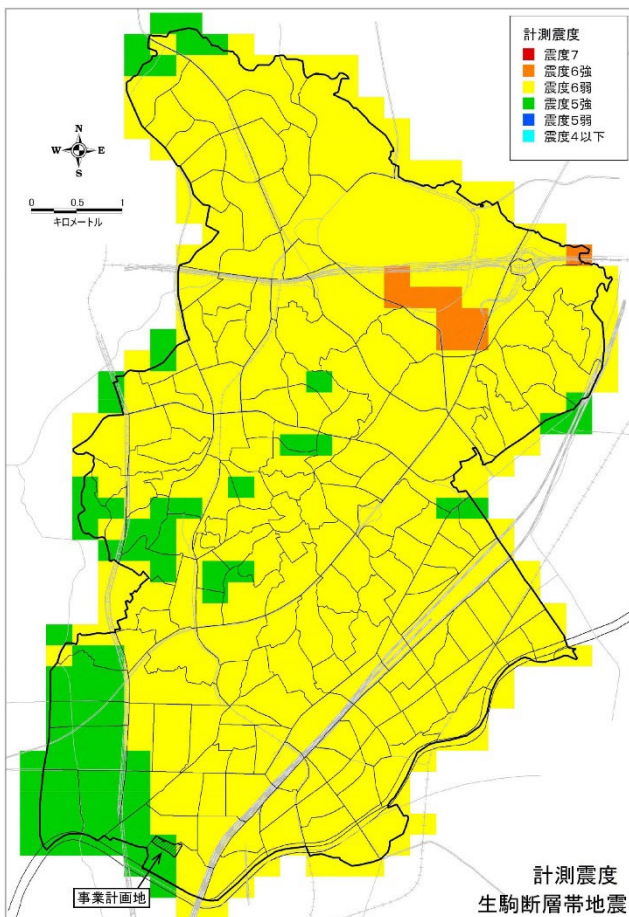
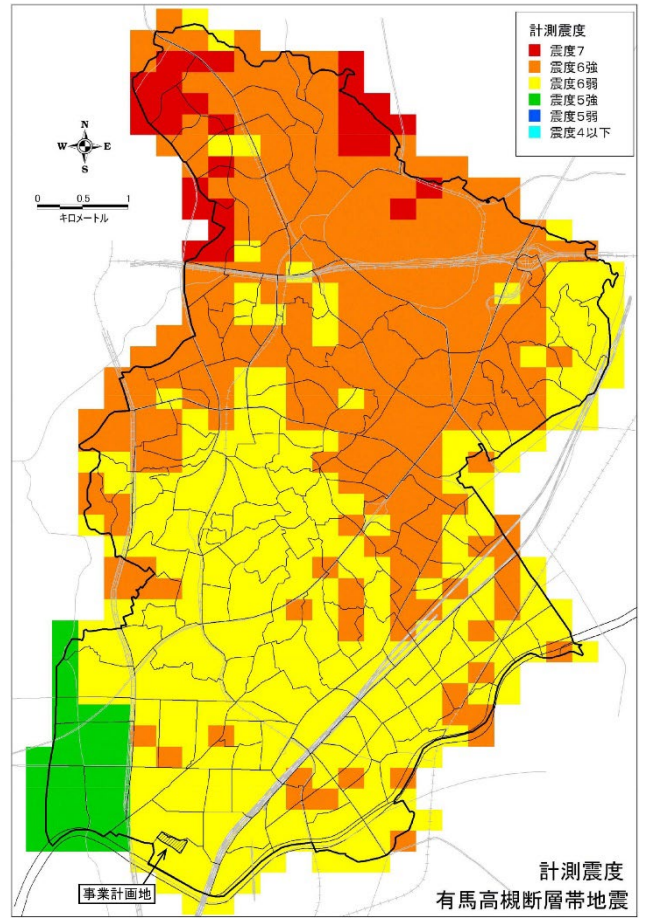
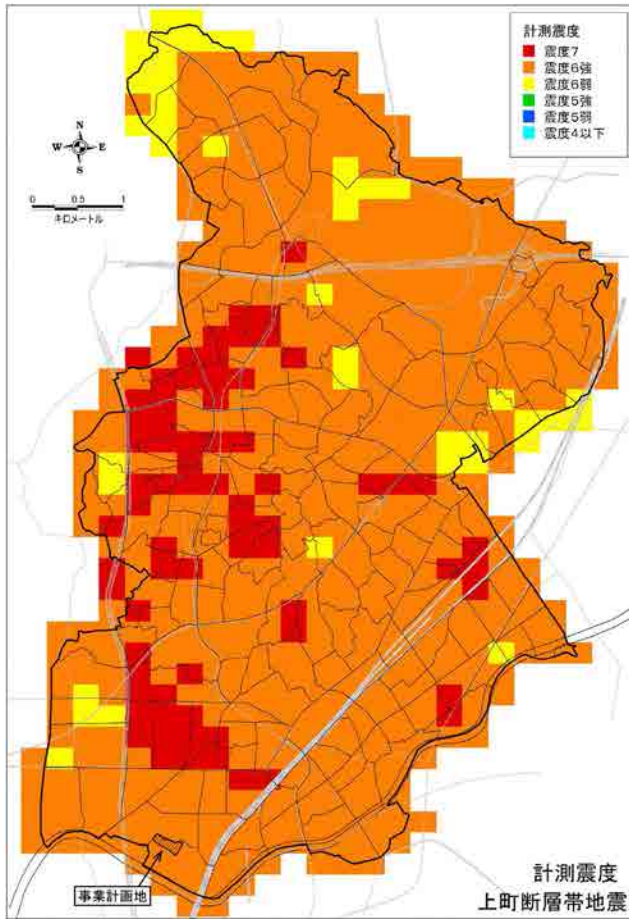
地震発生時の想定として、「吹田市地震被害想定（概要版）」（平成 25 年 10 月 1 日）において、吹田市に影響が大きいと想定される上町断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、生駒断層帯地震を対象に被害想定を行っている。各断層帯の地表における地震動予測は図 4-20 に、液状化予測は図 4-21 に示すとおりである。

3 つの断層帯で吹田市に最も大きな影響を与える地震は上町断層帯であり、市域のほぼ全域にわたって計測震度 6 強となり、また、一部地域では計測震度 7 となっている。次いで、吹田市に大きな影響を与える地震は有馬高槻断層帯であり、市域北側のほぼ半分程度の地域で計測震度 6 強となっている。生駒断層帯では、市域のほぼ全体で計測震度 6 弱、一部地域で計測震度 6 強となっている。事業計画地は、上町断層帯地震では震度 6 強、有馬断層帯地震では震度 6 弱、生駒断層帯地震では震度 5 強が想定されている。地震による液状化予測では、いずれの地震においても事業計画地の大部分は PL 値 0～5 で、東端の一部が PL 値 15～と想定されている。

また、水害発生時の想定として、図 4-22 に示す「洪水ハザードマップ」（令和 4 年（2022 年）3 月）、「高潮ハザードマップ」（令和 4 年（2022 年）3 月）、「内水ハザードマップ」（平成 31 年（2019 年）3 月）の他、避難場所を示した防災マップ（令和 4 年（2022 年）3 月）などを公開している。

事業計画地は平地に位置しており、土砂災害（特別）警戒区域や大規模盛土造成地は周辺にも分布していないが、南側近くに神崎川が位置していることから、洪水時、高潮時に最大 3m 未満の浸水が想定されている。

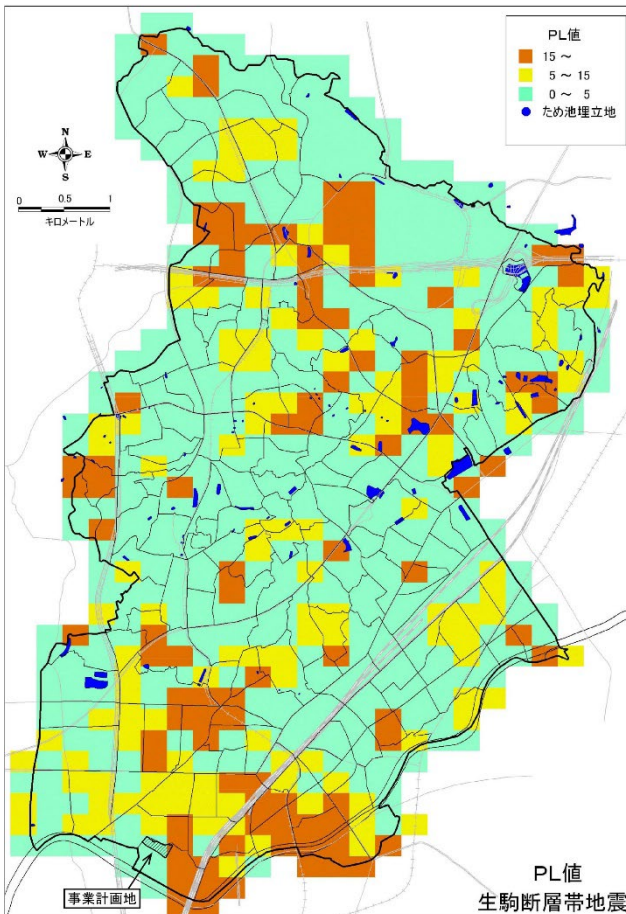
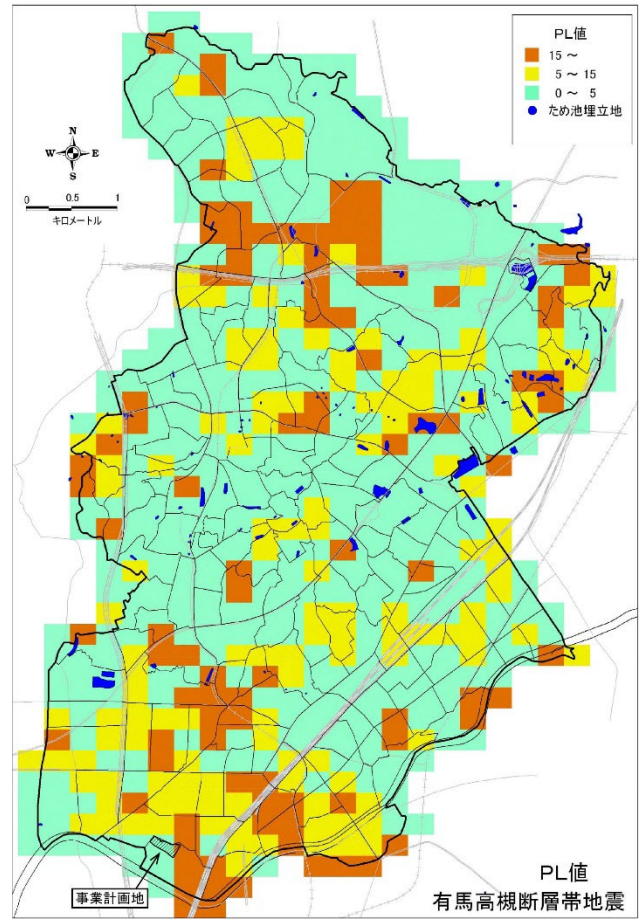
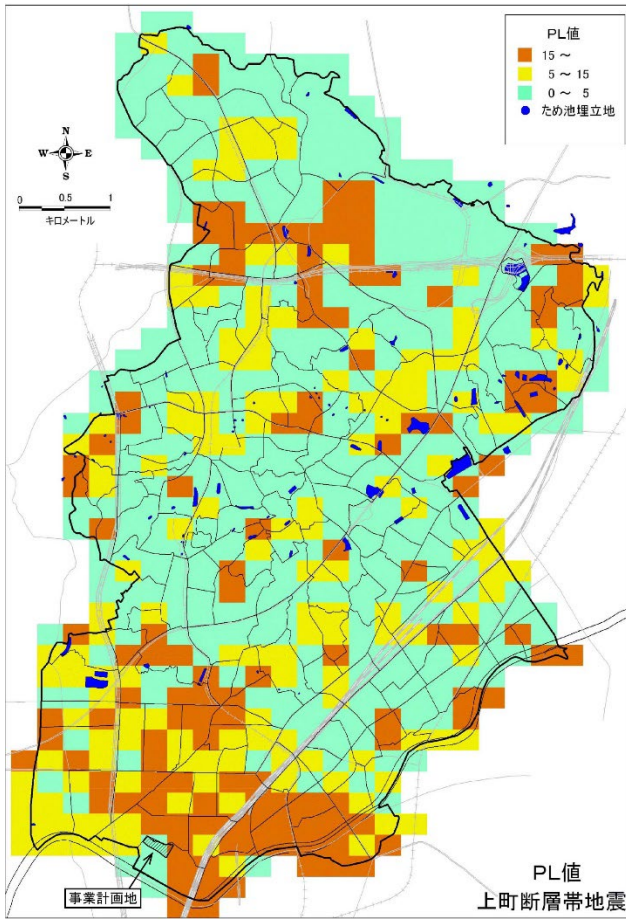
なお、事業計画地周辺には指定緊急避難場所（洪水・土砂災害）として吹田南小学校、津波・洪水避難ビルとしてアドリーム江坂、吹田南小学校及びダスキン大阪中央工場が分布している。



〔想定する地震：内陸直下型地震〕  
 ○上町断層帯地震  
 ○有馬高槻断層帯地震  
 ○生駒断層帯地震

図 4-20 地震動予測結果・計測震度



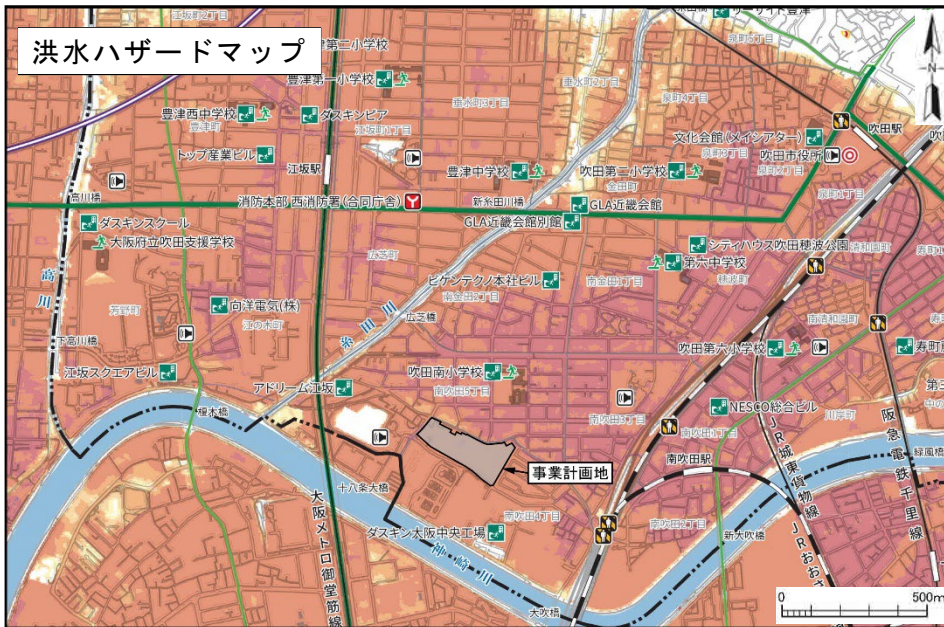


$P_L$  値と液状化可能性評価 (岩崎ほか, 1980)

$P_L$ 値	液状化危険度
0~5	液状化危険度は低い。 特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要
5~15	液状化危険度が高い。 重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要
15以上	液状化危険度がきわめて高い。 液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

図 4-21 液状化予測結果





- ### 施設等凡例
- 指定緊急避難場所 (洪水・土砂災害)
  - 消防署・消防署出張所
  - 市役所・出張所
  - 防災行政無線 (拡声器)
  - 津波・洪水避難ビル
  - 地下道
- 
- 国道
  - 府道
  - 高速道路
  - 鉄道・モノレール

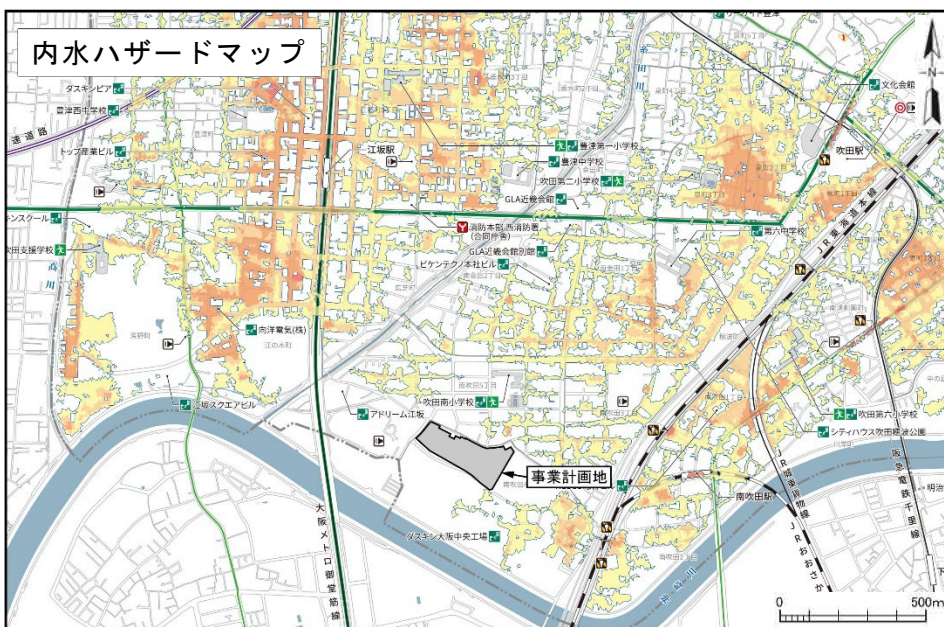
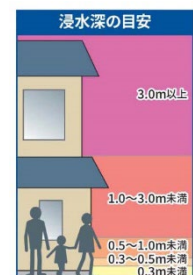
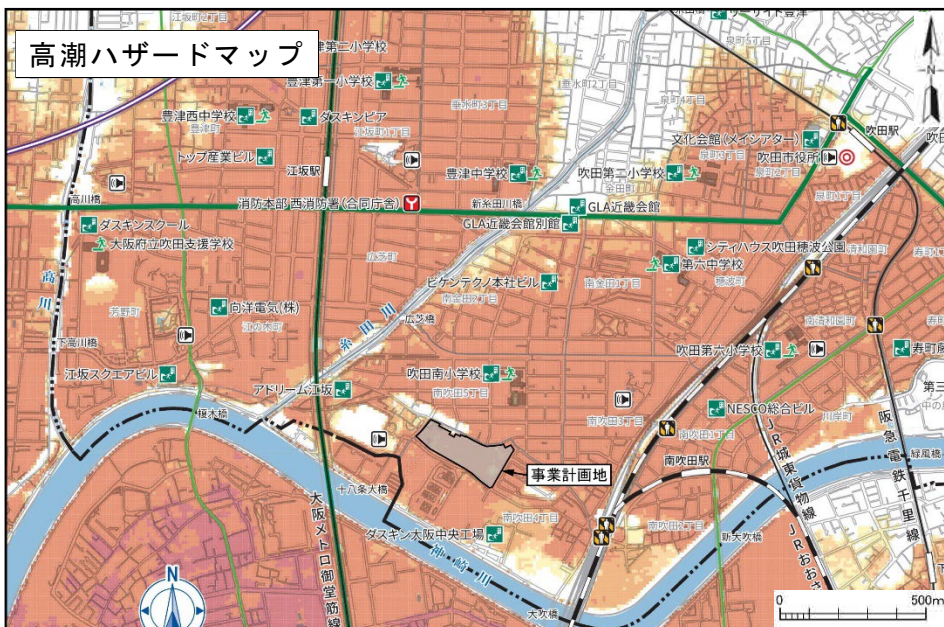
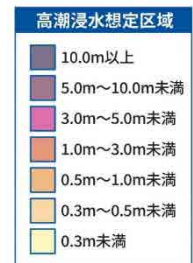


図 4-22 防災ハザードマップ

#### 4. 2. 4 周辺事業の有無

事業計画地から概ね 500m 以内の周辺地域において実施または実施が予定されている環境負荷の大きな施設及び事業、工事（以下「周辺事業」という。）については、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」（平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号（最終改正：平成 30 年 3 月 30 日条例第 21 号））の大規模開発事業に該当する事業が 1 件あり、その内容について表 4-69 に示す。

表 4-69 周辺事業の状況

事業者の名称	三菱商事都市開発株式会社 株式会社サンケイビル
開発事業の名称	(仮称) 南吹田物流施設計画新築工事
事業区域の位置	吹田市南吹田 4 丁目 4500 番 21、4500 番 23、5639 番 大阪市淀川区東三国 3 丁目 202 番、406 番
予定建築物の概要	倉庫
事業区域の面積	36,139.18 m <sup>2</sup>
事業の内容	高さ 37.50m 地上 5F
事業の進捗状況	解体工事实施中 令和 4 年（2022 年）9 月着工予定 令和 5 年（2023 年）12 月竣工予定

出典：「大規模開発事業構想の経過書」（吹田市ホームページ）及び現地看板での確認

## 5. 当該事業における環境に対する取組方針

## 5. 当該事業における環境に対する取組方針

事業計画地は、一級河川「神崎川」に接しており、工場や事業所と住宅が混在する地域にある。本事業では、緑の少ない周辺環境に配慮した開発計画となるよう努めるとともに吹田市の環境政策に資するものとなる「潤いのある街並みを実現した快適な住宅環境の形成」を目指していくものとする。

- ・CASBEE A ランク及び ZEH-M Oriented を取得する。
- ・既存の緑地である事業計画地西側隣地の五反島公園と、本事業で新たに設置する提供公園に加え当該計画南側隣地開発での計画緑地といった新たな緑化空間をつなぐ開発道路沿いに、高木の並木を施すことで、潤いを感じ歩きたくなる空間を創出する。
- ・事業地内での防災備蓄倉庫の設置や非常時に飲用可能な雨水利用システムの採用など災害時の在宅避難を想定した計画とし、合わせて提供公園での防災設備の設置検討など災害対策を行う。

これらの実現に向け、関係機関と連携・協力を図り、工事中も含め、環境負荷の低減と安全・安心、快適性の向上を心掛けながら事業を進めていくものである。

## 6. 当該事業における環境取組内容



## 6. 当該事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のための標準的取組事項を踏まえ、本事業の特性等を考慮して検討した、現時点で予定している環境取組内容は、表 6-1(1)～(10)に示すとおりであり、その概要を以下に示す。

### 6. 1 工事中

#### 6. 1. 1 地球温暖化対策・省エネルギー

- ・工事の実施において使用する電気は、グリーンエネルギーによるものを利用する。

#### 6. 1. 2 排ガス・騒音等の抑制

- ・排出ガス対策型建設機械の採用及び低騒音・低振動型の建設機械・工法の使用に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップ等、適切な施工管理を行う。

#### 6. 1. 3 工事中の排水等の対策

- ・工事中の濁水は、仮設沈砂池、ノッチタンク等を経由して表層水のみ公共下水道に放流し、道路などへの濁水や土砂の流出を防止する。

#### 6. 1. 4 廃棄物等の抑制

- ・廃棄物の発生抑制、減量化に努める。
- ・建設発生土については、事業計画地での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生を抑制する。

#### 6. 1. 5 景観

- ・仮囲いの設置に際しては景観面に配慮し、計画地周辺や場内の清掃による環境美化に努める。

#### 6. 1. 6 交通安全

- ・児童、生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する等、事故防止に努める。

### 6. 2 施設の使用、供用時

#### 6. 2. 1 地球温暖化対策・省エネルギー

- ・大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果（CASBEE A）を取得する。
- ・省エネルギー型の照明、高効率給湯器などのエネルギー効率の高い機器の採用及び高性能な高断熱材の採用などによるZEH-M設計とする。

#### 6. 2. 2 ヒートアイランド対策

- ・道路沿いの高木植栽による緑陰形成や法面の緑化などにより、地表面の高温化抑制に努める。

#### 6. 2. 3 廃棄物等の抑制

- ・廃棄物の発生抑制、減量化や分別収集に努める。

#### 6. 2. 4 景観

- ・吹田市の景観形成基準を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行う。
- ・開発道路沿いに高木を植栽するとともに、既存道路との接続部付近にプレイロットを配置し、開放的な空間となるよう計画するなど潤いのある街並み景観の形成に努める。

#### 6. 2. 5 交通安全

- ・敷地内通路において歩車分離を行うことで歩行者が安全に通行できる空間を確保する。

#### 6. 2. 6 防災

- ・防災備蓄倉庫の設置、通常時には散水、災害時には飲用水として利用できる雨水貯留システムやマンホールトイレの設置など、災害時の自立性を維持する取組を検討する。

表 6-1(1) 環境取組内容（工事中その1）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■ 大気汚染や騒音などの公害を防止します。</p> <p>建設機械</p>			
1	低公害型建設機械の使用	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	一部実施する	低燃費型の建設機械（ハイブリッド式パワーショベルなど）の使用に努めます。
3	アイドリングの禁止	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、不要なアイドリングをしません。
4	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行います。
<p>工事関係車両</p>			
8	低公害、低燃費車の使用	実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	実施する	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。
10	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	実施する	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
13	通勤等で利用する車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。

表 6-1(2) 環境取組内容（工事中その2）

取組事項		実施の有無	取組内容
16	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	実施する	工事関連車両を場外に待機させません。
18	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限にします。
19	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、不要なアイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしの抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 ＜騒音・振動等＞			
21	防音シートなどの設置	実施する	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置し、解体作業時は、仮囲いと防音シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。
22	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
＜粉じん・アスベスト＞			
25	粉じん飛散防止対策	実施する	周辺への粉じん飛散を防止するため、解体・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。
26	アスベストの調査など	該当なし	解体工事は、本事業に係る環境影響評価手続きの対象ではありません。 なお、解体工事においては、アスベストの使用有無について調査を行い、調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、市長にも報告を行っています。また、アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止対策を行っています。
27	アスベストの飛散防止対策	該当なし	

表 6-1(3) 環境取組内容（工事中その3）

取組事項		実施の有無	取組内容
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞			
28	濁水や土砂の流出防止	実施する	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
29	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
30	土壌汚染対策	該当なし	事業計画地は、前地主の調査の結果、鉛及びその化合物の基準を超過する一部の区域が令和3年1月に形質変更時要届出区域に指定されましたが、その後、当該範囲において汚染土壌除去を実施し、令和3年8月に形質変更時要届出区域の指定は解除されています。
31	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
32	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
＜悪臭・廃棄物＞			
33	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
34	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
35	解体時の環境汚染対策	該当なし	解体工事は、本事業に係る環境影響評価手続きの対象ではありません。 なお、解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正に処理を行っています。
36	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
37	産業廃棄物の適正処理	実施する	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。

表 6-1(4) 環境取組内容（工事中その4）

取組事項		実施の有無	取組内容
<b>■地域の安全安心に貢献します。</b>			
38	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
42	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
<b>■環境に配慮した製品及び工法を採用します。</b>			
省エネルギー			
43	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源			
44	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。
45	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。
<b>■快適な環境づくりに貢献します。</b>			
景観			
46	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
47	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺の環境美化			
48	周辺道路の清掃	実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
49	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和			
50	打ち水	一部実施する	夏期において水道水で、周辺道路などに打ち水を行います。

表 6-1(5) 環境取組内容（工事中その5）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■地域との調和を図ります。</p> <p>工事説明・苦情対応</p>			
51	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。また、解体工事を行う場合は、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を設置します。
52	苦情対応	実施する	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
<p>周辺の教育・医療・福祉施設への配慮</p>			
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する	吹田南小学校や吹田くすのきこども園に対し、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
54	騒音、振動などの配慮	実施する	工事中の騒音、振動などについて、吹田南小学校や吹田くすのきこども園に十分配慮します。
<p>周辺の事業者との調整</p>			
55	複合的な環境影響の抑制	実施する	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。



表 6-1(6) 環境取組内容（施設・設備等その1）

取組事項	実施の有無	取組内容
■ 地球温暖化対策を行います。		
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	実施する 大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果（CASBEE A）を取得するとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示します。
57	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）設計	実施する 集合住宅はZEH-M設計とし、消費するエネルギーを極力減らすようにします。
58	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	実施する 空調、照明、給湯、換気などの設備について、高効率や省エネルギー型の機器を採用します。
59	再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用	実施する 本事業では、省エネルギー型の照明、高効率給湯器などのエネルギー効率の高い機器の採用及び高性能な高断熱材の採用などによるZEH-M設計とする計画であり、太陽光パネルの設置についても検討します。
60	エネルギー効率の高いシステムの導入	実施する 高効率ガス給湯設備などエネルギー効率の良い機器を採用します。
61	エネルギーを管理するシステムの導入	一部実施する 住居へのエネルギーマネジメントシステムなどの導入は計画していませんが、共用部の冷暖房や照明の稼動について区域制御による管理を行います。
62	冷媒漏えい（使用時排出）の防止	実施する 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備（空調機器、冷蔵冷凍庫など）を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい（使用時排出）が発生しないように設計します。
63	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する 採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。（断熱等性能等級5を取得します。）
64	長寿命な建築物の施工	実施する 基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。（劣化対策等級3を取得します。）
65	環境に配慮した製品の採用	実施する グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材（国産材、大阪府内産材）などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。
66	宅配ボックスの設置	実施する 再配達によるエネルギー消費を減らすため、集合住宅には宅配ボックスを設置します。

表 6-1(7) 環境取組内容（施設・設備等その2）

取組事項		実施の有無	取組内容
■ ヒートアイランド対策を行います。			
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	実施する	高反射率塗料の塗布などにより、建物の屋根面の高温化を抑制するとともに屋上緑化の実施を検討します。
68	地表面の高温化抑制	実施する	道路沿いの高木植栽による緑陰形成や法面の緑化などにより、地表面の高温化を抑制するとともに遮熱性・保水性舗装の採用について検討します。
■ 自然環境を保全し、みどりを確保します。			
69	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事業計画地での植栽種には、在来種を選定するとともに、周辺緑地と連続するような緑地配置を検討するなど動植物の生息・生育環境に配慮します。
70	地域のシンボルツリーの保全	該当なし	事業計画地にシンボルツリーがないため。
71	既存の植生の保全	該当なし	事業計画地に既存の植生がないため。
72	地域に応じたみどりの創出	実施する	事業計画地内の開発道路沿いの高木植栽により新たに配置する提供公園と隣接する五反島公園などの緑地とみどりを連続させるなど、周辺も含めたみどりの創出により、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。
73	駐車場緑化	実施しない	立体駐車場を計画しているため。
74	屋上緑化など	実施する	屋上緑化を検討します。
75	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。（面積 約 90 m <sup>2</sup> ）
76	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
■ 水循環を確保します。			
77	水資源の有効利用	実施する	雨水を利用する設備（雨水タンク）を導入し、通常時には散水、災害時には飲用水として有効利用することを検討しています。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設又は雨水浸透施設等を設置します。
79	雨水浸透への配慮	実施する	法面緑化や雨水浸透柵の採用により、雨水浸透に配慮します。

表 6-1(8) 環境取組内容（施設・設備等その3）

取組事項	実施の有無	取組内容
<p>■地域の生活環境を保全します。            大気・騒音・振動等</p>		
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	実施する 空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
81	住宅における防音サッシ等の設置	実施する 現地調査結果など周辺環境に応じて、入居者に騒音の影響が考えられる場合には、窓などに防音サッシ等の設置を検討します。
82	駐車場の配置計画時の配慮	実施する 周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する 近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	該当なし 該当機器は設置しません。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する 屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
86	建築資材による光の影響の考慮	実施する 建築資材による太陽の反射光については、資材選定に配慮するとともに光の影響を考慮した対策の実施に努めます。
87	環境に配慮した塗料の使用	実施する 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	該当なし 本事業は住宅開発であり、事業計画地周辺の施設に対して、騒音、振動、通風、採光などについて特段の配慮が必要となることはないと考えています。
中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物）		
89	日照障害対策	実施する 日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（商業と工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	実施する 電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。

表 6-1(9) 環境取組内容（施設・設備等その4）

取組事項		実施の有無	取組内容
91	電波障害発生時の改善対策	実施する	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
92	プライバシーの配慮	実施する	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
■ 景観まちづくりに貢献します。			
93	地域への調和	実施する	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
96	重点地区指定に向けた協議	実施する	計画区域や建設敷地が1haを超えるため、重点地区の指定についての協議を行います。
97	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98	屋外広告物に関する基準の遵守	実施する	屋外広告物に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
■ 安心安全のまちづくりに貢献します。			
99	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	事業計画地内の開発道路には、両側に歩道を設けるなど、歩行者が安全に通行できる計画とします。
100	災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組	実施する	耐震性能、防火性能の向上、液状化対策など災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組を行います。（耐震等級1を取得します。）

表 6-1(10) 環境取組内容（施設・設備等その5）

取組事項		実施の有無	取組内容
101	災害時の自立性を維持する取組	実施する	防災備蓄倉庫の設置、通常時には散水、災害時には飲用水として利用できる雨水貯留システムやマンホールトイレの設置など、災害時の自立性を維持する取組を検討します。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	供用後に入居者や管理組合等が行う取組となることから、地域や行政との協定の締結、自主防災組織の結成への誘導等について検討します。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	実施する	事業計画地内の提供公園が一時的な災害時の支援拠点や避難場所として活用できるような取組について検討します。
104	犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組	実施する	防犯カメラの設置等、犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組を行います。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	供用後に入居者や管理組合等が行う取組となることから、パトロールや見守り等、犯罪に備えた地域等との連携などへの誘導等について検討します。

7. 環境要素、調査の時期及び  
方法並びに予測の方法及びその時点



## 7. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

### 7. 1 環境影響評価の項目

#### 7. 1. 1 環境影響要因の細区分の抽出

本事業の実施に伴う一連の諸行為等のうち、環境影響要因としては、「工事」、「存在」及び「供用」が考えられる。

環境影響要因の細区分の抽出結果は、表 7-1 に示すとおりである。

なお、本事業は吹田市環境まちづくり影響評価条例の対象事業の「住宅団地の建設」に該当する。事業計画地内において計画する小規模な商業施設による影響については、「住宅団地の建設」に含んで、環境影響評価を行う。

表 7-1 環境影響要因の抽出結果

環境影響要因	環境影響要因の細区分
工 事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建設機械の稼働</li><li>・ 工事用車両の走行</li><li>・ 工事の影響</li></ul>
存 在	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑の回復育成</li><li>・ 建築物等の存在</li></ul>
供 用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人口の増加</li><li>・ 冷暖房施設等の稼働</li><li>・ 施設関連車両の走行</li><li>・ 駐車場の利用</li></ul>

#### 7. 1. 2 環境要素の細区分の抽出

吹田市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）に示された環境要素のうち、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる環境要素を抽出した結果は、表 7-2 に示すとおりである。

表 7-2 環境影響評価項目選定表

目標	分野	環境要素	工事			存在		供用					
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	人口の増加	冷暖房施設等の稼働	施設関連車両の走行	駐車場の利用		
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○	○	○			
資源を大切に作る社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物						○					
		産業廃棄物			○								
		建設発生土			○								
		フロン類			○								
健康で快適な暮らしを支える生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○							○	○	
		悪臭			○								
		ヒートアイランド現象				○	○		○	○			
	水	水質汚濁	公共用水域			×							
			地下水			×							
			底質汚染										
	土	土壌汚染	土壌汚染			×							
			地形、地質	土砂流出、崩壊			×						
				斜面安定			×						
	地盤	地下水	地下水位										
			地盤沈下、変状										
	騒音・振動等	騒音	騒音	○	○							○	○
			振動	○	○							○	
低周波音													
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系			×	×	×						
		緑化（緑の質、緑の量）				○							
		人と自然とのふれあいの場			○	○							
快適な都市環境の創造	建造物の影響	景観				○	○						
		日照障害					○						
		テレビ受信障害					○						
		風害					×						
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○								
	防災・安全	自然災害危険度	自然災害危険度				○	○	○				
			人為的災害危険度										
			地域防災力				○	○	○				
	地域社会	コミュニティ	コミュニティ			○			○				
			交通混雑、交通安全		○				○		○	○	

注：「○」は影響があると考えられる項目、「×」は標準的な項目として例示されている項目の内、本計画では影響はないと考えられる項目。

7. 1. 3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

技術指針において、「住宅団地の建設」により影響をもたらす可能性のある事項として例示された環境要素の内、本事業において影響はほとんどないと考えられることから調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由は、表 7-3 に示すとおりである。

表 7-3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

分野	環境要素		環境要因	除外した理由
水	水質汚濁	公共用水域	【工事】 工事の影響	工事中の濁水等については周辺への流出を防止し、適切な処理をした後公共下水道へ放流する計画であることから、影響はないと考えられる。
		地下水		
土	土壌汚染		【工事】 工事の影響	<p>工事中において土壌汚染が発生する行為は行わないことから、影響はないと考えられる。</p> <p>なお、事業計画地は、前地主の調査の結果、鉛及びその化合物の基準を超過する一部の区域が令和 3 年 1 月に形質変更時要届出区域に指定されたが、その後、当該範囲において汚染土壌除去を実施し、令和 3 年 8 月に形質変更時要届出区域の指定は解除されている。</p>
	地形、地質	土砂流出、崩壊 斜面安定性		
人と自然	動植物、生態系		【工事】 工事の影響 【存在】 緑の回復育成建築物等の存在	事業計画地は、造成済みの更地であること、周辺は住宅地と人工的に植栽された公園が分布する状況であることから、工事の実施及び施設の存在による動植物、生態系への影響はないと考えられる。
構造物の影響	風害		【存在】 建築物の存在	計画建物（集合住宅）は最高高さ 29.9m であり、一般的に高層建築物とされる 31m 以下であること、また、敷地境界からの離隔を確保することから、周辺への影響はないと考えられる。

7. 2 調査、予測及び評価の方法

7. 2. 1 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

「(1) 環境影響評価の項目」で選定した環境要素についての、調査の方法及びその時期並びに予測の方法及びその時点は表 7-4(1)～(21)に、現地調査の地点及び範囲は図 7-1 に示すとおりである。

表 7-4(1) 現況調査及び予測の手法（温室効果ガス・エネルギー）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		温室効果ガス・エネルギーの状況	事業計画地周辺	至近年
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	人口の増加及び冷暖房施設等の稼動による影響 予測対象項目 ・ 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量及び削減量 ・ エネルギー使用量及び削減量	事業計画地	供用後	原単位及び設備計画等に基づき予測。
	施設関連車両の走行による影響 予測対象項目 ・ 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量及び削減量	事業計画地周辺	供用後	原単位及び交通計画に基づき予測。

表 7-4(2) 現況調査及び予測の手法（廃棄物等）

現況調査	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
		廃棄物等の状況	事業計画地周辺	至近年
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	建築工事等の実施により発生する建設副産物による影響 ・ 産業廃棄物 ・ 建設発生土	事業計画地内	工事中	事業計画、既存資料等をもとに建設副産物発生量及び排出量を推定。
	建築工事等の実施により発生するフロン類による影響		工事中	類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測。
人口の増加により発生する廃棄物の影響 ・ 一般廃棄物	供用後		現況調査結果と事業計画等から廃棄物発生量及び排出量を推定。	

表 7-4(3) 現況調査及び予測の手法（大気汚染）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	大気質・気象の状況 ・窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素） ・浮遊粒子状物質 ・気象（風向・風速）	事業計画地周辺の一般環境大気測定局（垂水局）	至近 5 年間	既存資料の収集・整理
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	建設機械の排出ガスによる影響 予測対象項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 予測値 ・1 時間値 ・年平均値 ・日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	事業計画地周辺	工事最盛期	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。
	工事中車両の排出ガスによる影響 予測対象項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 予測値 ・1 時間値 ・年平均値 ・日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	工事中車両主要走行ルート沿道 3 断面	工事最盛期	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。
	駐車場の利用車両の排出ガスによる影響 予測対象項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 予測値 ・年平均値 ・日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	事業計画地周辺	供用後	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。
	施設関連車両の排出ガスによる影響 予測対象項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 予測値 ・年平均値 ・日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	施設関連車両主要走行ルート沿道 2 断面	供用後	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。

表 7-4(4) 現況調査及び予測の手法（悪臭）

現況調査	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
	悪臭の状況	事業計画地周辺	至近年	既存資料の収集・整理
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	建築工事等の実施により発生する悪臭の影響	事業計画地周辺	工事中	現況調査結果、類似事例及び事業計画等から定性的に予測。

表 7-4(5) 現況調査及び予測の手法（ヒートアイランド現象）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	土地被覆等の状況	事業計画地及び周辺	至近年	既存資料の収集・整理
ヒートアイランド現象の状況				
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	緑の回復育成、建築物の存在及び冷暖房等の稼働による影響 予測対象項目 ・土地被覆の変化 ・人工排熱の変化	事業計画地	存在及び供用後	土地利用計画、緑化計画及び施設計画等を用いて環境取組を実施有無による変化の程度を予測。
	施設関連車両の走行による影響 予測対象項目 ・人工排熱の変化	事業計画地周辺	供用後	事業計画及び交通計画に基づき予測。

表 7-4(6) 現況調査及び予測の手法（騒音）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	一般環境騒音 ・騒音レベル	事業計画地周辺 2 地点	平日・休日 各 1 日 24 時間連続	JIS等に定める測定方法に基づき調査。
	道路交通騒音 ・騒音レベル	関連車両主要 走行ルート沿道 3 断面	平日・休日 各 1 日 24 時間連続	同上
	交通量 ・時間交通量 方向別、3 車種分類 (大型、小型、 動力付き 2 輪車)			ハンドカウンターにより目視計測。
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	建設機械の稼働による影響 ・騒音レベル	事業計画地周辺	工事最盛期	日本音響学会式等による数値計算により、騒音レベルを予測。
	工事用車両の走行による影響 ・騒音レベル	工事用車両主要 走行ルート沿道 3 断面	工事最盛期	日本音響学会式等による数値計算により、騒音レベルを予測。
	駐車場の利用による影響 ・騒音レベル	事業計画地周辺	供用後	距離減衰式等による数値計算により、到達騒音レベルを予測。
	施設関連車両の走行による影響 ・騒音レベル	施設関連車両主要 走行ルート沿道 2 断面	供用後	日本音響学会式等による数値計算により、騒音レベルを予測。



表 7-4(7) 現況調査及び予測の手法（振動）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	現況調査	一般環境振動 振動レベル	事業計画地周辺 2 地点	平日・休日 各 1 日 24 時間連続
道路交通振動 振動レベル 地盤卓越振動数		関連車両主要 走行ルート沿道 3 断面	平日・休日 各 1 日 24 時間連続	振動レベル 同上 地盤卓越振動数 大型車走行時の振動の 1/3 オクターブバンド 周波数分析により求める。
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	建設機械の稼働による影響 ・振動レベル	事業計画地周辺	工事最盛期	距離減衰式等により、到達振動レベルを予測。
	工事中車両の走行による影響 ・振動レベル	工事中車両主要 走行ルート沿道 3 断面	工事最盛期	建設省土木研究所提案式等による数値計算により振動レベルを予測。
	施設関連車両の走行による影響 ・振動レベル	施設関連車両主要 走行ルート沿道 2 断面	供用後	建設省土木研究所提案式等による数値計算により振動レベルを予測

表 7-4(8) 現況調査及び予測の手法（緑化）

	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	現況調査	周辺地域の生育木 ・大径木調査	事業計画地及び 周辺	適宜（春～夏）
緑被の状況		事業計画地及び 周辺	適 宜	植物調査結果の整理・ 解析
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	施設の存在による影響 ・緑の質・量の変化の程度	事業計画地及び 周辺	存在時	現況調査結果と土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測。

表 7-4(9) 現況調査及び予測の手法（人と自然とのふれあいの場）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な人と自然とのふれあいの場の分布状況</li> <li>・ 主要な人と自然とのふれあいの場の利用状況</li> </ul>	事業計画地及び周辺	適宜	聞き取り調査及び現地踏査
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の実施及び施設の有無による人と自然とのふれあいの場の変化の程度	事業計画地及び周辺	工事中及び存在時	現況調査結果、工事計画及び事業計画等から定性的に予測。

表 7-4(10) 現況調査及び予測の手法（景観）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	地域の景観特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観資源の状況</li> <li>・ 代表的な眺望地点の分布状況</li> </ul>	事業計画地周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査
	代表的な眺望地点からの事業計画地方向の景観	代表的な眺望地点（5地点程度）	適期 各1回	景観写真撮影
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	建築物等の出現による景観への影響	代表的な眺望地点（5地点程度）	完成時	景観モニタージュの作成により定性的に予測。

表 7-4(11) 現況調査及び予測の手法（日照障害）

現況調査	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
	建築物等の分布状況	事業計画地周辺	適宜	既存資料の収集・整理、現地踏査
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	建築物の出現により発生する日影の影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時刻別日影図</li> <li>・ 等時間日影図（冬至日等）</li> </ul>	事業計画地周辺	完成時（冬至日等）	幾何学的計算式により予測。

表 7-4(12) 現況調査及び予測の手法（テレビ受信障害）

	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	テレビジョン電波受信状況 ・アンテナ端子電圧 ・受信画質等 建築物等の分布状況 ・住居等の位置、形状、階層等	事業計画地周辺	適宜	テレビジョン受信状況は電波障害測定車による現地調査 建築物等の分布状況は現地踏査等
	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
予測	建築物の出現がテレビジョン電波受信状況に及ぼす影響 ・受信障害発生範囲	事業計画地周辺	完成時	建造物による障害の理論式により予測。

表 7-4(13) 現況調査及び予測の手法（文化遺産）

	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	文化財、埋蔵文化財包蔵地の状況	事業計画地	適宜	文化財保護法に基づく試掘調査を実施
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	掘削工事の実施による埋蔵文化財へ影響	事業計画地及び周辺	工事中	事業計画及び工事計画等をもとに定性的に予測。

表 7-4(14) 現況調査及び予測の手法（自然災害危険度・地域防災力）

	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	過去の災害等の状況	事業計画地及び周辺	適宜	既存資料の収集・整理
	自然災害発生時の被害想定			
	地域防災計画等			
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	存在及び人口の増加による影響	事業計画地周辺	存在及び供用後	類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測。

表 7-4(15) 現況調査及び予測の手法（コミュニティ）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	コミュニティ施設の状況	事業計画地周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の実施によるコミュニティ施設への影響	事業計画地周辺	工事中	工事計画等をもとに定性的に予測。
	人口の増加によるコミュニティ施設への影響		供用後	事業計画等による人口増加量から周辺施設への影響を予測。

表 7-4(16) 現況調査及び予測の手法（交通混雑）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	交通量、歩行者及び自転車通行量 時間交通量 (方向別、3車種区分)	事業計画地周辺 2交差点	平日・休日 各1回 24時間	ハンドカウンターにより目視計測。
	信号現示			ストップウォッチにより計測。
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事用車両の走行による影響 ・交差点需要率等	工事用車両主要走行ルート沿道 2交差点	工事最盛期	現況調査結果と工事計画等から交差点需要率等を予測。
	施設関連車両の走行による影響 ・交差点需要率等	施設関係車両主要走行ルート沿道 2交差点	供用後	現況調査結果と事業計画等から交差点需要率等を予測。

表 7-4(17) 現況調査及び予測の手法（交通安全）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	交通安全施設等の状況	事業計画地周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	施設関連車両及び工事用車両の走行による影響	事業計画地周辺	工事中及び供用後	関連車両の通行ルート、交通量及び周辺の歩行経路等を考慮し、事業計画等を基に予測。
	人口の増加及び駐車場の利用による影響		供用後	

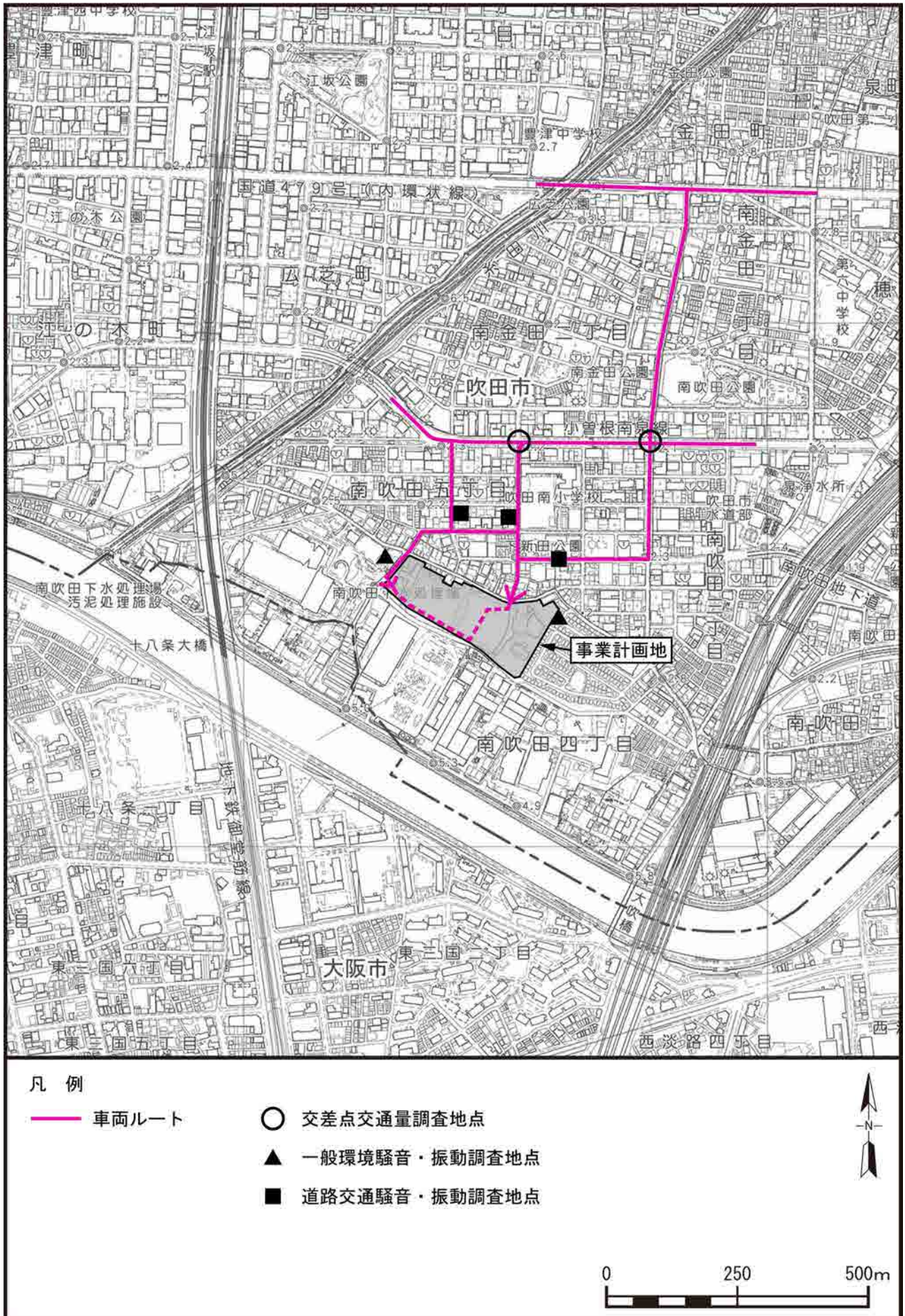


図 7-1 現地調査地点・範囲図



## 7. 2. 2 評価の方法

予測結果について、以下の観点からの評価を行う。

### (1) 温室効果ガス・エネルギー

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。

### (2) 廃棄物等

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・廃棄物等の最終処分量が、発生抑制、再利用等により可能な限り低減されていること。
- ・廃棄物・発生土が適正に処理されること。
- ・地域における廃棄物の処理に支障をきたさないこと。

### (3) 大気汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・環境基本法により設定されている環境基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

### (4) 悪臭

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

### (5) ヒートアイランド現象

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人口排熱増加が、可能な限り低減されていること。

### (6) 騒音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により設定されている特定建設作業の規制基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・環境基本法により設定されている環境基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

(7) 振 動

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により設定されている特定建設作業の規制基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・振動規制法により設定されている道路交通振動の限度の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

(8) 緑 化

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）で設定されている目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

(9) 人と自然とのふれあいの場

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）で設定されている目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

(10) 景 観

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市景観まちづくり計画-2022-で設定されている基本目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

(11) 日照障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域の日照が著しく障害されるおそれがないこと。

(12) テレビ受信障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域住民のテレビ電波の受信に障害を及ぼすおそれがないこと。

(13) 文化遺産

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・文化財等に及ぼす影響が可能な限り低減されていること。

(14) 自然災害危険度・地域防災力

- ・想定される自然災害発生時に主要構造物及び住民等に著しい被害が発生しないこと。
- ・被災時に住民等の避難及び救助等の応急対応が円滑に実施できること。
- ・被災後に事業計画地の住民又は周辺地域の住民等の在宅避難生活の継続を可能とすること又は補助すること。



(15) コミュニティ

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
- ・コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能に著しい支障をきたさないよう努めること。

(16) 交通混雑

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。

(17) 交通安全

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
- ・歩行者の交通安全の確保に配慮されていること。

## 8. その他の事項

## 8. その他の事項

本事業の実施に際して順守すべき主な法令は、以下に示すとおりである。

### 【事業に関する法律】

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 道路法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 電気事業法
- ・ 消防法

### 【環境に関する法律】

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 景観法
- ・ 文化財保護法

### 【事業に関する条例】

- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例
- ・ 大阪府野外広告物条例
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・ 大阪府景観条例
- ・ 吹田市開発事業の手続等に関する条例
- ・ 吹田市環境まちづくり影響評価条例
- ・ 吹田市景観まちづくり条例
- ・ 吹田市建築基準法施行条例
- ・ 吹田市環境基本条例
- ・ 吹田市環境の保全等に関する条例
- ・ 吹田市水道条例
- ・ 吹田市緑の保護及び育成に関する条例
- ・ 吹田市産業振興条例
- ・ 吹田市下水道条例
- ・ 吹田市文化財保護条例